

日本健康・栄養システム学会

会則・規則・細則集

20080329 改訂

20100701 改訂

20130701 改訂

20150401 改訂

20160401 改訂

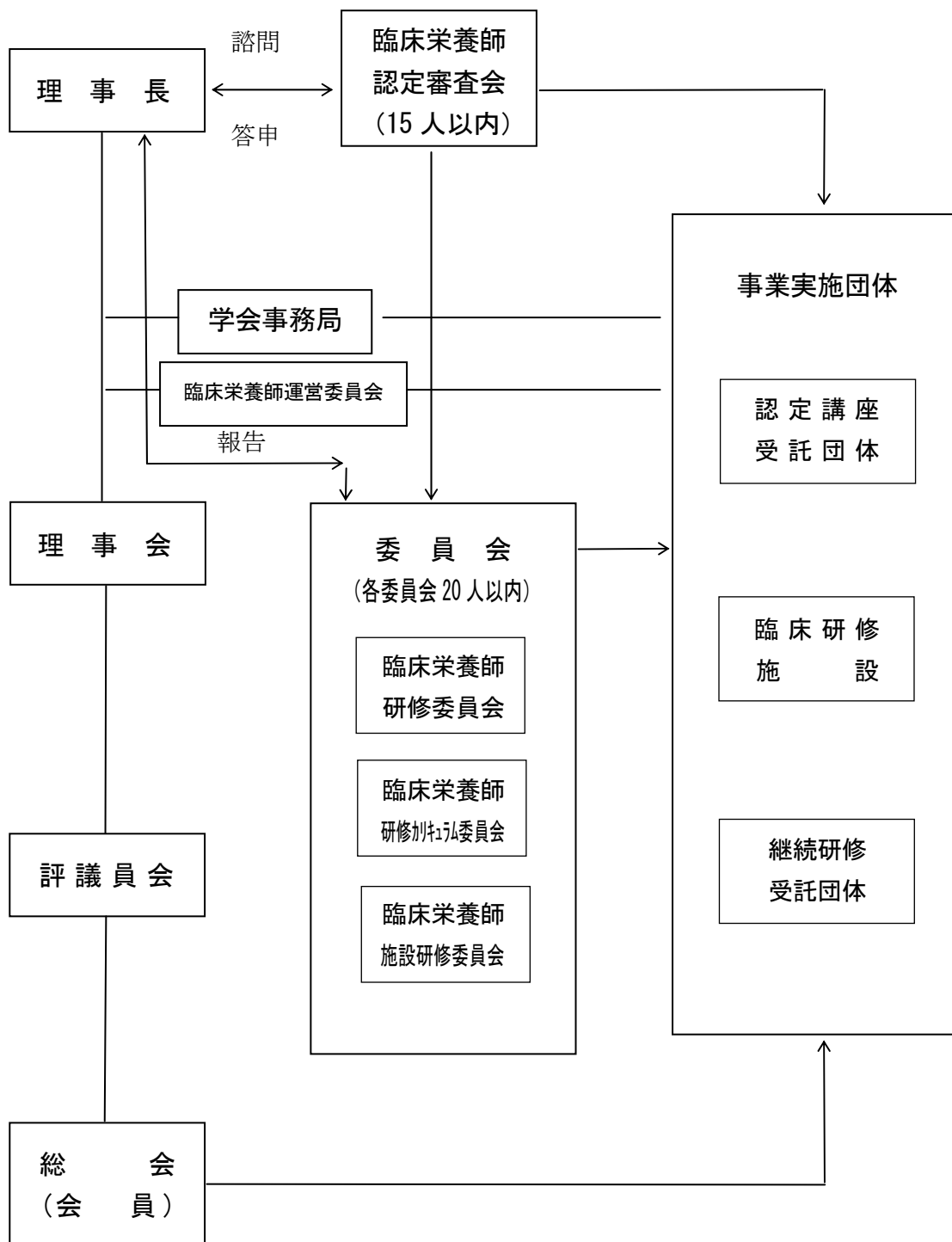
一般社団法人 日本健康栄養システム学会

目次

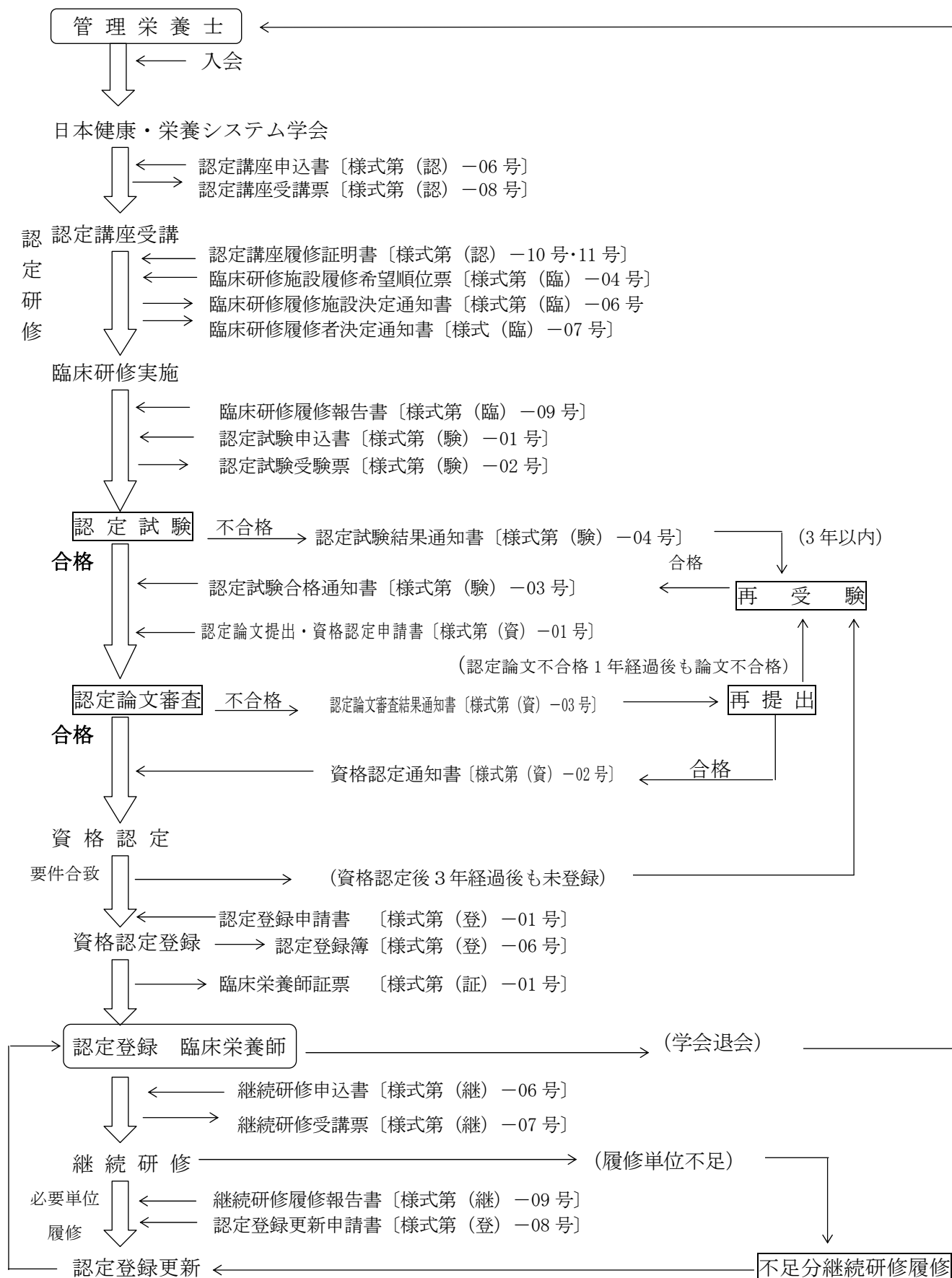
1.	日本健康・栄養システム学会会則	6
2.	臨床栄養師資格認定規則	11
3.	臨床栄養師認定審査会規則	13
4.	臨床栄養師研修委員会等細則	15
5.	臨床栄養師資格認定細則	17
6.	臨床栄養師認定講座実施細則	18
7.	臨床栄養師臨床研修実施細則	31
8.	大学院生臨床栄養師認定研修履修細則	37
9.	臨床栄養師認定試験実施細則	39
10.	臨床栄養師認定研修履修相当細則	41
11.	臨床栄養師認定論文審査実施細則	44
12.	臨床栄養師継続研修規則	47
13.	臨床栄養師継続研修履修相当細則	51
14.	臨床栄養師海外研修細則	54
15.	臨床栄養師資格認定に関する手続細則	55
16.	臨床栄養師認定登録に関する規則	57
17.	臨床栄養師認定講座書類様式細則	62
18.	臨床栄養師認定講座書類様式細則（大学院）	75
19.	臨床栄養師臨床研修書類様式細則	81
20.	臨床栄養師認定試験書類様式細則	100
21.	臨床栄養師認定研修・継続研修履修相当書類様式細則	105
22.	臨床栄養師認定論文書類様式細則	110
23.	臨床栄養師継続研修書類様式細則	114
24.	臨床栄養師海外研修書類様式細則	125
25.	臨床栄養師登録手続書類様式細則	136
26.	臨床栄養師資格認定・登録関係名簿等取扱細則	153
27.	臨床栄養師証票等細則	155
28.	臨床栄養師研修（基礎・応用）規則	158

29.	栄養ケアチーム研修規則	164
30.	栄養サポートチーム研修規則	168
31.	臨床栄養師資格認定等費用細則	173
32.	NCMリーダー認定規則	178
33.	NCMリーダー認定細則	180

日本健康・栄養システム学会 臨床栄養師養成組織

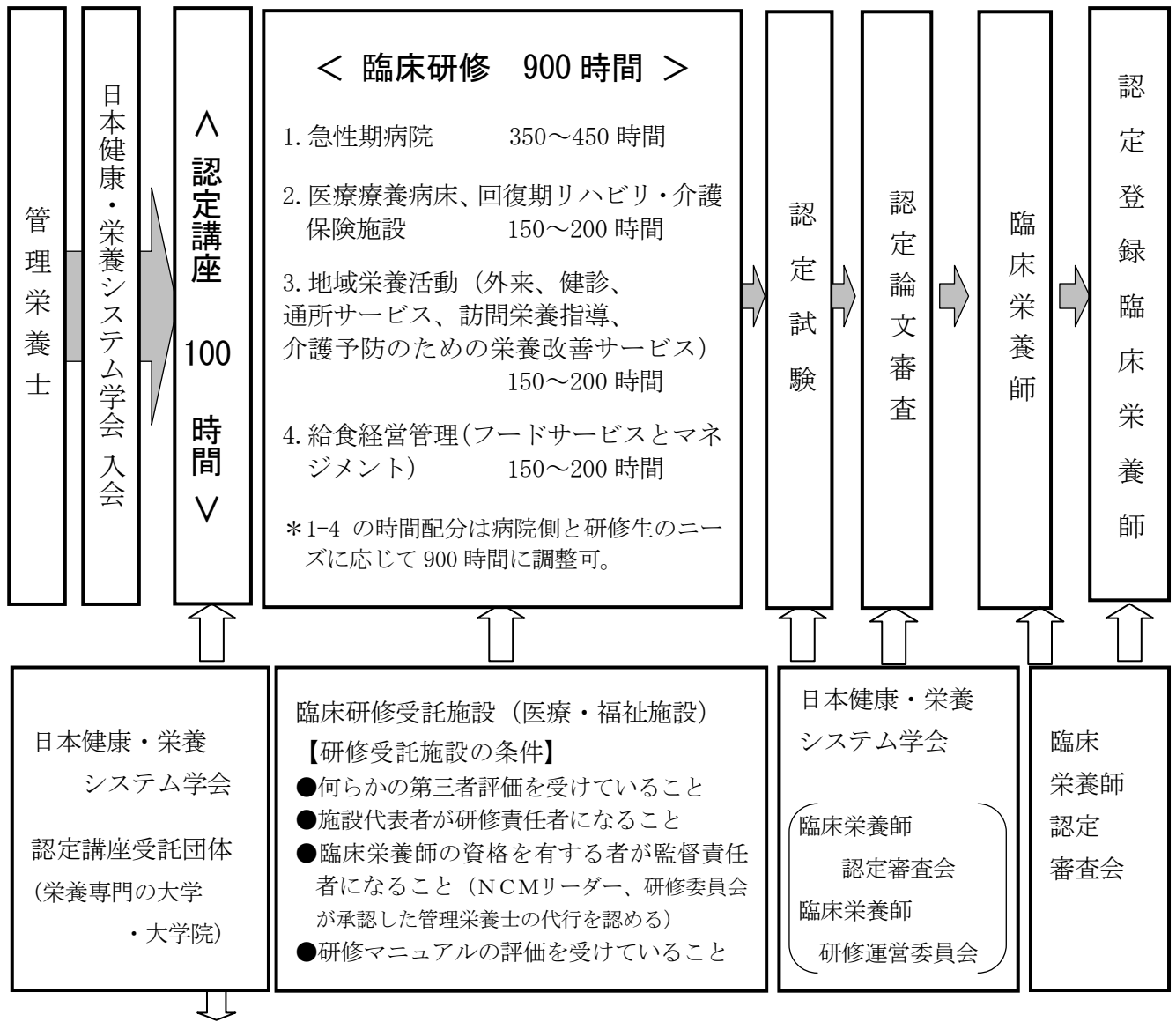


臨床栄養師 資格認定・登録の概要



臨床栄養師養成の概要図

← 認定研修 →



認定講座					
1	倫理とチーム活動	2時間	10	退院(所)計画・指導	4時間
2	栄養ケア・マネジメントと情報管理	2時間	11	在宅栄養ケア・マネジメントの運営	3時間
3	科学的論拠に基づいた栄養ケア・マネジメント	2時間	12	集団の栄養評価と計画	6時間
4	栄養ケア・マネジメントの運営	4時間	13	地域栄養活動	2時間
5	栄養アセスメント・栄養ケア計画	7時間	14	制度と臨床栄養活動	4時間
6	特定保健用食品・保健機能食品・患者用食品	4時間	15	給食経営管理	4時間
			16	経営の基礎	8時間
7	経腸・静脈栄養法	8時間	17	人材教育と自己研鑽、生涯学習	2時間
			18	特別講義	2時間
8	栄養教育	16時間	合計		100時間
9	症例検討と発表	20時間			

認定講座、臨床研修の履修相当については、臨床栄養師認定研修履修相当細則による。

1 日本健康・栄養システム学会会則

第1章 総 則

第1条(名称)

1. 本会は、日本健康・栄養システム学会と称する。
2. 本会の英文名は、Japanese Society on Nutrition Care and Management, 略称 JNCM と称する。

第2条(目的)

本会は、全ての人が生涯にわたり、健康に過ごせるための健康・栄養ケアを科学的論拠に基づいて、システム化することを目的とする。

第3条(事業)

本会の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 研究大会、講演会等の開催。
- 2) 機関誌、その他刊行物の刊行。
- 3) 地方部会、分科会等の設置とその支援。
- 4) 臨床栄養師の養成事業
- 5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第2章 会 員

第4条(会員の資格)

本会員は、本会の目的に賛同し、理事会の承認を得て、会員となることができる。

第5条(会員の種別)

本会の会員は次の通りとする。

1) 正会員

本会の目的に賛同し、本会の対象とする領域又はそれと関連ある領域において専門の学識、技術又は経験を有する個人。

2) 賛助会員

本会の目的に賛同し、事業を後援する法人又は団体。なお、ここでいう団体とは、本会の対象とする領域又はそれと関連ある領域において、継続的な活動を行うことを目的として作られた一定人数以上の集団をさす。

3) 名誉会員

本会の対象とする領域において特別の功績があり、理事会の議決をへて推薦された者。

第6条(入会)

1. 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得たのち所定の入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りではない。
2. 前項の申込があったときは、理事会において会員資格の認定を行ない、速やかにその結果を通知しなければならない。

第7条(入会金及び会費)

1. 本会の入会金は、次の通りとする。
 - 1) 正会員 5,000 円
 - 2) 賛助会員 30,000 円
 - 3) 名誉会員免除
2. 本会の会員は所定の会費を納入しなければならない。
 - 1) 正会員 7,000 円
 - 2) 賛助会員 1 口以上 (1 口 30,000 円)
 - 3) 名誉会員免除
3. 既納の入会金及び会費は、入会を理事会が認めた後は、いかなる事由があってもこれを返還しないものとする。

第8条(会員の特典)

本会の会員は、次の特典を優先的に受ける。

- 1) 本会の催す各種の学術的会合の通知及び参加への便宜の提供。
- 2) 本会機関誌への投稿。
- 3) 本会機関誌の配布。
- 4) 管理栄養士である会員に対する臨床栄養師認定研修履修資格および資格の認定。

第9条(会員の資格喪失)

本会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 退会
- 2) 死亡、失踪宣告並びに賛助会員にあつてはその団体の解散。
- 3) 除名

第10条(退会)

会員は、所定の退会届を提出すれば退会することができる。

第11条(除名)

本会の会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決をへてこれを除名することができる。

- 1) 会費を2年以上滞納したとき。
- 2) 本会の会員としての義務に違反したとき。
- 3) 本会の名誉を傷つけ、又はこの研究会の目的に反する行為のあったとき。

第3章 役員

第12条(役員構成)

本会に次の役員をおく。

顧問	若干名
理事長	1 名
副理事長	4 名以内
理事	25 名以内
評議員	若干名
監事	2 名

第 13 条(役員任期)

1. 役員任期は 3 年とする。役員再任は妨げない。
2. 補充により就任した役員任期は、残任期間とする。

第 14 条(役員任務)

役員任務は次の通りとする。

- 1) 顧問
理事長の要請に応じ、本会の全般につき指導助言を行う。
- 2) 理事長
本会を代表し、会務を統括する。
- 3) 副理事長
理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその業務を代行する。
- 4) 理事
理事会を組織し、会の年間事業計画並びにこれに伴う予算計画を含む運営について協議し、議決する。
- 5) 評議員
学会運営に必要な事項を審議する。
- 6) 監事
会務を監査し理事会及び総会に報告する。

第 15 条(役員選出)

役員選出は、次の通りとする。

- 1) 顧問は、理事長の推挙により理事会の議をへて理事長が委嘱する。
- 2) 理事は、正会員の互選により選出する。但し、若干名の非選出理事を理事長が推薦し、理事会で決定することができる。
- 3) 理事長は、理事の互選により選出する。
- 4) 副理事長は、理事の中から理事長が指名し、理事会の承認により決定する。
- 5) 評議員は会員中より別に定める評議員候補者審査会の審査結果に基づき理事会で選出し、会員総会の承認を受けるものとする。

第 4 章 総 会

第 16 条(総会)

1. 理事長は、少なくとも年 1 回の研究大会及び総会を招集しなければならない。
2. 理事長は、必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。
3. 理事長は、理事の 3 分の 2 以上が必要と認めるときは総会を招集しなければならない。
4. 総会を招集するには、議事、会場及び日時を定め、あらかじめこれを会員に通知しなければならない。
5. 総会の議長は、その都度会員の中から選任する。
6. 総会における議決には、出席会員の過半数を必要とする。

第5章 組 織

第17条(事務局)

本会の事務を処理するために事務局をおく。

第18条(理事会)

1. 本会の運営のため理事会を開催する。理事会は、理事長が招集し議長となる。
2. 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。
但し、議事について書面をもってあらかじめ意思を表明した者は出席者とみなす。
3. 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
4. 会議の議事録並びに議決は、本会機関誌に掲載し、会員に通知する。

第19条(地方部会、分科会等)

本会の事業を円滑に推進するために、地方部会、分科会等をおくことができる。

第6章 臨床栄養師認定審査会

第20条(認定審査会)

1. 本会に、臨床栄養師認定審査会を設ける。この会の会長は、理事長の推挙により理事会の議をへて理事長が委嘱する。
2. 理事長は臨床栄養師研修委員会 委員長の報告を受けて、臨床栄養師認定審査会会長に臨床栄養師資格認定に関する事項を諮問する。
3. 臨床栄養師認定審査会の運営等に関し必要な事項は、理事長が理事会の意見を尊重し定める。

第7章 資産及び会計

第21条(資産の構成)

本会の資産は、次の通りとする。

- 1) 入会金及び会費
- 2) 事業に伴う収入
- 3) 資産から生ずる果実
- 4) 寄附金品
- 5) その他の収入

第22条(資産の種別)

1. 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。
2. 基本財産は、入会金及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 寄附金品であって寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

第23条(資産の管理)

本会の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、又は定期郵便貯金とするか、若しくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、理事長が保管する。

第24条(資産に関する制限)

基本財産は、消費し、又は担保に供してはならない。但し、本会の事業遂行上やむを得ない理由が

あるときは理事会の議決をへ、かつ総会の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

第 25 条(費用の支弁)

本会の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入及び資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁するものとし、毎年度の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事会の議をへ、かつ総会の承認を受けなければならない。

第 26 条(資金の借入)

本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決をへ、かつ総会の承認を受けなければならない。

第 27 条(決算)

本会の収支決算は、毎会計年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の意見をつけて理事会の承認を受け、総会に報告しなければならない。

第 28 条(会計年度)

本会の会計年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日に終る。

第 8 章 会則の変更並びに解散

第 29 条(会則の変更)

本会則を変更しようとするときは、理事会に提案し、その議決をへ、かつ総会の承認を受けなければならない。

第 30 条(解散)

本会の解散は、理事会において3分の2以上の議決をへ、かつ会員総数の過半数の投票による3分の2以上の賛成を得なければならない。

第 31 条(残余財産の処分)

本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において各々の3分の2以上の賛成を得て、本会の目的に類似の公益法人に寄附するものとする。

第 9 章 補 則

第 32 条(施行規則等)

この会則の施行についての規則および細則は、理事会の議決をへて別に定める。

付 則

1. この規約は、平成 13 年 6 月 30 日より施行する。
2. 事務局は、東京都内に置く。
3. この規約は、平成 16 年 6 月 26 日に一部改正された。
4. この規則は、平成 17 年 8 月 23 日に一部改定された。

2 臨床栄養師資格認定規則

(目的)

第1条 この規則は、日本健康・栄養システム学会（以下「学会」という。）会則（以下「会則」という。）第3条第4号に規定する本学会の事業として行う臨床栄養師の資格認定・登録について、基本的事項を定める。

(臨床栄養師の定義)

第2条 臨床栄養師とは、人間栄養学に基づいた臨床栄養の知識、技術およびマネジメント能力を習得し、栄養ケア・マネジメントの質の向上に努めることのできる能力を有している学会会員である管理栄養士である。

(臨床栄養師の資質)

第3条 臨床栄養師が備えるべき資質は次のとおりとする。

- ① 臨床栄養師としての理念、使命感を備える。
- ② 専門職としてチームでの役割を理解し、チームメンバーとして連携のとれた業務活動ができる。
- ③ 栄養ケア・マネジメントの業務活動ができる。
- ④ 栄養ケア・マネジメントの業務活動上の問題を明確にして、科学的根拠やマネジメント手法などを活用して解決策を提示できる。
- ⑤ リーダーとなれるマネジメント能力を備える。
- ⑥ 積極的に自己学習ができる。

(臨床栄養師認定審査会)

第4条 会則第20条第1項に規定する臨床栄養師認定審査会（以下「審査会」という。）は、臨床栄養師の資格取得のための条件の検討および臨床栄養師の資格認定のための審査等を行なう。

(臨床栄養師研修委員会等)

第5条 臨床栄養師資格認定・登録に係る事業を円滑に推進するために、臨床栄養師研修委員会、臨床栄養師研修運営委員会、臨床栄養師研修カリキュラム委員会および臨床栄養師施設研修委員会を設ける。

(資格認定要件および手続)

第6条 資格認定要件および手続については、臨床栄養師資格認定細則および臨床栄養師資格認定に関する手続細則を別に定める。

(認定研修等)

第7条 臨床栄養師の養成にかかる認定研修（認定講座および臨床研修）、認定試験、実務経験およ

び認定論文審査については、各細則を別に定める。

2 認定研修は、臨床栄養師の専門的能力向上および人格涵養のための教育研修である。この研修については、指針・カリキュラムを別表1abに定める。また、臨床栄養師に必要とする研修科目については、必要に応じ臨床栄養師研修委員会において定める。

3 認定講座および臨床研修として履修すべき研修科目・時間の一部に相当する履修要件については、臨床栄養師認定研修履修相当細則を別に定める。

(資格登録および手続)

第8条 臨床栄養師の資格の登録および手続については、臨床栄養師資格認定・登録に関する規則を別に定める。

(能力の維持向上)

第9条 臨床栄養師は、学会が定める継続研修を受講しなければならない。

2 継続研修として履修すべき研修科目・時間の一部に相当する履修要件については、臨床栄養師継続研修履修相当細則を別に定める。

(費用等)

第10条 臨床栄養師資格認定・登録等にかかる費用等については、細則を別に定める。

付 則

1 この規則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始の日から施行する。

2. この規則は、平成22年6月に改定し、平成22年7月1日から施行する。

3 臨床栄養師認定審査会規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、会則第20条第1項に規定する臨床栄養師認定審査会（以下「審査会」という。）の運営について、必要事項を定める。

(構成等)

第2条 審査会は、次の者を委員（以下「審査会委員」という。）として15人以内で構成する。

- | | |
|-----------|------|
| ① 学識経験者 | 3人以内 |
| ② 医療関係諸団体 | 3人以内 |
| ③ 学術諸団体 | 3人以内 |
| ④ 学会会員 | 6人以内 |

2 学会理事長は、前項の規程により、審査会委員を選任し、審査会会長1人および同副会長1人を委嘱する。

3 審査会会長は、審査会を代表し、会務を総理する。審査会会長に事故があるときは、同副会長がその職務を代行する。

4 審査会会長は、理事長の諮問に答申するとともに、必要事項を意見を申し立てることができる。

(任 期)

第3条 審査会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 審査会委員が死亡等により欠けた場合には、前条第1項の区分に基づいて、学会理事長によって選任された者が前委員の任期を引継ぐものとする。

(守秘義務)

第4条 審査会委員は、次条以降の職務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に洩らしてはならない。

第2章 任 務

(開 催)

第5条 審査会の会議は、学会の事業年度終了後、遅滞なく定例的に開催する会議（以下「定例会」という。）および審査事案等の諮問に基づいて随時に開催する会議（以下「臨時会」という。）とする。

(招 集)

第6条 審査会の招集は、審査会会長が行う。

(任 務)

第7条 審査会の任務は、次のとおりとする。

- ① 認定する臨床栄養士の資格についての審査
- ② 臨床栄養士の資格取得についての必要案件の審査
- ③ 認定研修の実施主体についての審査
- ④ 認定論文の審査の実施および合否の判定
- ⑤ 認定試験の結果の審査および合否の判定

2. 審査会は、前項第3号、第4号および第5号に規定する事項を臨床栄養師研修委員会に委託することができる。

3. 第一項の任務の変更は、学会理事会の承認を得て行うものとする。

(定足数)

第8条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。但し、委員の委任状をもって出席とすることができる。

(議 決)

第9条 審査会の議決は、審査会会長を除く会議出席委員の過半数の賛否によって行い、可否同数の場合は審査会会長がこれを決する。

(遵 守)

第10条 審査会による前条の決議について、学会はこれに従い、事後の学会運営等に反映せしめるものとする。

付 則

- 1 この規則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始日から施行する。
2. この規則は、平成22年6月に改定し、平成22年7月1日から施行する。

4 臨床栄養師研修委員会等細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第5条に規定する臨床栄養師研修委員会等について、必要事項を定める。

(委員会の種類、設置等)

第2条 委員会は、臨床栄養師研修委員会、臨床栄養師研修運営委員会、臨床栄養師研修カリキュラム委員会、臨床栄養師施設研修委員会、臨床栄養師研修（基礎・応用）小委員会、栄養ケアチーム研修小委員会、栄養サポートチーム研修小委員会の委員会4種類、小委員会2種類とする。

2 臨床栄養師研修委員会は、臨床栄養師の資格の認定および登録に関し、重要な事項を審議し、必要に応じて当該事業計画を策定するとともに、当該事業の推進に努める。

3 臨床栄養師研修運営委員会は、臨床栄養師研修の運営及び制度等の見直し検討を行い臨床栄養師研修委員会に諮る。

4 臨床栄養師研修カリキュラム委員会は、臨床栄養師の認定研修（認定講座および臨床研修）に関し、必要な事項を審議し、具体的な研修カリキュラムを策定するとともに、当該事業の推進に努める。

5 臨床栄養師施設研修委員会は、主として臨床研修に関し、必要な事項を審議し、臨床研修施設の要件等を策定するとともに、当該事業の推進に努める。

6 臨床栄養師研修（基礎・応用）小委員会は、当該研修に必要な要件等を策定し当該事業の推進に努める。

7 栄養ケアチーム研修小委員会は、当該研修に必要な要件等を策定し当該事業の推進に努める。

8 栄養サポートチーム研修小委員会は、当該研修に必要な要件等を策定し当該事業の推進に努める。

9 委員会の設置および廃止は、理事会において審議し決定する。

(構成等)

第3条 各委員会の委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱するものとする。また、理事長は必要に応じて学識経験者の中から専門委員を委員会の推薦を経て、委嘱できるものとする。

2 各委員会の委員は前項の専門委員を除いて、任期は2年とし、再任を妨げない。

3 各委員会の委員は、20人以内とする。

4 各委員会の委員長および副委員長は、委員の中から理事長が任命する。

(招集)

第4条 各委員会の招集は、当該委員長が行うものとする。

(議長)

第5条 各委員会の議長は、当該委員長がこれに当たる。ただし、委員長に事故があるときは、当該副委員長がこれに当たるものとする。

(議決)

第6条 各委員会の議決は、委員会出席委員の過半数の賛否によって行い、可否同数の場合は、当該委員長がこれを決するものとする。

(理事会への報告)

第7条 各委員会の委員長は、審議を終了したときは、速やかに書面をもって、その経過および結果を理事会に報告しなければならない。

2 各委員会の委員長は、審議を終了しない場合であっても、任期が満了するときは、書面をもって、その経過を理事長に報告しなければならない。

(小委員会等)

第8条 各委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

2 小委員会の運営等に関し必要な事項は、各委員会において定める。

(運 営 等)

第9条 委員会の議事は公開しない。

(庶 務)

第10条 各委員会の庶務は、事務局でこれを処理する。

付 則

1 この規則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始の日から施行する。

2 この規則は、平成22年6月に改定し、平成22年7月1日から施行する。

5 臨床栄養師資格認定細則

(総 則)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第6条に規定する臨床栄養師の資格認定（以下「資格認定」という。）について、必要事項を定める。

(資格認定)

第2条 資格認定は、認定試験および認定論文審査により行う。

なお、認定試験および認定論文審査の実施に必要な事項は、「臨床栄養師認定試験・認定論文実施要綱」で定める。

2. 認定試験は、認定研修の履修を修了した者でなければ受験することができない。
3. 認定論文審査は、臨床栄養師研修委員会が指定した者による事前指導を受けた者でなければ審査を受けることができない。
4. 認定研修は、講義 100 時間の認定講座と 900 時間の臨床研修からなる。

(資格認定の要件)

第3条 資格認定の要件は、臨床栄養師資格認定申請書の提出時において、管理栄養士であって、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の会員であること。

(資格認定の審査・決定)

第4条 臨床栄養師の資格認定については、臨床栄養師認定審査会規則第7条第1項の規定により、臨床栄養師認定審査会がその審査を行い、理事会がこれを決定する。

(資格の喪失)

第5条 認定登録臨床栄養師は次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- ① 正当な理由を付して臨床栄養師としての資格を辞退したとき。
- ② 学会の会則に従って、会員としての資格を喪失したとき。
- ③ 申請書類に虚偽が認められたとき。
- ④ 臨床栄養師認定登録に関する規則第6条第3項の規定に該当するとき。
- ⑤ 臨床栄養師認定登録に関する規則第8条第1項の規定に該当するとき。
- ⑥ 3年以上学会費を滞納し、督促にも応じないとき。

(資格認定の取消し)

第6条 臨床栄養師認定審査会は、臨床栄養師認定審査会規則第7条第1項の規定により、臨床栄養師として適さない行為のあった者に対して、当該資格の認定を取り消すことができる。

付 則

- 1 この細則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始の日から施行する。
2. この細則は、平成22年6月に改定し、平成22年7月1日から施行する。

6 臨床栄養師認定講座実施細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第7条第1項に規定する認定講座（以下「認定講座」という。）について、必要事項を定める。

(実施主体)

第2条 認定講座の実施主体は学会とする。ただし、学会は、理事会の議決により、臨床栄養師認定審査会が認定講座の委託先として適当と認める団体・機関（以下「認定講座受託団体」という。）に認定講座を委託することができる（別表2）。

2. 認定講座受託団体となることを希望する団体、機関は、臨床栄養師認定講座実施申請書（様式第（認）-01号）、臨床栄養師認定講座実施計画書（様式第（認）-03、04号）および臨床栄養師認定講師経歴書（様式第（認）-05号）を学会に提出し、学会は、認定講座受託団体として認定された教育機関等に臨床栄養師認定講座実施委託書（様式第（認）-02号）を送付するものとする。

(研修内容)

第3条 臨床栄養師の認定講座（100時間）の履修内容は、次の科目（別表1）を基本とする。

- ① 倫理とチーム活動
- ② 栄養ケア・マネジメントと情報管理
- ③ 科学的論拠に基づいた栄養ケア・マネジメント
- ④ 栄養ケア・マネジメントの運営
- ⑤ 栄養アセスメント・栄養ケア計画
- ⑥ 特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討
- ⑦ 経腸・静脈栄養法
- ⑧ 栄養教育
- ⑨ 症例検討と発表
- ⑩ 退院（所）計画・指導
- ⑪ 在宅栄養ケア・マネジメント
- ⑫ 集団の栄養評価と計画
- ⑬ 地域栄養活動
- ⑭ 制度と臨床栄養活動
- ⑮ 給食経営管理
- ⑯ 経営の基礎
- ⑰ 人材教育と自己研鑽、生涯学習
- ⑱ 特別講義

2 第1項第1号から第18号の科目については、臨床栄養師研修カリキュラム委員会が具体的なカリキュラムを作成する。科目と達成目標と実施、評価指針については、別表1に示す。

(義務)

第4条 臨床栄養師認定試験の受験者は、前条に規定する科目等を研修内容とする認定講座を予め履修しなければならない。

(評 価)

第5条 認定講座受講者の修了判定評価には、各科目の担当講師が当たる。

- 2 履修すべき科目ごとの修了を、「可」「不可」によって判定する。
- 3 「不可」の判定が全科目数の60%以上に認められた者は、認定講座の修了が認められない。

(欠 席)

第6条 認定講座欠席者は、臨床栄養師研修委員会に届出（任意の用紙）を行い、承認された場合には、指定課題のレポートの提出をもって出席とみなす。

(広 報)

第7条 学会は、第2条に掲げる学会および認定講座受託団体が実施する認定講座の期日、場所等の概況を会員に広報する。

(受託研修)

第8条 認定講座受託団体は、学会から受託した認定講座を誠実に実行し、学会において実施されるレベルを下廻らないようにしなければならない。

2 前項の認定講座を実施するため、認定講座受託団体は、臨床栄養師認定講座書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。

(学会書類等)

第9条 学会で認定講座を実施する場合も、臨床栄養師認定講座書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。

- 2 学会は、全ての認定講座履修者の履修結果を、臨床栄養師認定講座履修者名簿（様式第（認）－12号）に記載する。
- 3 前項の結果は、理事会および審査会に報告する。

(履修通算)

第10条 臨床栄養師の認定講座の履修について、認定講座受託団体相互の承認が得られた場合には、臨床栄養師研修委員会に申請し履修通算が認められる。

(履修期間)

第11条 臨床研修履修は最長を3年間とし1年経過後は1年毎に臨床栄養師研修委員会に延長の届出（任意用紙）を行い、臨床栄養師研修委員会の承認を得なければならない。

(担 当)

第12条 学会で実施する認定講座は、臨床栄養師研修委員会の所轄とする。

- 2 認定講座受託団体が学会から受託する認定講座の審査は、臨床栄養師研修委員会が実施する。

(書類様式)

第13条 認定講座に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定講座書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第14条 認定講座にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成20年3月に改定され、平成20年4月以降の事項について適用する。
- 3 この規則は、平成22年6月に改定され、平成22年7月から施行する。

別表1a 講座科目と各種研修修了必要科目別時間及び臨床栄養師認定講座相当科目別時間一覧

科目	時間	必修時間						臨床栄養師認定講座履修相当時間										
		臨床栄養師資格認定必修科目	臨床栄養師研修基礎・応用修了必修科目		栄養ケアチーム研修修了必修科目	栄養サポートチーム研修修了必修科目	第20回管理栄養士国家試験合格者相当	臨床研修受託施設勤務者(3年以上)相当	臨床栄養師研修基礎・応用研修修了者		栄養サポートチーム研修修了者	栄養サポート専門療法士有資格者	病態栄養療法専門師日本糖尿病療養指導士有資格者	TNT-D	慢性期医療認定講座	全国老人福祉施設協議会栄養ケア・マネジメント研修	神奈川県立保健福祉大学実践教育センター栄養ケア・マネジメント研修修了者	
			基礎	応用					基礎	応用								
倫理とチーム活動		2	2		2	2		2	2		2	2	2	2			2	
栄養ケア・マネジメントと情報管理		2						2						2			2	
科学的根拠に基づいた栄養ケア・マネジメント活動		2		2		2		2		2	2	2	2				2	
栄養ケア・マネジメントの運営一計画、評価、品質改善活動	基礎	2	4	2				4	2								4	
	応用	2			2				2									
栄養アセスメント・栄養ケア計画(経口移行・維持、経口摂取等重視)	基礎	3	7	3		3	7	3	7	3	7	3	3				7	
	応用	4			4	2			4									
特定保健用食品、保健機能食品、病者用食品の検討	基礎	2	4	2		2	4	4	4	2	4	4	2	2			4	
	応用	2			2				2									
経腸・静脈栄養法	基礎	4	8	4			8	2	8	4		8	8		8		8	
	応用	4			4				4									
栄養教育(生活習慣病、保健指導)		6						2	6				6		6		6	
栄養教育(低栄養状態、カウンセリングコミュニケーション)	基礎	3	6	3		3			6	3			3			3	6	
	応用	3			3				3									
栄養教育(栄養教育の基礎)	基礎	2	4	2				2	2	2			2		2		4	
	応用	2																
症例検討と発表(経口移行・維持、経口摂取等の症例重視)		20	8	4	7		1	14	8	4			8	20	8	5	20	
退院(所)計画・指導		4		4		4		4	4	4	4	4					4	
在宅栄養ケア・マネジメント		3		3	3	3		1		3	3	3		3			3	
集団の栄養評価と計画(業務評価を含む)		6					2	4						6			6	
地域栄養活動(自治体やボランティア活動団体との連携を含む)		2		2						2							2	
制度と臨床栄養活動		4	2					4	2				2	2			4	
給食経営管理	基礎	2	4	2				4	2								4	
	応用	2												2				
経営の基礎		8						6						8			8	
人材教育と自己研鑽、生涯学習		2												2			2	
特別講義(臨床栄養)		2			8									2			2	
合計		100	30	30	30	30	16	80	30	30	30	30	30	40	40	8	100	

別表 1 b 臨床栄養師研修カリキュラムにおける達成目標、実施、評価

NO	科目	集中講義(100 時間)	インターン研修(900 時間)		
		達成目標	達成目標	実施	評価
1	倫理とチーム活動	栄養ケア・マネジメントの実践活動のための倫理、チームに参画する専門職としての役割を理解し、説明できる。	栄養ケア・マネジメントの実践活動のための倫理、チームに参画する専門職としての役割を理解し、行動ができる。	患者の人格を尊重し、個人の秘密を遵守し監督下での業務活動を行う。 他職種とのコミュニケーションを積極的に行い、チームでの専門職としての役割を監督下で推進する。	レポート及び行動を評価する
2	栄養ケア・マネジメントと情報管理	栄養ケア・マネジメントや栄養サポートチームに必要な情報倫理や情報技術活用の基礎を理解し、説明できる。	臨床栄養師に必要な情報倫理や情報技術活用の基礎を理解して活用できる。	施設内のITを活用したコミュニケーション、プレゼンテーションなどを監督下で行う。	レポート及び行動を評価する
3	科学的論拠に基づいた栄養ケア・マネジメント活動	栄養ケア・マネジメントや栄養サポートチーム業務に必要な科学的論拠の信頼性のレベルや検索方法を理解し、根拠の収集と整理ができる。	栄養ケア・マネジメント業務に必要な科学的論拠の信頼性のレベルや検索方法を理解し、根拠の収集と整理ができる。	業務活動に必要な科学論文を検索、整理し、その概要を監督者及び指導者に報告する。	レポート及び行動を評価する
4	栄養ケア・マネジメントの運営 - 計画、評価、品質改善活動	【基礎】栄養ケア・マネジメントの概念、栄養ケア・マネジメント構築・運営について理解し、説明ができるための問題の分析と明確化、計画、評価、品質改善活動を理解し、説明ができる。	栄養ケア・マネジメントの概念、栄養ケア・マネジメント構築・運営のための問題の分析と明確化、計画、評価を理解し、栄養ケア・マネジメントに監督下で参画ができる。	研修の場における栄養ケア・マネジメントの手順に従い監督下での業務活動を行う。また、栄養ケア・マネジメントの運営上の問題を分析し解決法を提案、報告する。	レポート及び行動を評価する

		【応用】事例を通じて栄養ケア・マネジメントの質の評価と継続的な品質改善活動について理解し、説明ができる。	監督下で栄養ケア・マネジメントの質の評価と継続的な品質改善活動ができる。	監督下で栄養ケア・マネジメントの評価に参加し、あるいは既存の評価報告に基づいて継続的な品質改善活動について報告する。	レポート及び行動を評価する
5	栄養アセスメント・栄養ケア計画	【基礎】栄養アセスメント、栄養ケア計画の基本を理解し、栄養障害例の抽出・栄養ケア計画票が作成でき、早期対応(スクリーニング法)ができる。提示された事例の栄養ケア計画票が記入できる。	基本的な症例について、指導を得ながら栄養障害例の抽出・栄養アセスメントから栄養ケア計画までの栄養ケア計画票を作成し、早期に対応する(各研修領域における研修初期に行うこと)。	基本的な1症例について、指導を得ながらスクリーニング、栄養アセスメントから栄養ケア計画までの栄養ケア計画票を作成する(各研修領域における研修初期に行うこと)。	基本的な栄養ケア計画票の作成過程を評価する
		【応用】困難な課題を有する症例(複数の合併症、摂食・嚥下障害、認知症、エンド・オブ・ライフ等)の栄養アセスメント、栄養ケア計画の基本を理解し、提示された事例の栄養ケア計画票が記入できる。	監督下でより困難症例の栄養アセスメント、栄養ケア計画票が作成できる。	より困難な課題を有する症例について、指導を得ながら栄養アセスメントから栄養ケア計画までの栄養ケア計画票を作成する。	より困難な課題を有する症例に対応する栄養ケア計画票の作成過程を評価する
6	特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討	【基礎】特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品に関する科学的根拠を理解し、健康・栄養食品の適切な選択とその解説のための基本的事項を理解し、説明できる。	監督下で症例に見合った特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品などの健康・栄養食品の適切な選択を行い、患者や専門職に説明できる。	監督下で症例に見合った適切な特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品などの健康・栄養食品の選択を行い、患者や他の専門職に説明できる。	選択の根拠及び行動を評価する

6		<p>【応用】困難な症例に対しての効果的な特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品に関する科学的根拠を理解し、健康・栄養食品の適切な選択とその解説について理解し、説明できる。</p>	<p>監督下で困難な症例に対しての効果的な特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品などの健康・栄養食品の適切な選択を行い、患者や専門職に説明できる。</p>	<p>監督下で困難な症例に対しての効果的な特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品などの健康・栄養食品の選択を行い、患者や他の専門職に説明できる。</p>	<p>選択の根拠及び行動を評価する</p>
7	<p>経腸・静脈栄養法</p>	<p>【基礎】監督下で臨床的に安定している患者の経腸・静脈栄養法と栄養ケア計画を理解し、①栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導、②経静脈栄養剤の側管投与方法・薬剤配合変化の指摘、③経静脈輸液適正調剤法の取得④経静脈栄養のプランニングとモニタリング⑤経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導⑥経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング⑦簡易懸抱く濁法の実施と有用性の理解⑧栄養療法に関する合併症予防・発症時の対応⑨栄養療法に関する問題点・リスクの抽出⑩栄養管理についての患者・家族への説明・指導について説明ができる</p>	<p>監督下で臨床的に安定している患者 2 症例以上について経腸・静脈栄養管理の栄養ケア計画を作成し、栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導、②経静脈栄養剤の側管投与方法・薬剤配合変化の指摘、③経静脈輸液適正調剤法の取得④経静脈栄養のプランニングとモニタリング⑤経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導⑥経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング⑦簡易懸抱く濁法の実施と有用性の理解⑧栄養療法に関する合併症予防・発症時の対応⑨栄養療法に関する問題点・リスクの抽出⑩栄養管理についての患者・家族への説明・指導ができる。</p>	<p>監督下で臨床的に安定している患者 2 症例以上について経腸・静脈栄養管理の栄養ケア計画を作成し、栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導、②経静脈栄養剤の側管投与方法・薬剤配合変化の指摘、③経静脈輸液適正調剤法の取得④経静脈栄養のプランニングとモニタリング⑤経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導⑥経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング⑦簡易懸抱く濁法の実施と有用性の理解⑧栄養療法に関する合併症予防・発症時の対応⑨栄養療法に関する問題点・リスクの抽出⑩栄養管理についての患者・家族への説明・指導を実施する。</p>	<p>作成した栄養ケア計画票およびその経緯について面接及び行動を評価する</p>

			【応用】監督下で臨床的に安定している患者の経腸・静脈栄養法から経口移行のための栄養ケア計画を理解し説明できる。	監督下で臨床的に安定している症例についての経腸・静脈栄養法から経口移行計画を作成し、医師の指導のもとに実施できる。	監督下で臨床的に安定している症例について経腸・静脈栄養からの経口移行計画を作成し、医師の指導のもとに実施する。	作成した栄養ケア計画票およびその経緯について面接及び行動を評価する
8	栄養教育	生活習慣病、保健指導	軽症生活習慣病の重症化予防・治療に対する栄養教育の基本を理解し、事例への栄養教育を実施するためのアセスメント、計画作成について理解する。	軽症生活習慣病の重症化予防・治療に対する栄養教育の基本を理解し、事例への栄養教育を実施するためのアセスメント、計画作成ができるようになる。	生活習慣病患者の重症化予防・治療に対する栄養教育を実施するためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングができる。	生活習慣病患者(糖尿病は必須、他に高脂血症、高血圧など)2症例以上の予防・治療の栄養教育のためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングする。
		低栄養状態、カウンセリングコミュニケーション	【基礎】軽症低栄養患者の介護予防、重症化予防・治療に対する栄養教育の基本を理解し、事例への栄養教育のためのアセスメント、計画作成ができるようになる。	監督下で低栄養患者の介護予防、重症化予防・治療の栄養教育のためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングができる。	監督下で介護予防、低栄養患者2症例以上について予防・治療に対する栄養教育のためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングする。	作成した栄養ケア計画票とその経緯についての面接及び栄養教育現場において行動を評価する

		<p>【応用】困難な低栄養患者【摂食嚥下障害、認知症、エンド・オブ・ライフ等】の重症化予防・治療に対する栄養教育の基本を理解し、事例への栄養教育のためのアセスメント、計画作成ができるようになる。</p>	<p>監督下で困難な低栄養患者【摂食嚥下障害、認知症、エンド・オブ・ライフ等】の重症化予防・治療の栄養教育のためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングができる。</p>	<p>監督下で困難な低栄養患者【摂食嚥下障害、認知症、エンド・オブ・ライフ等】2 症例以上について予防・治療に対する栄養教育のためのアセスメント、計画作成を行い、実施、チェック、モニタリングする。</p>	<p>作成した栄養ケア計画票とその経緯についての面接及び栄養教育現場において行動を評価する</p>
	栄養教育の基礎	<p>【基礎】栄養教育の理論やモデルの基礎を理解し、個別並びにグループ、集団栄養教育の理論の基本的理論を理解し説明できるようになる。</p>	<p>監督下で栄養教育の理論やモデルの基礎に基づいた個別並びにグループ、集団栄養教育の基本的理論を理解し実施できる。</p>	<p>監督下で栄養教育の基本的理論やモデルの基礎に基づき、個人1症例以上並びに集団栄養教育1回以上を実施する。</p>	<p>作成した栄養ケア計画票とその経緯についての面接及び栄養教育現場において行動を評価する</p>
		<p>【応用】行動変容の困難事例やコミュニケーションの困難事例への対応を理解し説明できるようになる。</p>	<p>監督下で行動変容の困難事例やコミュニケーションの困難事例に対応下個別ならびにグループ教育を理解し実施できる。</p>	<p>監督下で行動変容の困難事例やコミュニケーションの困難事例に対応下個別ならびにグループ教育を理解し実施する。</p>	<p>作成した栄養ケア計画票とその経緯についての面接及び栄養教育現場において行動を評価する</p>

9	症例検討と発表	各疾患別の栄養アセスメント、栄養ケアに関する基礎的事項を理解し、比較的軽症な症例の栄養アセスメント、栄養ケア計画、評価を監督下で実施し、症例検討や発表ができる。	各疾患別の栄養アセスメント、栄養ケアに関する基礎的事項を理解し、比較的軽症な症例の栄養アセスメント、栄養ケア計画、評価を監督下で実施し、症例検討や発表ができる。	各疾患別の 5 症例以上の栄養アセスメント、栄養ケアに関する基礎的事項を理解し、比較的軽症な症例の栄養アセスメント、栄養ケア計画、評価を監督下で実施し、症例検討や発表をする。	作成した栄養管理票とその経緯についての面接及び行動を評価する
10	退院(所)計画・指導	食事・栄養に関する退院計画作成と患者の身体状況、栄養状態に合わせて地域サービス資源を紹介するための基礎的知識と手順を理解し、監督下で調整し、利用者に対して退院計画を説明できる。	食事・栄養に関する退院計画作成と患者の身体状況、栄養状態に合わせて地域サービス資源を紹介するための基礎的知識と手順を理解し、監督下で調整し、利用者に対して退院計画を説明できる。	食事・栄養に関する退院計画作成と患者の身体状況、栄養状態に合わせて地域サービス資源を紹介するための基礎的知識と手順を理解し、監督下で調整し、利用者 1 症例以上に対して退院計画を立案、説明する。	作成した退院計画票とその経緯についての面接及び行動を評価する
11	在宅栄養ケア・マネジメント	介護予防及び居宅患者への食事サービス資源を活用した栄養ケア・マネジメント活動を監督下で実施できる。	介護予防及び居宅患者への食事サービス資源を活用した栄養ケア・マネジメント活動を監督下で実施できる。	介護予防及び居宅患者への食事サービス資源を活用した栄養ケア・マネジメント活動を監督下で実施する。	レポート評価及び行動を評価する
12	集団の栄養評価と計画	地域、集団の健康増進、並びに生活習慣病と低栄養予防のための栄養評価と栄養計画の作成・評価の基本的事項を理解し、説明できる。さらに、地域の事例を通じて臨床栄養師の実践活動について理解する。	地域、集団の健康増進、並びに生活習慣病と低栄養予防のための栄養状態の評価と栄養計画の作成・評価活動に参画できる。	地域、集団の健康増進、並びに生活習慣病と低栄養予防のための栄養状態の評価と栄養計画の作成・評価活動に監督下で参画する。	レポート評価及び行動を評価する

13	地域栄養活動（自治体やボランティア活動団体との連携を含む）	地域の食事・栄養計画と自治体やボランティア活動との連携について理解し、説明できる。 異文化や宗教的制限のある人達への栄養ケアについて理解し、説明できる。	地域の食事・栄養計画と自治体やボランティア活動と連携した計画や活動ができる。 異文化や宗教的制限のある人達への栄養ケアや栄養食事指導計画を作成したり、監督下で説明ができる。	地域の食事・栄養計画と自治体やボランティア活動と連携した計画や活動をする。 異文化や宗教的制限のある人達への栄養ケアや栄養食事指導計画を作成したり、監督下で説明する。	レポート評価及び行動を評価する
14	制度と臨床栄養活動	医療、保健、福祉介護制度と栄養ケア・マネジメントについて理解し、説明ができる。 栄養ケア・マネジメントに関する栄養関連の制度や制度化の過程を理解し、説明ができる。	医療、保健、福祉介護制度と栄養ケア・マネジメントとの関連、栄養ケア・マネジメントに関する栄養を中心とした制度との関連性を実践活動と対応させて理解し、現状の問題と将来展望について説明ができる。	医療、保健、福祉介護制度と栄養ケア・マネジメントとの関連、栄養ケア・マネジメントに関する栄養を中心とした制度との関連性を実践活動と対応させて理解し、現状の問題と将来展望について説明する。	レポート及び面接により評価する
15	給食経営管理	給食管理基準に適応し、コスト、患者の満足感を考慮した給食経営管理の基本的事項、手順並びにその効率化について理解し、説明ができる。 患者の嗜好、身体状況、栄養状態に合わせた食事、食品、栄養剤の調整について理解し、説明ができる。	給食管理基準に適応し、コスト、患者の満足感を考慮した給食経営管理の基本的事項と手順、並びにその効率化について実践活動と関連して理解し、説明ができる。 監督下で、患者の嗜好、身体状況、栄養状態に合わせた食事、食品、栄養剤の調整ができる。	給食管理基準に適応し、コスト、患者の満足感を考慮した給食経営管理の基本的事項と手順、並びにその効率化について実践活動と関連して理解し、説明する。 監督下で、患者の嗜好、身体状況、栄養状態に合わせた食事、食品、栄養剤の調整ができる。	レポート、面接、行動により評価する

16	経営の基礎	<p>栄養関連企業や病院経営事業のビジネス計画・推進について理解し、説明ができる。</p> <p>財務データの活用を理解し、説明ができる。</p> <p>マーケティングの基礎を理解し、説明ができる。</p> <p>人材資源管理の基礎を理解し、説明ができる。</p> <p>施設管理の基礎を理解し、説明ができる。</p> <p>診療報酬請求のための基本的事項を理解し、説明ができる。</p>	<p>栄養関連企業や病院経営事業のビジネス計画・推進に監督下で参加できる。</p> <p>財務データの活用を理解し、監督下で実施できる。</p> <p>マーケティングの基礎を理解し、マーケティング活動に参加できる。</p> <p>人材資源管理の基礎を理解し、実践活動と関連して説明ができる。</p> <p>施設管理の基礎を理解し、実践活動と関連して説明ができる。</p> <p>診療報酬請求のための基本的事項を理解し、監督下で実施することができる。</p>	<p>栄養関連企業や病院経営事業のビジネス計画・推進に監督下で参加する。</p> <p>財務データ収集の活用を理解し、監督下で実施する。</p> <p>マーケティングの基礎を理解し、マーケティング活動に参加する。</p> <p>人材資源管理の基礎を理解し、実践活動と関連して説明する。</p> <p>施設管理の基礎を理解し、実践活動と関連して説明する。</p> <p>診療報酬請求のための基本的事項を理解し、監督下で実施する。</p>	レポート、面接により評価する
17	人材教育と自己研鑽、生涯学習	<p>栄養士教育(学生の臨地実習や栄養士などを対象)、自己の業績や経歴書の作成、自己開発のための生涯学習の計画・実施・自己評価のあり方などを理解し、説明ができる。</p>	<p>栄養士教育(学生の臨地実習や栄養士などを対象)、自己の業績や経歴書の作成、自己開発のための生涯学習の計画・実施・自己評価を実施することができる。</p>	<p>栄養士教育(学生の臨地実習や栄養士などを対象)、自己の業績や経歴書の作成、自己開発のための生涯学習の計画・実施・自己評価を実施する</p>	レポート、面接により評価する
18	特別講義	<p>最新の臨床栄養、栄養ケア・マネジメントの知識、技術を習得する</p>	<p>最新の臨床栄養、栄養ケア・マネジメントの知識、技術を習得する</p>	<p>最新の臨床栄養、栄養ケア・マネジメントの知識、技術を臨床において活用できる。</p>	レポート、行動により評価する

別表 2 認定講座受託団体

受託団体名	所在地等
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX
	〒 — TEL FAX

7 臨床栄養師臨床研修実施細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第7条第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）について、必要事項を定める。

(実施主体)

第2条 臨床研修の実施主体は学会とする。ただし、学会は、理事会の決議により第9条の臨床研修施設要件を充足し、臨床研修の委託先として適当と認める医療・福祉施設（以下「臨床研修受託施設」という。）に、臨床研修を委託することができる。

2 臨床研修受託施設となることを希望する医療・福祉施設は、臨床栄養師研修施設認定申請書（様式第（臨）－01号）および臨床栄養師研修生募集要項（様式第（臨）－02号）を学会に提出し、学会は、臨床栄養師受託施設として認定された施設に対して、臨床栄養師研修施設認定証（様式第（臨）－03号）を送付するものとする。

3 臨床研修受託施設については、別表3に示す。

(研修責任者等)

第3条 臨床研修における研修責任者には施設代表者が当たり、臨床研修生の監督責任者には臨床栄養師の資格を有する一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の評議員である在職中の職員（管理栄養士）が当たる。ただし、当分の間は、栄養ケア・マネジメンタリーダー（NCMリーダーという。）ならびに臨床栄養師と同等以上の能力があると臨床栄養師研修委員によって判定された管理栄養士が臨床栄養師に代わるものとする。

2 前項に規定するNCMリーダーについては、本学会の「NCMリーダー認定規則」による。

3 研修生は、研修施設の規定する倫理規定を遵守しなければならない。

(研修内容)

第4条 臨床栄養師の臨床研修（900時間）の履修内容は、次の科目を基本とする。

- ① 倫理とチーム活動
- ② 栄養ケア・マネジメントと情報管理
- ③ 科学的論拠に基づいた栄養ケア・マネジメント
- ④ 栄養ケア・マネジメントの運営
- ⑤ 栄養アセスメント・栄養ケア計画
- ⑥ 特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討
- ⑦ 経腸・静脈栄養法
- ⑧ 栄養教育
- ⑨ 症例検討と発表

- ⑩ 退院計画・指導
- ⑪ 在宅栄養ケア・マネジメント
- ⑫ 集団の栄養評価と計画
- ⑬ 地域栄養活動
- ⑭ 栄養政策と栄養士活動
- ⑮ 給食経営管理
- ⑯ 経営の基礎
- ⑰ 人材教育と自己研鑽、生涯学習
- ⑱ 特別講義

2 第1項第1号から第18号の科目については、臨床栄養師研修(基礎・応用)、栄養ケアチーム研修、栄養サポートチーム研修の其々の科目を含み、臨床栄養師研修カリキュラム委員会が具体的なカリキュラムを作成する。

3 臨床研修(900時間)の内訳は次のとおりとする。

- ① 一般病院 350～450時間
- ② 医療療養病床、回復期リハビリ・介護保険施設 150～200時間
- ③ 地域栄養活動(外来栄養指導・訪問栄養食事指導、介護予防のための栄養改善サービス等 居宅患者等への栄養管理・相談) 150～200時間
- ④ 給食経営管理(フードサービスとマネジメント) 150～200時間

(義務)

第5条 臨床栄養師認定試験の受験者は、前条に規定する科目等を研修内容とする臨床研修を履修しなければならない。

(臨床研修マニュアル)

第6条 臨床研修は臨床研修マニュアルに基づいて行われる。臨床研修マニュアルは、臨床栄養師臨床研修マニュアル作成のための手引きに基づいて、各研修施設において、監督責任者のもとに実施の可能性、具体性を重視して作成し、臨床栄養師研修委員会、臨床栄養師施設研修委員会による審査を受けるものとする。

(評価)

第7条 臨床研修履修者「以下「研修生」という。」の評価には、監督責任者が当たる。

2 履修すべき科目ごとに掲げた目標の達成度を「A」優 85%以上、「B」良 70-84%、「C」可 60-69%、「D」不可 59%未満として判定後、臨床研修履修の総合達成度を「A」～「D」によって判定する。

3 総合達成度が「D」と判定された者は臨床研修の修了が認められない。

(総合達成度が「D」の解釈について)

総合達成度が「D」となった場合、領域の全時間を再履修しなければならない。

総合達成度が「D」となった場合、監督責任者は、研修領域の中で行動や技術が未熟、または改善する項目を掲げ、その項目の再履修を必要とする時間を決定し、研修生に提示する。

(広 報)

第8条 学会は、第2条に掲げる臨床研修受託施設が実施する臨床研修の期日、場所等の概況を会員に広報する。

(臨床研修施設要件)

第9条 臨床研修施設は、次の要件を具備しなければならない。

- ① 何らかの第3者評価を受けていること(急性期病院、回復期リハビリテーションに対しては日本病院機能評価機構、介護保険施設に対しては自治体)およびこれに准ずる評価を受けていること。ただし、第3者評価を受けていない場合には、臨床栄養師研修委員会が判定すること。
- ② 施設代表者が研修責任者になること
- ③ 臨床栄養師の資格を有する者が在職していること。
- ④ ③については、当分の間は栄養ケア・マネジメントリーダー(NCMリーダーという。)、ならびに臨床栄養師と同等以上の能力があると臨床栄養師研修委員会によって判定された管理栄養士が臨床栄養師に代わるものとする
- ⑤ 研修マニュアルの評価を臨床栄養師研修委員会によって受けていること

2 臨床栄養師臨床研修受託施設は、前項の臨床研修施設要件を満たさなくなった場合においては、認定の継続が認められないものとする。また臨床栄養師臨床研修受託施設認定取り消し届け(様式第(臨)－11号)を学会に提出する。

3 臨床栄養師臨床研修受託施設は、前項の臨床研修施設要件に変更があった場合においては、すみやかに臨床栄養師臨床研修受託施設認定変更届け(様式第(臨)－17号)を学会に提出する。

4 臨床研修マニュアルの再評価を臨床栄養師施設研修委員会より求められた場合においては、速やかに提出しなければならない。

(認 定)

第10条 臨床栄養師臨床研修受託施設として認定の場合に、認定証を交付する。

(受託研修)

第11条 臨床研修受託施設は、学会から受託した臨床研修を誠実に実行し、学会が示したレベルを下回らないようにしなければならない。

2 前項の臨床研修を実施するため、臨床研修受託施設は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。

(学会書類等)

第12条 学会は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて書類等により必要な措置を講じなければならない。

2 学会は、すべての研修生の履修結果を、臨床研修実施報告書（履修・修了者名簿）（様式第（臨）－10号）に記載する。

3 前項の結果は、理事会および審査会に報告する。

（履修通算）

第13条 臨床栄養師の臨床研修の履修について、臨床研修受託施設相互の履修通算を認める。ただし、履修科目は、第4条に定める内容を充足していることを条件とする。

2 前項に規定する臨床研修の一部履修を実施する臨床研修受託施設は、その履修状況等を示す次の臨床研修（全部・一部）履修証明書（様式第（臨）－08号（正・副2通））を研修生に発行する。

3 前項に規定する書類の発行を受けた研修生は、そのうちの正の書類を添付した次の臨床研修履修報告書（様式第（臨）－09号）を、認定試験の申込時に学会に提出するものとする。

（履修期間）

第14条 臨床研修履修は最長を3年間とし1年経過後は1年毎に臨床栄養師研修委員会に延長の届出（任意用紙）を行い、臨床栄養師研修委員会の承認を得なければならない。

（臨床研修のマッチングシステム）

第15条 臨床栄養師臨床研修における臨床研修希望者の研修施設選定を支援するために、学会は、臨床研修受託施設の概要、連絡先、募集人数、研修プログラム、募集条件などの情報提供システムを整備するものとする。

2 前項の事業を推進するため、学会は、次のとおり臨床栄養師マッチング支援事業を実施する。

臨床研修希望者は、臨床研修施設履修希望票（様式第（臨）－04号）を学会に提出する。

臨床研修希望者は、研修希望施設が定める選考手続き（面接、試験）を受ける。

臨床研修施設は、臨床研修履修者採用希望票（様式第（臨）－05号）を学会に提出する。

学会（臨床栄養師研修委員会）は、臨床研修希望者と臨床研修受託施設の研修プログラムの審査（マッチング）を実施し、臨床研修希望者および臨床研修受託施設に対して決定事項を臨床研修履修施設決定通知書（様式第（臨）－06号）および臨床研修履修者決定通知書（様式第（臨）－07号）にて、それぞれ通知する。

（担 当）

第16条 臨床研修受託施設が学会から受託する臨床研修の審査は、臨床栄養師研修委員会が実施する。

（書類様式）

第17条 臨床研修に必要な書類等の様式については、臨床栄養師臨床研修書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第 18 条 臨床研修にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

(中断・延期)

第 19 条 臨床研修施設決定後において臨床研修を中断、あるいは延期する場合には、臨床栄養師臨床研修延期申請書 第(臨) -13 号を提出する。延期期間は、1 年間有効とする。

付 則

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 20 年 3 月に改定され、平成 20 年 4 月以降の事項について適用する。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日以降に、第 9 条④を削除する。
- 4 この細則は、平成 22 年 6 月に改定され、平成 22 年 7 月以降の事項について適用する。
- 5 この細則は、平成 27 年 3 月に改定され、平成 27 年 4 月以降の事項について適用する。

別表 3 臨床研修受託施設

受託施設名	所在地等	
	〒 —	TEL FAX
	〒 —	TEL FAX
	〒 —	TEL FAX
	〒 —	TEL FAX
	〒 —	TEL FAX
	〒 —	TEL FAX

8 大学院生臨床栄養師認定研修履修細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定研修履修相当細則第2条に規定する認定講座および臨床研修の一部に相当する履修要件等について、大学院における必要事項を定める。

(認定講座履修及び臨床研修要件)

第2条 認定講座及び臨床研修の一部に相当する履修要件は、次のとおりとする。

- ① 管理栄養士の資格を持ち、日本健康・栄養システム学会の会員である大学院生を対象とする。
- ② ①の大学院生は、臨床栄養師認定研修履修相当細則第2条の1項目、また第2条の2項目以下の各項目に該当する場合は、認定講座及び臨床研修の時間数に相当させることができる。
- ③ 後条4条に定める臨床栄養師研修担当責任者がいる大学院の学生は、臨床栄養師研修委員会が承認した大学院科目については、認定講座の時間数に相当させることができる。
- ④ ①の大学院生は、臨床栄養師研修委員会が指定した18時間の認定講座（倫理とチーム活動、栄養ケア・マネジメントと情報管理、科学的根拠に基づいた栄養ケア・マネジメント活動、栄養ケア・マネジメントの運営—計画・評価、品質改善活動、制度と臨床栄養活動、人材教育と自己研鑽、生涯学習、特別講義）を受講し、臨床研修は、臨床栄養師臨床研修実施細則に基づいて臨床研修受託施設において行う。

(履修相当許可)

第3条 学会は、前条第1項から第4項に相当する履修要件を満たしていると認められる者に対し、その旨を文書（様式第(履)-03号）にて通知するものとする。

(大学院臨床栄養師研修担当責任者)

第4条 大学院科目の認定講座履修相当の承認を得る場合には、大学院教員である臨床栄養師研修担当責任者が申請を行う。

2. 大学院臨床栄養師研修担当責任者は日本健康・栄養システム学会評議員であり、臨床栄養師研修大学院部会の委員とする。

3. 大学院臨床栄養師研修担当責任者は、臨床栄養師資格認定規則第2条に規定する臨床栄養師の定義及び3条に規定する臨床栄養師の資質についてよく認識し、臨床栄養師の育成に努め、学会において実施されるレベルを下回らないようにする。

(大学院科目の認定講座履修相当)

第5条 大学院臨床栄養師研修担当責任者は、大学院科目の認定講座相当時間の申請を臨床栄養師研修委員会に行い、その承認を得ることが必要である。

2. 大学院履修科目において、認定講座の履修時間に相当を申請することのできる科目は、

臨床栄養師研修大学院部会が指定する栄養アセスメント・栄養ケア計画 4 時間、経腸・静脈栄養法 6 時間、栄養教育（生活習慣病）4 時間、栄養教育（低栄養状態、カウンセリング・コミュニケーション）6 時間、栄養教育（栄養教育の基礎）2 時間、症例検討 19 時間、退院計画・指導 4 時間、在宅栄養ケア・マネジメント 3 時間、集団の栄養評価と計画 4 時間、地域栄養活動 2 時間、給食経営管理 4 時間、経営の基礎 8 時間、の計 66 時間までとする。ただし、症例検討 19 時間のうちの少なくとも 10 時間は、NCM リーダーあるいは臨床栄養師が担当している場合に限り、相当時間とみなされる。

臨床栄養師研修担当責任者は、科目名、担当者、担当者の所属（NCM リーダー及び臨床栄養師の資格の有無）、履修時間、研修カリキュラムに相当する達成目標等を明記し、認定講座科目の相当時間の申請を行い、臨床栄養師研修委員会が認定講座の時間数の承認を行う。

（書類様式・申請）

第 6 条 大学院科目の認定講座履修相当申請に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定講座書類様式細則を別に定める。

第 7 条 大学院生は、臨床栄養師の資格・認定申請時に在学証明書を添付することとする。

（費用）

第 8 条 費用については、認定講座については、学会指定科目の 18 時間相当分の費用とし、そのほかは、臨床栄養師資格認定費用等細則の通りとする。

付則

1. この規則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
2. この細則は、平成 28 年 3 月に改定され、平成 19 年 4 月以降の事項について適用する。

9 臨床栄養師認定試験実施細則

(総 則)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第7条第1項に規定する認定試験（以下「認定試験」という。）について、必要事項を定める。

2 認定試験の実施に関する必要事項は、臨床栄養師認定審査会（以下「審査会」という。）で審査し、理事会の議決を経て、あらかじめ機関誌等で公表する。

3 認定試験は、毎年1回実施するものとする。

(合格基準)

第2条 合格基準は、総点数の70%を標準とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たない科目のある者は、不合格とすることができる。

2 審査会は、認定試験の結果を審査の上、合否を判定する。

3 審査会は、第2項に規定する事項の一部を臨床栄養師研修員会に委託することができる。

(合格通知等)

第3条 理事会は、認定試験に合格した者に対して臨床栄養師認定試験合格通知書（様式第（験）-03号）を発行するほか、その者の氏名を一般社団法人 日本健康・栄養システム学会誌等で広告し、認定試験不合格者には、臨床栄養師認定試験結果通知書（様式第（験）-04号）を発行する。

2 臨床栄養師資格認定規則第7条第1項に規定する認定研修（以下「認定研修」という。）の修了者で、認定試験を不合格となった者は、その後行なわれる認定試験の受験を3年間に限り認める。

(受験資格)

第4条 学会が実施する認定試験の受験資格は、次のとおりとする。

- (1) 臨床栄養師資格認定細則第3条に規定する者
- (2) 認定研修を終了していること
- (3) 禁治産者および準禁治産者でないこと

(試験免除)

第5条 臨床栄養師認定研修履修相当細則第2条⑫⑬⑭に該当する者のうち、臨床栄養師研修委員会が次の各号のいずれかに該当し、臨床栄養師資格認定者と同等以上の能力があると判断した場合には、試験を免除することができる。

- (1) 臨床栄養師研修および継続研修等の講師やその経験者
- (2) 役員会、総会、分科会、地方会、委員会等での活躍や貢献の認められる者

(3) 臨床栄養師研修受託施設の申請を行った監督責任者

(試験科目)

第6条 臨床栄養師の認定試験科目は臨床栄養師認定講座実施細則第3条に規定する研修科目と同一とする。

(受験申込)

第7条 認定試験を受けようとする者（以下「受験申込者」という。）は、臨床栄養師資格認定に関する手続細則第2条第4項に規定する書類を学会に提出しなければならない。

(書類様式)

第8条 認定試験に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定試験書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第9条 認定試験にかかる費用については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成20年3月に改定され、平成20年4月以降の事項について適用する。
- 3 平成30年4月1日以降に第5条を削除する。

10 臨床栄養師認定研修履修相当細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第7条第3項に規定する認定講座および臨床研修として履修すべき研修科目・時間の一部に相当する履修要件について、必要事項を定める。

(認定講座履修要件)

第2条 認定講座および臨床研修として履修すべき研修科目・時間の一部に相当する履修要件は、次のとおりとする。

- ① 第20回以降の管理栄養士国家試験合格者については、認定講座16時間の履修に相当させることができる。
- ② 日本病態栄養学会認定の「病態栄養専門師」および日本糖尿病療養指導士認定機構認定の「日本糖尿病療養指導士」、日本静脈経腸栄養学会認定の「栄養サポートチーム専門療法士」の有資格者については、認定講座30時間および臨床栄養師臨床研修実施細則第4条第3項第1号から第3号に規定する急性期病院の領域の臨床研修40時間(平成18年度以前の資格認定者については80時間)の履修に相当させることができる。ただし、上記の認定資格の取得については、一つに限るものとし、複数の申請は認めない。
- ③ 日本栄養士会TNT-D研修の修了者については認定講座40時間の履修に相当させることができる。
- ④ 慢性期医療認定講座の有資格者については、認定講座40時間に相当させることができる。
- ⑤ 全国老人福祉施設協議会栄養ケア・マネジメント研修(平成22年度以降)については、認定講座8時間に相当させることができる。
- ⑥ 神奈川県立保健福祉大学実践教育センター栄養ケア・マネジメント過程修了者は、認定講座100時間および臨床研修760時間に相当させることができる。
- ⑦ 臨床研修受託施設の勤務者については、臨床栄養師臨床研修実施細則第4条第3項に規定する①～③の領域において栄養ケア・マネジメントの業務活動経験が3年以上あり、すでに業務目標が達成しているものと、臨床栄養師研修委員会によって認められた者については、認定講座80時間の履修に相当させることができる。履修に相当しない認定講座20時間については、別途履修するものとする(履修を要する認定講座は、栄養教育2時間、在宅栄養ケア・マネジメント2時間、集団の栄養評価と計画2時間、地域栄養活動2時間、経営の基礎4時間、人材教育と自己研鑽、生涯学習2時間、症例検討6時間)。臨床研修は700時間の履修に相当させることができる。この場合、臨床研修の内訳①急性期病院、②医療療養病床、回復期リハビリテーション、介護保険施設 ③地域栄養活動のうち、勤務領域以外において50時間以上の臨床研修を履修し、それ以外は、勤務施設の監督責任者のもとで症例検討(1症例が20時間に相当)あるいは継続研修を受講(1日が20時間に相当)に

よって相当することができる。

- ⑧ 臨床栄養師研修応用修了者は、認定講座 60 時間、臨床研修 140 時間に相当することができる。ただし、認定講座は臨床栄養師研修基礎・応用において未修了科目を別途履修するものとする。また、臨床研修の内訳①急性期病院、②医療療養病床、回復期リハ、介護保険施設 ③地域栄養活動のうち、勤務領域以外において 50 時間以上の臨床研修を履修し、それ以外は、勤務施設の監督責任者のもとで症例検討（1 症例が 20 時間に相当）あるいは継続研修を受講（1 日が 20 時間に相当）によって相当することができる。
- ⑨ 栄養サポートチーム研修修了者は、認定講座 30 時間、臨床研修 10 時間に相当することができる。
- ⑩ 臨床栄養師臨床研修実施細則第3条1項により臨床栄養師と同等以上の能力があると臨床栄養師研修委員会によって判定された、NCMリーダーの資格を有さない受託研修施設監督責任者については、認定講座あるいは臨床研修の相当時間は、本条⑭によって、臨床栄養師研修委員会が判断する。
- ⑪ 臨床栄養師養成を目的とした学会活動として臨床栄養師研修の講義を担当した者については、対象者1人1時間当たり、認定講座 20 分もしくは、臨床研修 20 分の履修に相当させることができる。
- ⑫ 臨床栄養師研修委員会等細則に規定する各委員会の委員としての活動が特に顕著であると理事長によって認められた者については、1年間の活動につき臨床研修 60 時間の履修に相当させることができる。
- ⑬ 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の研究会、総会、分科会、地方会に終日参加した者については、認定講座 3 時間、口頭発表した者については認定講座 3 時間の履修に相当させることができる。
- ⑭ 査読のある学会誌に自著等が掲載された者については、原著の筆頭は 20 時間、原著の筆頭以外は5時間、総説の筆頭は 30 時間、総説の筆頭以外は 8 時間、研究報告の筆頭は 10 時間、研究報告の筆頭以外は 5 時間を、それぞれ認定講座もしくは臨床研修の履修時間の履修に相当させることができる。
- ⑮ 栄養学関係の修士課程修了者については、大学生臨床栄養師認定研修履修細則に規定する臨床栄養師研修委員会が、認めた科目と時間数について履修相当とし、大学院在学中に臨床研修 900 時間に相当する研修を実施した者については、当該時間の履修に相当させることができる。
- ⑯ 臨床栄養師認定講座実施細則第 7 条に規定する認定講座受託団体により臨床栄養師認定講座に相当する研修として申請のあった研修については、臨床栄養師研修委員会が承認した認定講座の履修時間数の履修に相当させることができる。
- ⑰ 海外での正規の臨床栄養師等の資格を保有する研修生を含めて、履修相当の申請書(様式第(履)－01号)を提出した者については、臨床栄養師研修委員会が承認した認定講座の履修時間数の履修に相当させることができる。
- ⑱ 前記①から⑰に規定された事項以外の履修相当時間については、臨床栄養師研修委員会

が判断するものとする。

(履修相当の認可)

第3条 前条第1項から第20項に該当する者は、臨床栄養師認定研修履修相当申請書(様式第(履)ー01号)にて、認定研修の履修相当時間を申請することができる。

2 学会は、前条第1項第1号から第20号に規定する履修相当要件を満たしていると認められる者に対し、その旨を臨床栄養師認定研修・継続研修履修相当認定書(様式第(履)ー03号)にて通知するものとする。

(書類様式)

第4条 認定研修の履修相当に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定研修・継続研修履修相当書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第5条 認定研修履修相当にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始の日から施行する。
- 2 この細則は、平成16年4月以降の事項について適用する。
- 3 この細則は、平成19年1月に改正され、平成20年4月より施行する。
- 4 この細則は、平成20年3月に改正され、平成20年4月より施行する。
- 5 平成22年4月1日以降に第2条③④を削除する。
- 6 平成24年4月1日以降に第2条⑦を削除する。
- 7 この細則は、平成22年6月に改定され、平成22年7月より施行する。

11 臨床栄養師認定論文審査実施細則

(総則)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第7条に規定する認定論文（以下「論文」という。）の審査について、必要事項を定める。

2 論文審査の実施に関しての必要事項は、臨床栄養師認定審査会（以下「審査会」という。）で審議し、理事会の承認を経て、あらかじめ機関紙等で公表する。

3 論文審査は、審査会が適宜実施する。

(評価基準)

第2条 論文については、審査会が定めた別表4の評価基準によって、審査会が合格および不合格を判定する。

2 審査会は、第1項に規定する事項の一部を臨床栄養師研修委員会に委託することができる。

(合格基準)

第3条 合格基準は、臨床栄養師認定試験実施細則第2条に規定する合格基準と同じく、総得点の70%を標準とする。

(不採択)

第4条 審査会は、審査会が定めた論文の形式的基準等を遵守しない者を論文不採択者として審査対象外とすることができる。

(審査方法)

第5条 論文の審査は、同一論文に対して原則として、論文審査委員2人以上をもって行う。

2 論文審査委員、審査手続等は、審査会において定める。

(合格通知等)

第6条 理事会は、論文審査に合格した者に対して、臨床栄養師資格認定通知書（様式第（資）-02号）を発行するほか、その者の氏名を一般社団法人 日本健康・栄養システム学会誌等で広告し、論文不合格者には、その結果を臨床栄養師認定論文審査結果通知書（様式（資）第-03号）にて、本人に通知する。

2 認定論文審査が不合格となった者には、論文の再提出が認められる。ただし1年以内に限るものとする。

3 前項によって1年経過後も合格しないものについては、臨床栄養師認定試験を再受験し、これに合格しなければ、論文を再提出することができないものとする。

(認定論文提出資格)

第7条 学会が実施する臨床栄養師認定論文の提出資格は、認定講座、臨床研修を修了し、医療・福祉施設等(臨床研修受託施設に限らない)における、実務経験を1年以上有していることとする。

2 大学院修士もしくは博士課程を修了しているものは、大学院修了を以て実務経験を1年以上に代えることができる。

3 認定論文審査は、臨床栄養師研修委員会が指定した者による事前指導を受けた者でなければ審査を受けることができない。

(実務経験)

第8条 前条に規定する実務経験として認められる対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 医療施設
- (2) 介護保険施設
- (3) 福祉施設
- (4) その他

2 前項に規定する施設における実務経験の勤務形態は、常勤、非常勤を問わないものとする。

(認定論文提出)

第9条 認定論文審査を受けようとする者は、以下の書類を学会に提出しなければならない。

- (1) 臨床栄養師資格認定申請書(様式第(資)-01号)
- (2) 認定論文(35文字×30行 9~10枚)

2 前項に規定する書類は、学会事務局が受理し、事前審査を行う。なお、認定論文は、臨床栄養師認定試験合格通知書(様式第(験)-03号)の発行時に提示する当該認定論文審査年度の認定論文提出要綱によるものとする。

(書類様式)

第10条 認定論文に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定論文書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第11条 認定論文審査にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成22年6月に改正され、平成22年7月1日から施行する。
- 3 この細則は、平成25年5月に改正され、平成25年7月1日から施行する。

別表4 評価基準

判定評価項目	
1. (問題意識)	論題（テーマ）を選択した理由が問題点の提示とともに明らかにされているか
2. (多面的理解)	論題（テーマ）に対し、他の制度、基準・方法等と比較する等、幅広い立場で栄養ケア・マネジメントについて理解が示されているか
3. (筆者の見解)	論題（テーマ）に対し、筆者の見解（批評・主張等）を示し、臨床栄養師としての高い見識が貫かれているか
4. (方法の選択)	研究方法は論題（テーマ）に合ったものが、読み手に理解できるよう記載されているか
5. (結果の整合性)	論題、方法と結果とに整合性があるか
6. (結論の妥当性)	結論は結果から適切に導かれているか
7. (実用性)	論旨が、医療、福祉サービスの現場に適用またはその実用性にふれているか
8. (正確性)	論文は誤字がなく、文法上適切な表現がなされているか
9. (表現手段)	図表は適切に使用されているか
10. (文献)	参考文献、または引用文献が正しく記載されているか

評価基準	5点	優れている
	4点	基準に達している
	3点	やや欠陥が目立つ
	2点	欠陥が目立つ
	1点	不適確

12 臨床栄養師継続研修規則

(目的)

第1条 この規則は、臨床栄養師認定登録に関する規則第7条に規定する継続研修（以下「継続研修」という。）について、基本的事項を定める。

(実施主体)

第2条 継続研修の実施主体は学会とする。ただし、学会は、理事会の決議により、臨床栄養師認定審査会（以下「審査会」という。）が継続研修の委託先として適当と認める団体・機関（以下「継続研修受託団体」という。）に継続研修を委託することができる。

2 継続研修受託団体は、継続研修の実施科目の一部を他の継続研修受託団体と共同して実施することができる。

3 継続研修受託団体が、継続研修を実施する場合の講師選任は、事前に臨床栄養師研修委員会の許可を得て実施するものとする。

4 臨床栄養師認定講座実施細則第2条に規定する認定講座受託団体は、本条第1項に規定する継続研修受託団体とみなすものとする。

5 継続研修受託団体については、別表5に示す。

(研修内容)

第3条 臨床栄養師の継続研修の履修内容は、次の科目を基本とする。

- ①医療・医療保険制度
- ②コミュニケーション
- ③栄養アセスメント・栄養ケア計画（症例検討等）
- ④特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品
- ⑤経腸・静脈栄養法
- ⑥栄養教育
- ⑦栄養政策と栄養士活動
- ⑧マネジメント（経営）
- ⑨調査・研究
- ⑩その他 臨床栄養師の資質の涵養に関する科目

2 臨床栄養師研修委員会は、第1項第1号から第10号に関する科目に相当する研修、講演会等の計画作成、履修指定時間の決定を行う。

3 海外研修の取扱いについては、臨床栄養師海外研修細則を別に定める。

(義務)

第4条 臨床栄養師は、前条に規定する研修科目等を研修内容とする継続研修を履修しなければならない。

(広 報)

第5条 学会は、第2条に掲げる学会および継続研修受託団体が実施する継続研修の期日、場所等の概況を会員に広報する。

(受託研修)

第6条 継続研修受託団体は、学会から受託した継続研修を誠実に実行し、学会において実施されるレベルを下廻らないようにしなければならない。

2 前項の継続研修を実施するため、継続研修受託団体は、臨床栄養師継続研修書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。

(学会書類等)

第7条 学会で継続研修を実施する場合も、臨床栄養師継続研修書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。

2 学会は、全ての継続研修履修者の履修結果を、「臨床栄養師認定登録名簿」(様式第(登)－06号)に記載するとともに、更新の条件不適合となった臨床栄養師については、「臨床栄養師となる資格を有する者名簿」(様式第(登)－05号)に移記し、本人に通知する等必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の結果は、理事会および審査会に報告する。

(履修通算)

第8条 臨床栄養師の継続研修の履修について、継続研修受託団体相互の履修通算を認める。ただし、履修科目は、第3条に定める内容を充足していることを条件とする。

2 継続研修受託団体の継続研修履修者が、学会の継続研修を一部履修する場合、定数等による制限を除いてその履修を認め、履修時間を通算する。

3 学会の継続研修履修者が、継続研修受託団体の継続研修を一部履修する場合、定数等による制限を除いてその履修を認め、履修時間を通算する。

4 学会および継続研修受託団体は、その履修状況等を示す次の書類(正・副2通)を発行する。

臨床栄養師継続研修認定時間履修証明書(様式第(継)－09号(学会用))

臨床栄養師継続研修認定時間履修証明書(様式第(継)－10号(団体用))

5 前項に規定する書類の発行を受けた者は、そのうちの正の書類を添付した次の書類を、認定登録の更新時に学会に提出するものとする。

臨床栄養師認定登録更新申請書 様式第(登)－08号

(履修時期と継続研修履修期間)

第9条 臨床栄養師の資格を取得した者は、原則として資格取得後直ちに登録を行い、継続研修申込書を学会に提出し、継続研修を履修する。

2 継続研修履修期間は、5年間に100単位以上履修とし、そのうち学会主催の継続研修から40

単位以上、および臨床栄養師研修委員会が指定した学会主催の研修会、講演会、学術集会、地方会等から 40 単位以上、計 80 単位以上を履修しなければならない。

3 継続研修期間は、開始年度は 0 年とし、翌年度から 5 年後の 3 月 31 日までを研修期間とする。

(担 当)

第 10 条 学会で実施する継続研修は、臨床栄養師研修委員会の所轄とする。

2 継続研修受託団体が学会から受託する継続研修の審査は、臨床栄養師研修委員会が実施する。

(書類様式)

第 11 条 継続研修に必要な書類等の様式については、臨床栄養師継続研修書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第 12 条 継続研修にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 20 年 3 月に改定され、平成 20 年 4 月以降の事項について適用する。
- 3 この細則は、平成 22 年 6 月に改定され、平成 20 年 4 月以降の事項について適用する。
- 4 この細則は、平成 27 年 3 月に改定し、平成 27 年 4 月から施行する。

別表 5 継続研修受託団体

受託施設名	所在地等	
	〒 —	TEL FAX
	〒 —	TEL FAX
	〒 —	TEL FAX
	〒 —	TEL FAX

13 臨床栄養師継続研修履修相当細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第9条第1項に規定する継続研修として履修すべき研修科目・時間の一部に相当する履修要件について、必要事項を定める。

(継続研修履修要件)

第2条 継続研修として履修すべき研修科目・時間の一部に相当する履修要件は、次のとおりとする(別表6)。

- ① 学会主催の継続研修・(特別)研修会・学術集会・地方会への参加者には、1回につき20単位を認定する。
- ② 臨床栄養師認定講座のうち継続研修者の参加が認められるものについては、1時間につき20単位とする。
- ③ 認定講座や継続研修の講義担当者には、1時間につき20単位を認定する。
- ④ 学会が主催し、履修単位の指定された学術集会、継続研修、研究会での筆頭発表者及び継続研修の症例発表者(ファシリテーター・コーディネーターを含む)には、1回につき20単位を認定する。継続研修等に参加した者は発表により単位の加算ができる。
- ⑤ 臨床研修受託施設の監督責任者及び継続研修者(臨床栄養師)には、研修者(継続研修者を含む)1人につき20単位を認定する。臨床栄養師の受託施設での継続研修は、1人につき20単位とする。なお、臨床研修時間相当の症例検討指導は、1症例につき20単位とする。
- ⑥ 査読のある学会誌等への自著等(共著を含む)の掲載は、1原著及び1書籍につき20単位とする。ただし、当学会誌及び研修委員会に認められた学会誌ならびに専門誌を対象とする。
- ⑦ その他、医療関連学会等が主催する学術集会及び認定講座等への参加者、研修委員会が指定する支援事業に携わった者等には、1回につき10単位を認定する。

(履修相当の認可)

第3条 前条第1号から第7号に該当する者は、臨床栄養師継続研修履修相当申請書(様式第(履)ー02号)にて、継続研修の履修相当を申請することができる。

2 学会は、前条第1項第1号から第7号に規定する履修相当要件を満たしていると認められる者に対し、その旨を臨床栄養師認定研修・継続研修履修相当認定書(様式第(履)ー03号)にて通知するものとする。

(書類様式)

第4条 継続研修の履修相当に必要な書類等の様式については、臨床栄養師認定研修・継続研修履修相当書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第5条 継続研修履修相当にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、会則第3条第4号に規定する事業の開始の日から施行する。
- 2 この細則は、平成20年4月以降の事項について適用する。
- 3 この細則は、平成20年3月に改正され、平成20年4月より施行する。
- 4 この細則は、平成22年6月に改正され、平成22年7月より施行する。
- 5 この細則は、平成25年6月に改正され、平成25年7月より施行する。
- 6 この細則は、平成27年3月に改正され、平成27年4月より施行する。

別表6

臨床栄養師継続研修の履修要件

臨床栄養師継続研修履修方法

- 1) 研修開始日：資格取得後直ちに登録を行い、継続研修申込書を学会に提出し、履修する
- 2) 研修終了日：新規登録者は開始年度（0年）の翌年度（1年）4月1日から5年後の3月31日とする
登録更新者は開始年度（1年）の4月1日から5年後の3月31日とする
- 3) 研修内容は、臨床栄養師継続研修規則の第3条に規定する科目を基本とする
- 4) 研修は単位制で登録更新要件は100単位以上とする
- 5) 臨床栄養師研修委員会指定の研修会、講演会、学術総会等から計80単位以上を必修とする
そのうち学会主催の継続研修から40単位以上を必修とする
- 6) 「研修参加記録簿」に証明書類を貼付し、登録更新時に申請書とともに学会に提出する

研修開始と更新の手続き

研修の流れ	学会提出書類の名称・様式番号及び内容
研修開始 ↓ 認定単位証明書類の保管 研修終了 ↓ 審査後、登録更新	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床栄養師継続研修申込書（願書）様式第（継）-06号、07号 ・臨床栄養師認定登録更新申請書 様式第（登）-08号 ・臨床栄養師継続研修認定単位履修証明書（様式第（継）-09号（学会用）） ・臨床栄養師継続研修認定単位履修証明書（様式第（継）-10号（団体用））

単位認定と証明書類

該当事項	認定単位	証明書類	備考
学会主催の継続研修に参加した者	1回につき20単位	参加証のコピー	40単位以上を必修とする。
学会主催の(特別)研修会・学術集会・地方会に参加した者	1回につき20単位	参加証のコピー	40単位以上を必修とする。 臨床栄養師会主催の研修会を含む。
臨床栄養師認定講座に参加した者	1時間につき20単位	参加申込書または振込用紙のコピー	継続研修者の参加が認められるものとする。
認定講座や継続研修の講義担当者	1時間につき20単位	講師等依頼書のコピー	
学会が主催し履修単位の指定された学術集会等での筆頭発表者及び継続研修の症例発表者(ファシリテーター・コーディネーターを含む)	1回につき20単位	学会等のプログラム・参加証または依頼書のコピー	学術集会、継続研修、研究会での発表を含む。継続研修等に参加した者は発表により単位の加算ができる。
臨床研修受託施設の監督責任者及び継続研修者(臨床栄養師)	・研修者1人につき20単位 ・臨床栄養師の受託施設での継続研修は1人につき20単位	研修実施・修了者名簿または研修履修証明書・依頼書のコピー	臨床研修時間相当の症例検討指導は1症例20単位とする。
査読のある学会誌等への自著等(共著を含む)の掲載者	1原著につき20単位	別刷または論文のコピー(著者名の記載された表紙のみ)	当学会誌及び研修委員会に認められた学会誌等を対象とする。
	学術出版物1書籍につき20単位	学術出版物原本のコピー(著者名の記載された表紙のみ)	
その他、臨床栄養師研修委員会に認められたもの	1回につき10単位	参加証のコピー 支援等を証明する書類のコピー	医療関連学会等が主催する学術集会等に参加した者、支援事業に携わった者等とする。

14 臨床栄養師海外研修細則

(目 的)

第1条 この基準は、臨床栄養師継続研修規則第3条第3項に規定する海外研修（以下「海外研修」という。）の取り扱いについて、必要事項を定める。

(実施主体)

第2条 海外研修による臨床栄養師継続研修の実施主体は、学会、認定講座受託団体および継続研修受託団体が実施するものに限る。

(研修の申請等)

第3条 認定講座受託団体および継続研修受託団体が海外研修を実施する場合の学会への承認申請等については、次の各号によるものとする。

- ① 承認申請は、海外研修実施2か月前に行なうものとする。
- ② 承認申請は、研修日程、研修目的、研修先毎の研修内容、講師等の詳細な資料を添付して行なうものとする。なお、関係資料が2か月前の申請時に間に合わない時は、決まり次第直ちに提出するものとする。
- ③ 海外研修の履修認定時間数は、移動時間等は含まず、実質研修時間のみを相当時間として認定する。
- ④ 海外研修終了後、海外研修参加者はレポートを提出するものとする。
- ⑤ その他詳細事項は個別毎に審査するものとする。

(研修科目)

第4条 海外研修の履修認定時間は、臨床栄養師継続研修規則第3条第1項の第10号に規定する科目の履修時間に換算するものとする。

(書類様式)

第5条 海外研修に必要な書類等の様式については、臨床栄養師海外研修書類様式細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この細則は、平成20年3月に改定され、平成20年4月以降の事項について適用する

15 臨床栄養師資格認定に関する手続細則

(総 則)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第6条に規定する臨床栄養師の資格認定に関する手続きおよび関係書類等の様式について、必要事項を定める。

(臨床栄養師の認定手続)

第2条 臨床栄養師の資格認定に必要な認定講座の受講、臨床研修の履修、認定試験の受験、実務経験ならびに認定論文の審査に必要な手続きとその書類等の様式を、次の各項のとおり定める。

2 認定講座の受講の申込みは、所定の受講料を納付のうえ、次の書類を提出して行う。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 臨床栄養師認定講座申込書（願書） | 様式第（認）－06号 |
| (2) 個人経歴・業績書 | 様式第（認）－08号 |
| (3) 住民票（市町村発行） | |
| (4) 身分証明書（本籍地の市町村発行） | |

なお、学会等当該講座主催者は、認定講座の受講を認めた者および所定の認定講座を履修した者に対して、次の書類を交付する。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (5) 臨床栄養師認定講座受講票 | 様式第（認）－07号 |
| (6) 臨床栄養師認定講座履修証明書 | 様式第（認）－10号・11号 |

3 臨床研修の履修は、所定の臨床研修料を納付のうえ、臨床栄養師臨床研修実施細則第14条第2項に従うものとする。なお、当該研修主催者は、所定の臨床研修を修了した者に対して、次の書類を交付する。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 臨床研修（全部・一部）履修証明書 | 様式第（臨）－08号 |
|----------------------|------------|

4 認定試験の受験の申込は、所定の受験料を納付のうえ、次の書類を提出して行なう。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 臨床栄養師認定試験申込書 | 様式第（験）－01号 |
| (2) 個人経歴・業績書 | 様式第（認）－08号 |
| (3) 臨床栄養師認定講座履修証明書 | 様式第（認）－10・11号 |
| (4) 臨床栄養師臨床研修（全部・一部）履修証明書 | 様式第（臨）－08号 |
| (5) 臨床栄養師臨床研修履修報告書 | 様式第（臨）－09号 |

5 認定試験合格後の認定論文審査の申込みは、所定の論文審査料を納付のうえ、臨床栄養師認定論文審査実施細則第9条によるものとする。

6 認定論文の合格通知等については、臨床栄養師認定論文審査実施細則第6条によるものとする。

7 臨床栄養師の資格認定の審査および決定については、臨床栄養師資格認定細則第4条によるものとする。

8 学会事務局は、臨床栄養師として資格認定された者に対して、臨床栄養師資格認定通知書（様式第（資）-02号）にて通知するとともに、認定・登録手続きに必要な臨床栄養師認定登録申請書（様式第（登）-01号）と臨床栄養師認定登録延期申請書（様式第（登）-02号）その要領を送付する。また、認定論文審査不合格者に対しては、臨床栄養師認定論文審査結果通知書（様式第（資）-03号）にて通知する。

9 認定登録、臨床栄養師証票・臨床栄養師章の交付、認定登録の延期、認定登録の更新、継続研修履修義務の猶予等については、臨床栄養師認定登録に関する規則によるものとする。

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

16 臨床栄養師認定登録に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、臨床栄養師資格認定規則第8条に規定する臨床栄養師の認定登録（以下「登録」という。）および認定登録手続について、必要事項を定める。

(資格認定名簿)

第2条 臨床栄養師資格認定細則第4条の規定により、資格認定が決定した者（以下「資格認定者」という。）の氏名等は、「臨床栄養師となる資格を有する者名簿」（以下「名簿」という。）（様式第（登）－05号）に記載する。

2 前項の資格認定者の他に名簿に記載される者は、次のとおりとする。

- (1) 登録に関する規則第6条第1項の規定により登録延期申請を行った者
- (2) 登録に関する規則第8条第1項の規定により登録更新が認められなかった者

(認定登録)

第3条 資格認定者が、認定登録臨床栄養師となるには、所定の登録料を納付のうえ、臨床栄養師認定登録申請書（様式第（登）－01号）および登録料の郵便振替振込み受領証のコピーを学会へ提出して行う。

2 前項の認定登録臨床栄養師を、「臨床栄養師認定登録名簿」（以下「登録名簿」という。）（様式第（登）－06号）に登録する。

3 前項の登録名簿に登録された臨床栄養師には、臨床栄養師証票（様式第（証）－01号）および臨床栄養師章（様式第（証）－02号）を交付する。

(認定登録の要件)

第4条 認定登録の要件は、登録申請時において、管理栄養士であって、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の会員であること。

(記載省略)

第5条 第3条第2項の規定によって登録された者は、第2条に定める名簿への記載を省略する。

(認定登録申請者の登録の延期)

第6条 諸般の事情により認定登録申請を延期（3年を限度）したい者（以下「認定登録申請延期者」という。）は、臨床栄養師認定登録延期申請書（様式第（登）－02号）を学会に提出しなければならない。

2 前項の認定登録申請延期者は、第3条第2項に規定する登録名簿から第2条に規定する名簿に移記する。

- 3 認定登録申請をする時点では、学会会員でなければならない。
- 4 第1項の期間(3年)を経過した者は、臨床栄養師となる資格の効力を失うものとする。

(認定登録の更新)

第7条 臨床栄養師は、平成20年4月1日を起点(年度の途中で新たに登録をした者にあつては、その翌年の4月1日を起点)として、第2項各号に定める登録期間ごとに登録の更新を行う(別表7)。

2 臨床栄養師は、登録の更新に必要な継続研修を次の各号にしたがって、順次履修しなければならない。

- (1) 前項に定める起点を経過した後の最初(第1回目)の登録期間を5会計年度とし、その間に100単位(新たに登録した日から起点までの履修単位数を含む。)
- (2) 前号の次以降(第2回目以降)の登録期間を5会計年度とし、その間に100単位
- (3) 臨床栄養師研修登録第1,2回生は平成23年3月に、同3回生は全員に平成24年3月の登録を認める。
- (4) 平成28年4月1日以降の認定登録の更新から、登録期間を5会計年度毎とする。
- (5) 60歳以降に認定登録の更新をした臨床栄養師は、退会までの臨床栄養師委嘱者として以降の更新を免除する。

3 第2項の各号に定める登録期間内の履修単位は、各年度に平均化するよう努めるものとする。

4 認定登録更新にあつては、所定の登録更新料を納付のうえ、登録期間満了までに臨床栄養師認定登録更新申請書(様式第(登)-08号)を提出して行う。

(更新の条件不適合)

第8条 継続研修の履修について、前条第2項各号に定める登録期間内において所定の履修単位に満たない者(以下「履修条件不適合者」という。)は、登録更新を認めない。

2 前項の履修条件不適合者は、第3条第2項に規定する登録簿から第2条に規定する名簿に移記する。

3 前項の名簿に移記された者は、登録の更新に必要な履修単位の不足分を次の年度において履修することにより、その翌年度の4月1日付で登録の更新を行う。

4 前項の規定により、1会計年度遅れて登録を更新した者にあつては、前条第2項の規定により、当該登録の更新日から所定の登録期間毎に更新を行う。

(猶 予)

第9条 臨床栄養師は、次の各号に該当する場合には、臨床栄養師継続研修履修義務猶予申請書(様式第(登)-09号)を学会に提出し、次項の承認により、第7条第2項の規定による継続研修の履修義務を猶予されることができる。

- (1) 病気等により2か月以上の治療等をしたとき
- (2) 2か月以上の海外出張等をしたとき

(3)その他継続研修を履修できない次のような事案が発生したとき

- ① 兼務を認めない公職についてたとき
- ② 風水害等に被災し、臨床栄養師業務の従事が不能となったとき
- ③ その他諸般の理由により臨床栄養師継続研修が不能となったとき

2 前項の申請書が提出され、学会の臨床栄養師研修委員会で審議し、理事会において承認された場合、継続研修の履修義務を5年間まで猶予する。ただし、その猶予期間終了までの間、学会から交付された臨床栄養師証票、臨床栄養師章は、学会に一時的に寄託しなければならない。

3 前項の猶予期間中は、当該者の氏名等は登録簿から名簿に移記する。

4 第2項の猶予期間中に登録の更新期が到来する場合にあっては、第7条の規定にかかわらず登録の更新を休止し、猶予期間満了後において次条の規定によるものとする。

(猶予期間の満了)

第10条 前条の猶予期間が満了した者の履修すべき継続研修は、猶予開始年度の履修単位とし、以後順次、履修義務を負う。

2 継続研修の猶予期間が満了した者は、自動的に名簿から登録簿に移記され、前条第2項の規定により学会に寄託された証票等の返還をうけるものとする。

(通 知)

第11条 学会は、次の書類等にて会員に通知する。

- (1) 第3条第2項の記載を証する書類
臨床栄養師認定登録簿登録通知書 様式第(登) -07号
- (2) 第6条第1項の承認を証する書類
臨床栄養師認定登録延期申請の承認通知書 様式第(登) -03号
臨床栄養師認定登録延期申請の却下通知書 様式第(登) -04号
- (3) 第9条第2項の審議結果を証する書類
臨床栄養師継続研修履修義務猶予申請の承認通知書 様式第(登) -10号
臨床栄養師継続研修履修義務猶予申請の却下通知書 様式第(登) -11号

2 前項のうち、第2号および第3号に係る処理については、理事会の承認を必要とする。

(書類様式)

第12条 この規則に規定する書類等の様式については、臨床栄養師登録手続書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第13条 臨床栄養師認定登録にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 22 年 6 月に改定し、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 3 この規則は、平成 27 年 3 月に改定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表7 登録更新について

継続研修の登録更新を行う者は、下記の期日に登録更新の手続きを行うものとする。

	認定年月	第1回 研修（登録）終了日	第1回 登録更新書類 提出期限	第2回 研修（登録）終了日	第2回 登録更新書類 提出期限	第3回 研修（登録）終了日	第3回 登録更新書類 提出期限
第1回生	H19(2007)年6月	H23(2011)年3月31日	H23(2011)年4月10日	H26(2014)年3月31日	H26(2014)年4月10日	H31(2019)年3月31日	H31(2019)年4月10日
第2回生	H20(2008)年6月	H24(2012)年3月31日	H24(2012)年4月10日	H27(2015)年3月31日	H27(2015)年4月10日	H32(2020)年3月31日	H32(2020)年4月10日
第3回生	H21(2009)年6月	H25(2013)年3月31日	H25(2013)年4月10日	H30(2018)年3月31日	H30(2018)年4月10日	H35(2023)年3月31日	H35(2023)年4月10日
第4回生	H22(2010)年6月	H26(2014)年3月31日	H26(2014)年4月10日	H31(2019)年3月31日	H31(2019)年4月10日	H36(2024)年3月31日	H36(2024)年4月10日
第5回生	H23(2011)年6月	H27(2015)年3月31日	H27(2015)年4月10日	H32(2020)年3月31日	H32(2020)年4月10日	H37(2025)年3月31日	H37(2025)年4月10日
第6回生	H24(2012)年6月	H30(2018)年3月31日	H30(2018)年4月10日	H35(2023)年3月31日	H35(2023)年4月10日	H40(2028)年3月31日	H40(2028)年4月10日
第7回生	H25(2013)年6月	H31(2019)年3月31日	H31(2019)年4月10日	H36(2024)年3月31日	H36(2024)年4月10日	H41(2029)年3月31日	H41(2029)年4月10日
第8回生	H26(2014)年6月	H32(2020)年3月31日	H32(2020)年4月10日	H37(2025)年3月31日	H37(2025)年4月10日	H42(2030)年3月31日	H42(2030)年4月10日
第9回生	H27(2015)年6月	H33(2021)年3月31日	H33(2021)年4月10日	H38(2026)年3月31日	H38(2026)年4月10日	H43(2031)年3月31日	H43(2031)年4月10日

17 臨床栄養師認定講座書類様式細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定講座実施細則（以下「細則」という。）第7条第2項および同細則第8条第1項に規定する書類等の様式およびその内容について、必要事項を定める。

(内容)

第2条 細則第2条に規定する学会および認定講座受託団体は、次表の書類等をその内容に従い利用するものとする。

書類等の名称	様式番号	発行者	発行時期	保管者	内容
臨床栄養師認定講座実施申請書	第(認)ー01号	B	法人第1期期末、1回のみ	A	規則第2条第1項に基づき認定講座の委託を申請する。
臨床栄養師認定講座実施委託書	第(認)ー02号	A	法人第1期期末、1回のみ	B	規則第2条第1項ただし書による認定講座の委託を証する。
臨床栄養師認定講座実施計画書	第(認)ー03号 (学会用)	A	その期の始まる前に毎回	A	その年度の認定講座の実施概要 ① 期 日 ② 場 所 ③ 人員数 ④ 実施内容 ⑤ その他
	第(認)ー04号 (団体用)	B		A	
臨床栄養師認定講座講師経歴書	第(認)ー05号	B		B	
臨床栄養師認定講座申込書	第(認)ー06号	C		A	
臨床栄養師認定講座受講票	第(認)ー07号	A		C	
個人経歴・業績書	第(認)ー08号	C		A	
臨床栄養師認定講座実施報告書 (受講・修了者名簿)	第(認)ー09号	B	その期の終わり遅滞なく毎回	A	認定講座受託団体が、その期において実施した認定講座の履修者個人別の時間数を報告する
臨床栄養師認定講座履修証明書	第(認)ー10号 (学会用)	A・B	その期の終わり遅滞なく毎回	C・B	認定講座履修済者全員（個人別）に学会および団体から証明を通知する
	第(認)ー11号 (団体用)	A・B	その都度	B・A	

臨床栄養師 認定講座 履修者名簿	第(認)－12号 (学会用)	A	その期の終わり 遅滞なく毎回	A	
------------------------	-------------------	---	-------------------	---	--

(注) 符号は、次のような内容を示す。

A……学会

B……細則第2条ただし書きに規定する認定講座受託団体

C……認定講座を履修する個人

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日より施行する。

第（認）－〇1号（団体用）
申請書No. _____

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

提出日 平成 年 月 日

団体名 _____

団体長名 _____ 印

臨床栄養師認定講座実施申請書

臨床栄養師認定講座細則第2条に規定する臨床栄養師認定講座の実施を、下記のとおり申請します。

記

- (1) 実施期間 平成 年 月 日 ～ 同年 月 日
- (2) 実施会場 _____
- (3) 別紙資料 ① 臨床栄養師認定講座実施計画書（様式第（認）－04号）
② 臨床栄養師認定講座講師経歴書（様式第（認）－05号）

殿

平成 年 月 日

日本健康・栄養システム学会
理事長 印

臨床栄養師認定講座実施委託書

臨床栄養師認定講座実施細則第2条に基づき、臨床栄養師認定審査会で貴団体の認定講座計画を審査した結果、適格と認めましたので、臨床栄養師の認定講座の実施を委託いたします。

臨床栄養師認定講座実施計画書

団 体 名		カリキュラム委員会	委員長	印		
提 出 日	平成 年 月 日	研修委員会	委員長	印		
実 施 概 要	認 定 講 座 科 目 等					月日
	科目	内 容	受講予定者 (人)	講師名	場 所	(時間)
その他特記事項						

臨床栄養師認定講座実施計画書

団 体 名		カリキュラム委員会	委員長	印		
提 出 日	平成 年 月 日	研修委員会	委員長	印		
実 施 概 要	認 定 講 座 科 目 等					月日
	科目	内 容	受講予定者 (人)	講師名	場 所	(時間)
その他特記事項						

臨床栄養師認定講座講師経歴書

提出日 平成 年 月 日

団体名

(既に認定講座講師・継続研修講師としての実績を有する場合は提出不要)

講座名				
講師経歴	講師名	フガナ	生年月日	年 月 日(歳)
	現職			
	最終学歴			
	主な経歴			
	講師歴 および 学会等 発表歴			
	専門分野			
	著書			
	論文			

臨床栄養師認定講座申込書 (願書)

受講番号			
認定講座の種別	1. 学会主催 2. 継続研修受託団体主催	(写真貼付) 上半身 4 × 3 cm	
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和・平成____年____月____日生まれ (____) 歳		
自宅住所	〒 -		
TEL		FAX	
勤務先住所、名称	〒 -	部署	
TEL		FAX	
最終学歴		メールアドレス	
公的資格			

認定講座の受講希望者は、上段の申込書および下段の受講票の太枠内に記入し、切り離さずに双方に写真を貼付のうえ、振込済の郵便振替払込金受領証のコピーを同封して学会に郵送で申し込みをしてください。

なお、お振り込みの際には通信欄に「認定講座」と記入願います。

郵便振替口座番号：

加入者名：一般社団法人 日本健康・栄養システム学会

臨床栄養師認定講座受講票

受講番号			
認定講座の種別	1. 学会主催 2. 継続研修受託団体主催	(写真貼付) 上半身 4 × 3 cm	
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和・平成____年____月____日生まれ (____) 歳		
自宅住所	〒 -		

個人経歴・業績書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

ふりがな
氏名 _____ 印

1. 経歴の概要 (学歴・職業・資格)

項目	年 月 日	内 容
最終学歴		
主な職歴		
現在の勤務先		
現在の業務の詳細について	所属部署名 _____ 役職名 _____	
公的資格 (すべての資格を記入して下さい)	取得年月	資 格 名

2. 著書または論文

区 分	内 容
著 書	
論 文	

* 記入欄が不足の時は別の用紙にご記入下さい。

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

実施団体名	
実施団体代表者	

臨床栄養師認定講座実施報告書

(受講・修了者名簿)

実施日	平成 年 月 日	会 場					受講者数	人
実施内容		講師名	講座名				実施時間	
	①							
	②							
	③							
	④							
	会員番号	氏 名	①	②	③	④	合計	備考
1			H	H	H	H	H	
2			H	H	H	H	H	
3			H	H	H	H	H	
4			H	H	H	H	H	
5			H	H	H	H	H	
6			H	H	H	H	H	
7			H	H	H	H	H	
8			H	H	H	H	H	
9			H	H	H	H	H	
10			H	H	H	H	H	
11			H	H	H	H	H	
12			H	H	H	H	H	
13			H	H	H	H	H	
14			H	H	H	H	H	
15			H	H	H	H	H	
16			H	H	H	H	H	
17			H	H	H	H	H	

殿

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
臨床栄養師研修委員会
委員長

印

臨床栄養師認定講座履修証明書

貴殿は、臨床栄養師認定講座の全課程を履修したことを証明します。

なお、臨床栄養師資格認定に関する手続細則第2条第4項の規定により、臨床栄養師認定試験の受験申し込みおよび臨床栄養師認定試験実施細則第3条第2項の規定により、認定試験の再受験をする際には、これを添付書類として提出してください。

殿

平成 年 月 日

認定講座受託団体

団体代表者名

印

臨床栄養師認定講座履修証明書

貴殿は、臨床栄養師認定講座の全課程を実施したことを証明します。

なお、臨床栄養師資格認定に関する手続細則第2条第4項の規定により、臨床栄養師認定試験の受験申し込みおよび臨床栄養師認定試験実施細則第3条第2項の規定により、認定試験の再受験をする際には、これを添付書類として提出してください。

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

臨床栄養師認定講座履修者名簿

研修年度	平成 年								
	会員番号	氏名	①	②	③	④	合計	備考	
1			H	H	H	H	H		
2			H	H	H	H	H		
3			H	H	H	H	H		
4			H	H	H	H	H		
5			H	H	H	H	H		
6			H	H	H	H	H		
7			H	H	H	H	H		
8			H	H	H	H	H		
9			H	H	H	H	H		
10			H	H	H	H	H		
11			H	H	H	H	H		
12			H	H	H	H	H		
13			H	H	H	H	H		
14			H	H	H	H	H		
15			H	H	H	H	H		
16			H	H	H	H	H		
17			H	H	H	H	H		
18			H	H	H	H	H		
19			H	H	H	H	H		
20			H	H	H	H	H		
21			H	H	H	H	H		
22			H	H	H	H	H		
23			H	H	H	H	H		
24			H	H	H	H	H		
25			H	H	H	H	H		

18 臨床栄養師認定講座書類様式細則（大学院）

（目 的）

第1条 この細則は、大学院臨床栄養師認定研修履修細則（以下「細則」という。）第4条第2項および同細則第3項に規定する書類等の様式およびその内容について、必要事項を定める。

（内 容）

第2条 細則第2条に規定する大学院は、次表の書類等をその内容に従い用いるものとする。

書類等の名称	様式番号	発行者	発行時期	保管者	内容
大 学 院 認定講座実施申請書	第(大) -01号	B	3月末年1回	A	規則第5条に基づき認定講座の承認を申請する。
大 学 院 認定講座実施承認書	第(大) -02号	A	3月末年1回	B	規則第5条第3項による認定講座の承認を証明する。
臨 床 栄 養 師 認定講座実施計画書	第(大) -03号 (大学院)	B	その期の始まる 前に毎回	A	その年度の認定講座の実施概要 ⑥ 期 日 ⑦ 場 所 ⑧ 人員数 ⑨ 実施内容 ⑩ その他
臨 床 栄 養 師 認定講座講師経歴書	第(大) -04号	B		B	
臨 床 栄 養 師 認定講座履修証明書	第(認) -05号 (大学院)	B	その都度	C	

(注) 符号は、次のような内容を示す。

A……学会

B……細則第2条ただし書きに規定する認定講座受託団体

C……認定講座を履修する個人

付 則

1 この細則は、平成19年4月1日より施行する。

申請書No. _____

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

提出日 平成 年 月 日

大学院名 _____

学長名 _____ 印

臨床栄養師認定講座実施申請書

臨床栄養師認定講座細則第2条に規定する臨床栄養師認定講座の実施を、下記のとおり申請します。

記

- (1) 実施期間 平成 年 月 日 ~ 同年 月 日
- (2) 実施会場 _____
- (3) 別紙資料 ① 臨床栄養師認定講座実施計画書 (様式第(大)ー04号)
② 臨床栄養師認定講座講師経歴書 (様式第(大)ー05号)

殿

平成 年 月 日

日本健康・栄養システム学会
理事長 武藤 泰敏

臨床栄養師認定講座承認書

臨床栄養師資格認定規則第7条第3項に基づき、臨床栄養師研修委員会において貴団体の認定講座計画を審査した結果、適格と認めましたので、臨床栄養師の認定講座として承認いたします。

臨床栄養師認定講座実施計画書

大学院名		カリキュラム委員会	委員長	印		
提出日	平成 年 月 日	研修委員会	委員長	印		
実 施 概 要	認定講座科目等				月日	
	科目	内 容	受講予定者 (人)	講師名	場 所	月日 (時間)
その他特記事項						

臨床栄養師認定講座講師経歴書

提出日 平成 年 月 日

大学院名

(既に認定講座講師・継続研修講師としての実績を有する場合は提出不要)

講座名				
講 師 経 歴	講師名	フリガナ	生年月日	年 月 日(歳)
	現職			
	最終学歴			
	主な経歴			
	講師歴 および 学会等 発表歴			
	専門分野			
	著書			
	論文			

殿

平成 年 月 日

大学院名

学長名

印

臨床栄養師認定講座履修証明書

貴殿は、臨床栄養師認定講座大学院必須科目を履修したことを証明します。

臨床栄養師資格認定に関する手続細則第2条第4項の規定により、臨床栄養師認定試験の受験申し込みおよび臨床栄養師認定試験実施細則第3条第2項の規定により、認定試験の再受験をする際には、これを添付書類として提出してください。

19 臨床栄養師臨床研修書類様式細則

(目 的)

第1条 この細則は、臨床栄養師臨床研修実施細則（以下「細則」という。）第10条第2項および第11条第1項に規定する書類等の様式およびその内容について、必要事項を定める。

(内 容)

第2条 細則第2条に規定する学会および臨床研修受託施設は、次表の書類等をその内容に従い利用するものとする。

書類等の名称	様式番号	発行者	発行時期	保管者	内 容
臨床栄養師 研修施設認定 申請書	第（臨）－01号	B		A	
臨床栄養師 研修生募集要項	第（臨）－02号	B		A	
臨床栄養師 研修施設認定証	第（臨）－03号	A		B	
臨床研修施設履修 希望票 （臨床研修申込書）	第（臨）－04号	C		A	
臨床研修履修者 採用希望票	第（臨）－05号	C		A	
臨床研修履修 施設決定通知書 （研修生用）	第（臨）－06号	A		C	
臨床研修履修者 決定通知書 （研修施設用）	第（臨）－07号	A		B	
臨床研修 （全部・一部） 履修証明書	第（臨）－08号	B		C	

臨床研修 履修報告書	第（臨）－09号	C		A	
臨床研修 実施報告書 (履修・修了者名簿)	第（臨）－10号	A		A	
臨床研修受託施設 認定取り消し届け	第（臨）－11号	B		A	
臨床研修受託 終了報告書	第（臨）－12号	B		A	
臨床栄養師臨床 研修延期申請書	第（臨）－13号	C		A	
臨床研修マニユア ル承認通知書	第（臨）－14号	A		B	
臨床研修開始の お知らせ	第（臨）－15号	B		A	
臨床栄養師臨床研 修延期申請の承認 通知書	第（臨）－16号	A		C	
臨床研修受託施設 認定変更届け	第（臨）－17号	B		A	

(注) 符号は、次のような内容を示す。

A……学会

B……細則第2条に規定する臨床研修受託施設

C……臨床研修を履修する個人

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日より施行する。

臨床栄養師研修施設認定申請書（学会提出用）

第（臨）－〇１号

日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

一般社団法人日本健康・栄養システム学会の臨床栄養師研修の理念および目的に賛同し、臨床栄養師研修施設の認定を申請します。

有限責任者中間法人 日本健康・栄養システム学会マッチングシステムに参加します。

申請日 平成 年 月 日

施設名	
住所	〒
問い合わせ先	TEL：() — FAX：() —
メールアドレス (問い合わせ先)	
施設分類 (病床数)	<ul style="list-style-type: none"> ・病院（一般病床 床：療養型病床 床） ・介護保険施設 介護老人福祉施設（ 床）、介護老人保健施設（ 床） 介護療養型医療施設（ 床）、その他（ 床） ・その他（ ）
研修領域及び時間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 急性期病院（ 時間） 2. 回復期リハビリテーション・介護保険施設等（ 時間） 3. 地域栄養活動（ 時間） 4. 給食経営管理（ 時間） <p style="text-align: right;">研修時間合計 _____ 時間</p>
第三者評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第三者評価機関名 2. 認定番号 号 3. 審査体制区分（認定領域） 4. その他
研修責任者 (施設長)	
研修監督者	<p style="text-align: center;">NCMリーダー資格</p> <p style="text-align: center;">有り：取得中</p>
問い合わせ先 (所属課記入)	
連絡欄	

受付日 平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会

臨床栄養師研修生募集要項(学会提出用)

施設名

募集人員	
研修領域	1. 病院における臨床研修(350~450時間) 2. 回復期リハビリ、介護保険施設における研修(150~200時間) 3. 地域栄養ケア活動研修(150~200時間) 4. 給食経営管理研修(150~200時間)
応募資格 (条件)	
研修期間 (予定)	
応募締切日	
選考試験日	
試験内容	
応募方法 (必要書類)	
病院見学	
問い合わせ先 (担当者)	
備考	

殿

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 印

臨床栄養師研修施設認定証

臨床栄養師臨床研修実施細則第2条第2項に基づき、臨床栄養師認定審査会で貴施設について臨床研修施設要件を審査した結果、適格と認めましたので、貴施設を臨床栄養師研修受託施設と認定し、臨床研修の実施を委託いたします。

臨床研修施設履修希望票

(臨床栄養師・基礎・応用・栄養ケアチーム・栄養サポートチーム・継続研修用)

記入日 年 月 日

ふりがな	
氏名	
職種	
勤務施設名	
自宅住所	〒
自宅電話	
連絡先(昼間)	

研修領域 (臨床栄養師研修者は希望領域に○を付けてください。)	1. 病院における臨床研修(350~450時間) 2. 回復期リハビリ、介護保険施設における研修(150~200時間) 3. 地域栄養ケア活動研修(150~200時間) 4. 給食経営管理研修(150~200時間) (栄養ケアチームは2の領域、栄養サポートチームは病院で10時間)
---	--

研修施設の履修希望を記入してください。

希望施設 1	
希望施設 2	
希望施設 3	
希望施設 4	
希望施設 5	

学会記入欄	受付日 年 月 日

臨床研修履修者採用希望票

(臨床栄養師・基礎・応用・栄養ケアチーム・栄養サポートチーム研修用)

記入日 年 月 日

ふりがな	
施設名	
住所	〒
連絡先(担当者)	

研修施設領域 (臨床栄養師研修履修者に対しては該当領域に○を付けてください。)	1. 病院における臨床研修 (350~450 時間) 2. 回復期リハビリ、介護保険施設における研修 (150~200 時間) 3. 地域栄養ケア活動研修 (150~200 時間) 4. 給食経営管理研修 (150~200 時間) (栄養ケアチームは2の領域、栄養サポートチームは病院で10時間)
---	--

臨床研修履修者の採用希望を記入してください。

採用希望者	
採用希望者	
採用希望者	
採用希望者	
採用希望者	

臨床研修履修者の不採用希望を記入してください。

不採用者	
不採用者	
不採用理由	

学会記入欄	受付日 年 月 日

殿

平成 年 月 日
一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 印

臨床研修履修施設決定通知書

(臨床栄養師・基礎・応用・栄養ケアチーム・栄養サポートチーム・継続研修)

貴殿が臨床研修を履修する施設が、以下のとおり決定しましたので通知します。

研修施設名 _____

殿

平成 年 月 日
一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 印

臨床研修履修者決定通知書

(臨床栄養師・基礎・応用・栄養ケアチーム・栄養サポートチーム・継続研修)

貴施設における臨床研修履修者が、以下のとおり決定しましたので通知します。

研修者氏名

殿

平成 年 月 日

臨床研修施設名

施設長

印

臨床研修（全部・一部）履修証明書

貴殿は、臨床栄養師・基礎・応用・栄養ケアチーム・栄養サポートチーム・継続研修 臨床研修の下記の領域における履修を実施したことを証明します。

記

証明時間数

1. 急性期病院	時間
2. 回復期リハビリ・介護保険施設	時間
3. 地域栄養活動	時間
4. 給食経営管理	時間

臨床研修履修報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

住 所 _____

連絡先 _____

氏 名 _____ 印

下記の通り臨床栄養師・基礎・応用・栄養ケアチーム・栄養サポートチーム・継続研修 臨床研修
を履修しましたので報告します。

記

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

臨床研修実施報告書

(臨床栄養師研修・基礎・応用・栄養ケアチーム・栄養サポートチーム・継続研修
履修・修了者名簿)

研修年度	平成 年								
	会員番号	氏名	①	②	③	④	合計	備考	
1			H	H	H	H	H		
2			H	H	H	H	H		
3			H	H	H	H	H		
4			H	H	H	H	H		
5			H	H	H	H	H		
6			H	H	H	H	H		
7			H	H	H	H	H		
8			H	H	H	H	H		
9			H	H	H	H	H		
10			H	H	H	H	H		
11			H	H	H	H	H		
12			H	H	H	H	H		
13			H	H	H	H	H		
14			H	H	H	H	H		
15			H	H	H	H	H		
16			H	H	H	H	H		
17			H	H	H	H	H		
18			H	H	H	H	H		
19			H	H	H	H	H		
20			H	H	H	H	H		
21			H	H	H	H	H		
22			H	H	H	H	H		
23			H	H	H	H	H		
24			H	H	H	H	H		
25			H	H	H	H	H		

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会

理事長 殿

臨床研修施設名

施設長

印

臨床栄養師臨床研修受託施設

取り消し届け

臨床栄養師臨床研修実施細則第9条に規定される臨床栄養師研修施設要件を満たすことができなくなったため、臨床栄養師臨床研修受託施設の認定取り消しをお願いいたします。

臨床研修受託終了報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

臨床研修施設名

施設長 _____ 印

平成 年度臨床栄養師・基礎・応用・栄養ケアチーム・栄養サポートチーム・継続
研修 臨床研修を下記の通り実施いたしましたので報告します。

記

研修生氏名	総研修受託時間 (時間)

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

臨床研修延期申請書

臨床栄養師研修・基礎・応用・栄養ケアチーム・栄養サポートチーム・継続研修履修の延期を申請します。

記

(1)会員番号	(番号) 第 _____ 号
(2)研修開始	(_____ 年度)
(3)延期申請の理由	
(4)勤務先	名称
	所在地 〒 _____
(5)連絡先	
(6)延期予定	_____ 年 _____ 月 _____ 日までに臨床研修を延期します

第（臨）－14号
平成 年 月 日

殿

臨床栄養師研修委員会委員長 印

「臨床栄養師臨床研修マニュアル」の承認通知書

貴殿が提出された、「臨床栄養師臨床研修マニュアル」を審査した結果、「承認」と決定しましたので、通知いたします。

平成 年 月 日

日本健康・栄養システム学会
事務局様

施設名

研修監督責任者名

臨床研修開始のお知らせ

下記のとおり、臨床栄養師研修・基礎・応用・栄養ケアチーム・栄養サポートチーム・継続研修履修の臨床研修を開始いたしますので、ご報告いたします。

記

研修生名 _____	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
研修生名 _____	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
研修生名 _____	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
研修生名 _____	平成	年	月	日	～平成	年	月	日
研修生名 _____	平成	年	月	日	～平成	年	月	日

以上

第(臨) -16号
平成 年 月 日

殿

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長

印

臨床栄養師臨床研修延期申請の承認通知書

貴殿から 月 日付で提出されました、臨床栄養師臨床研修延期申請書を審査した結果、「承認」と決定しましたので、下記の通り通知いたします。

記

承認期間

年 月 日 ~ 年 月 日

以上

臨床栄養師研修施設 変更届

日本健康・栄養システム学会
理事長 _____ 殿

研修施設受託事項に変更が生じたため、申請いたします。

申請日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

施設名		
住所	〒 _____	
問い合わせ先	TEL : (_____) _____	—
	FAX : (_____) _____	—
メールアドレス (問い合わせ先)		
施設分類 (病床数)	・病院 (一般病床 _____ 床 : 療養型病床 _____ 床) ・介護保険施設 介護老人福祉施設 (_____ 床)、介護老人保健施設 (_____ 床) 介護療養型医療施設 (_____ 床)、その他 (_____ 床) ・その他 (_____)	
研修領域及び時間	1. 急性期病院 (_____ 時間) 2. 回復期リハビリテーション・介護保険施設等 (_____ 時間) 3. 地域栄養ケア活動 (_____ 時間) 4. 給食経営管理 (_____ 時間) 研修時間合計 _____ 時間	
第三者評価	1. 第三者評価機関名 _____ 2. 認定番号 _____ 号 3. 審査体制区分 (認定領域) _____ 4. その他 _____	
研修責任者 (施設長)		
研修監督者	NCMリーダー資格	
	有り : 取得中	
問い合わせ先 (所属課記入)		
連絡欄		

受付日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

* 太枠内は必ずご記入ください。

変更部に○印をし、変更事項を記入し、必要に応じて証明書類を添付してください。

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会

20 臨床栄養師認定試験書類様式細則

(目 的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定試験実施細則（以下「細則」という。）第7条に規定する書類等の様式およびその内容について、必要事項を定める。

(内 容)

第2条 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会（以下「学会」という。）および受験申込者は、次表の書類等をその内容に従い用いるものとする。

書類等の名称	様式番号	発行者	発行時期	保管者	内容
臨床栄養師 認定試験申込書	第(験)ー01号	C		A	
臨床栄養師 認定試験受験票	第(験)ー02号	A		C	
臨床栄養師 認定試験合格通知書	第(験)ー03号	A		C	
臨床栄養師 認定試験結果通知書	第(験)ー04号	A		C	

(注) 符号は、次のような内容を示す。

A……学会

B……臨床栄養師資格認定に関する手続細則第2条第4項に規定する認定試験受験申込者

付 則

1 この細則は、平成18年4月1日より施行する。

臨床栄養師認定試験申込書(願書)

受験番号			
認定試験 受験回数	1. 1回目 2. 2回目 3. 3回目	(写真貼付) 上半身 4×3cm	
フリガナ			
氏名			
生年月日	昭和・平成___年___月___日生まれ (___)歳		
自宅住所	〒 -		
TEL		FAX	
勤務先住所、 名称	〒 -	部署	
TEL		FAX	
最終学歴			
公的資格			

認定試験の受験希望者は、申込書および受験票の太枠内に記入し、双方に写真を貼付のうえ、振込済の郵便振替払込金受領証のコピーを同封して郵送で申し込みをしてください。
なお、お振り込みの際には通信欄に「認定試験」と記入願います。

郵便振替口座番号：

加入者名：一般社団法人 日本健康・栄養システム学会

臨床栄養師認定試験受験票

受験番号		
認定試験 の回数	1. 1回目 2. 2回目 3. 3回目	(写真貼付) 上半身 4×3cm
フリガナ		
氏名		
生年月日	昭和・平成___年___月___日生まれ (___)歳	
自宅住所	〒 -	
勤務先住所、 名称	〒 -	

※必ず勤務先名をご記入願います。

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会

臨床栄養師研修委員長 印

試験日 年 月 日

時間

場所

において 臨床栄養師認定試験を実施いたします。

殿

平成 年 月 日
一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 印

臨床栄養師認定試験合格通知書

貴殿を、当学会の臨床栄養師認定試験合格者と認定します。

記

(1)受験番号	
(2)氏名	

臨床栄養師資格認定・登録には、委員会の指定した者に指導を受けて、認定論文を書き、論文合格が必須となります。

殿

平成 年 月 日
一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
臨床栄養師認定審査会
会 長 印

臨床栄養師認定試験結果通知書

貴殿が受験された試験結果を当審査会で評価基準に準拠して審査した結果、
不合格となりましたので、通知します。

なお、臨床栄養師認定試験実施細則第3条第2項の規定により、3年間以内に
限り、再受験が認められます。

次回の認定試験は、平成 年 月 日であります。

21 臨床栄養師認定研修・継続研修履修相当書類様式細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定研修履修相当細則第4条および臨床栄養師継続研修履修相当細則第4条に規定する書類等の様式およびその内容について、必要事項を定める。

(内容)

第2条 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会（以下「学会」という。）および認定研修・継続研修履修相当申請者は、次表の書類等をその内容に従い用いるものとする。

書類等の名称	様式番号	発行者	発行時期	保管者	内容
臨床栄養師 認定研修 履修相当申請書	第(履) -01号	B		A	
臨床栄養師 継続研修 履修相当申請書	第(履) -02号	C		A	
臨床栄養師 認定研修・継続研修 履修相当認定書	第(履) -03号	A		B	

(注) 符号は、次のような内容を示す。

A……学会

B……認定研修履修相当申込者

C……継続研修履修相当申込者

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成27年3月に改正し、4月1日から施行する。

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

住 所 _____

臨床栄養師認定研修履修相当申請書

臨床栄養師認定研修履修相当細則第2条（以下「細則」という。）に基づき、認定研修の履修相当を次のとおり申請します。

号	要件	認定講座時間	臨床研修時間
①	第20回以降管理栄養士国家試験合格	16	—
②	病態栄養専門師、日本糖尿病療養士、栄養サポートチーム専門療法士 (平成19年以降資格取得) (平成18年以前資格取得)	30	40
		30	80
③	TNT-D	40	—
④	慢性期医療認定講座	40	—
⑤	全国老人福祉施設協議会栄養ケア・マネジメント研修(平成22年度以降)	8	—
⑥	神奈川県立保健福祉大学実践教育センター栄養ケア・マネジメント課程	100	760
⑦	臨床研修受託施設勤務者(栄養ケア・マネジメント業務経験3年以上)	80	700
⑧	臨床栄養師研修応用修了者(基礎も修了)	60	140
⑨	栄養サポートチーム研修修了者	30	10
⑩	受託研修施設監督責任者	*	*
⑪	臨床栄養師養成を目的とした講義担当者(対象者1名1時間につき認定講座20分または臨床研修20分)		
⑫	臨床栄養師研修委員会等細則に規定する各種委員会活動(理事長の承認により1年間の活動につき臨床研修60時間)		
⑬	当該学会の研究会、総会、分科会、地方会への終日参加につき認定講座3時間、口頭発表1回につき認定講座3時間		

号	要件	認定講座時間	臨床研修時間
⑭	査読のある学会誌への掲載論文 原著筆頭1件につき20時間 () 件 筆頭以外1件につき5時間 () 件 総説の筆頭1件につき30時間 () 件 総説の筆頭以外1件につき10時間 () 件 研究報告の筆頭1件につき8時間 () 件 研究報告の筆頭以外1件につき5時間 () 件 以上は認定講座もしくは臨床研修履修時間に相当		
⑮	栄養学関係の修士課程修了者(大学院履修相当科目細則により臨床栄養師研修委員会が承認)		
⑯	認定講座受託団体から申請のあった研修(相当時間は臨床栄養師研修委員会の承認)		
⑰	海外での正規の臨床栄養師等の資格(相当時間は臨床栄養師研修委員会の承認)		
⑱	その他の事項(相当時間は臨床栄養師研修委員会の判断・承認)		
	計 (各自が合計して記載してください)		
	学会確認時間		
	学会確認印		

※該当する各号、該当する時間全てを○印をつけ、あるいは該当する時間等を記載し、それぞれの申請根拠となる証明書類を添付してください

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

住 所 _____

臨床栄養師登録番号 第 _____ 号

臨床栄養師継続研修履修相当申請書

臨床栄養師継続研修履修相当細則（以下「細則」という。）に基づき、継続研修の履修相当を次のとおり申請します。

細則第2条の

* 第1号 継続研修 単位 分

* 第2号 継続研修 単位 分

* 第3号 継続研修 単位 分

* 第4号 継続研修 単位 分

* 第5号 継続研修 単位 分

* 第6号 継続研修 単位 分

* 第7号 継続研修 単位 分

(該当する各号を○で囲んでください。)

 殿

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会

理事長 印

臨床栄養師認定研修・継続研修履修相当認定書

貴殿から、平成 年 月 日付で提出された臨床栄養師認定研修・継続研修履修相当申請書を審議した結果、次のように「認定」しましたので通知します。

臨床栄養師認定研修・継続研修履修相当細則第2条に規定する。

認定講座	臨床研修	継続研修
時間	時間	単位

22 臨床栄養師認定論文書類様式細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定論文審査実施細則第11条に規定する書類等の様式およびその内容について、必要事項を定める。

(内容)

第2条 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会（以下「学会」という。）、臨床栄養師認定審査会（以下「審査会」という。）および認定論文審査申込者は、次表の書類等その内容に従い用いるものとする。

書類等の名称	様式番号	発行者	発行時期	保管者	内容
臨床栄養師 資格認定申請書	第(資)ー01号	B		A	
臨床栄養師 資格認定通知書	第(資)ー02号	A		B	
臨床栄養師 認定論文審査 結果通知書	第(資)ー03号	A		B	

(注) 符号は、次のような内容を示す。

A……学会

B……臨床栄養師資格認定に関する手続細則第2条第5項に規定する認定論文審査申込者

付 則

1 この細則は、平成18年4月1日より施行する。

臨床栄養師資格認定申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

住 所 _____

氏 名 _____ 印

臨床栄養師となる資格を有する者としての認定をされたく、ここに認定論文を添付し申請します。

殿

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会

理事長

印

臨床栄養師資格認定通知書

貴殿を、当学会の臨床栄養師となる資格を有する者と認定します。

記

(1)資格名	臨 床 栄 養 師
(2)認定期日	平成 年 月 日
(3)認定番号	第 号

(注) 臨床栄養師としての業務を行うには、登録が必要です。

ただし、諸般の事情により登録申請を延期したい方は、登録に関する規則第6条第1項の規定に基づき、臨床栄養師認定登録延期申請書(様式第(登) -02号)提出してください。

殿

平成 年 月 日
一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
臨床栄養師認定審査会
会 長 印

臨床栄養師認定論文審査結果通知書

貴殿が提出された認定論文を、当審査会で評価基準に準拠して審査した結果、
不合格となりましたので、通知します。

なお、臨床栄養師認定論文審査実施細則第6条第2項の規定により、1年間に
限り、論文の再提出が認められます。

次回の認定論文の提出期限は、平成 年 月 日であります。

23 臨床栄養師継続研修書類様式細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師継続研修規則（以下「規則」という。）第11条に規定する書類等の様式およびその内容について、必要事項を定める。

(内容)

第2条 規則第2条第1項に規定する学会および継続研修受託団体は、次表の書類等をその内容に従い用いるものとする。

書類等の名称	様式番号	発行者	発行時期	保管者	内 容
臨床栄養師継続研修実施申請書	第(継)－01号	B	実施6か月以前	A	規則第2条第1項に基づき継続研修の委託を申請する
臨床栄養師継続研修実施委託書	第(継)－02号	A	法人第1期期末、1回のみ	B	規則第2条第1項但書による継続研修の委託を証する
臨床栄養師継続研修実施計画書	第(継)－03号 (学会用)	A	その期の始まる前に毎回	A	その年度の継続研修の次のような実施概要 ①期 日 ②場 所 ③人 員 数 ④実施内容 ⑤そ の 他
	第(継)－04号 (団体用)	B		A	
臨床栄養師継続研修講師経歴書	第(継)－05号	B		A	
臨床栄養師継続研修申込書	第(継)－06号 (学会用)	C		A	
臨床栄養師継続研修受講票	第(継)－07号	A		C	
臨床栄養師継続研修実施報告書 (受講者名簿)	第(継)－08号	B	研修終了後遅滞なく毎回	A	継続研修受託団体が、その期において実施した継続研修の履修者個人別の時間数等を報告する
臨床栄養師継続研修認定時間履修証明書	第(継)－09号 (学会用)	A	研修終了後遅滞なく毎回	C	継続研修履修済者全員（個人別）に学会および団体から証明を通知する
	第(継)－10号 (団体用)	B			

(注) 符号は、次のような内容を示す。

A……学会

B……規則第2条第1項但書に規定する継続研修受託団体

C……継続研修を履修する個人

付 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日より施行する。

第(継)ー01号(団体用)
申請書No. _____

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

提出日 平成 年 月 日

団体名 _____

印

団体長名 _____

臨床栄養師継続研修実施申請書

臨床栄養師継続研修規則第2条第1項但書に規定する臨床栄養師継続研修の実施を、
下記のとおり申請します。

記

- (1) 実施年月日 平成 年 月 日
- (2) 実施会場 _____
- (3) 実施時間 _____ 時間
- (4) 別紙資料 ① 臨床栄養師継続研修実施計画書(様式第(継)ー04号)
② 臨床栄養師継続研修講師経歴書(様式第(継)ー05号)

殿

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 印

臨床栄養師継続研修実施委託書

臨床栄養師継続研修規則第2条第1項但書に基づき、臨床栄養師認定審査会で貴団体の継続研修計画を審査した結果、適格と認めましたので、臨床栄養師の継続研修の実施を委託いたします。

臨床栄養師継続研修実施計画書

団 体 名		カリキュラム 委員会	委員長	印		
提 出 日	平成 年 月 日	研修委員会	委員長	印		
実 施 概 要	継 続 研 修 科 目 等					月日
	科目	内 容	受講予定者 (人)	講師名	場 所	(時間)
その他特記事項						

臨床栄養師継続研修実施計画書

団 体 名		カリキュラム 委員会	委員長	印	
提 出 日	平成 年 月 日	研修委員会	委員長	印	
実 施 概 要	継 続 研 修 科 目 等				
	科目	内 容	受講予定者 (人)	講師名	場 所
その他特記事項					

臨床栄養師継続研修講師経歴書

提出日 平成 年 月 日

団体名 _____

(既に認定講座講師・継続研修講師としての実績を有する場合は提出不要)

講 座 名			
講 師 経 歴	講 師 名	フカナ	(昭和・平成) 生年月日 年 月 日 (歳)
	現 職		
	最終学歴		
	主 な 経 歴		
	講 師 歴 お よ び 学 会 等 発 表 歴		
	専 門 分 野		
	著 書		
	論 文		

臨床栄養師継続研修申込書(願書)

臨床栄養師番号		臨床栄養師登録年度	年度
フリガナ			(写真貼付) 上半身 4 × 3 cm
氏名			
生年月日	_(昭和・平成)_____年__月__日生まれ (____) 歳		
勤務先住所 勤務先名	〒 -		
部署		役職	
勤務先 TEL		勤務先 FAX	
自宅住所	〒 -	自宅 TEL	
		自宅 FAX	
メールアドレス		最終学歴	
公的資格※1			

継続研修期間 : 平成 年 月 1 日 ~ 平成 年 3 月 31 日

事務局記載欄

臨床栄養師継続研修受講票

臨床栄養師番号		臨床栄養師登録年度	年度
フリガナ			(写真貼付) 上半身 4 × 3 cm
氏名			
生年月日	_(昭和・平成)_____年__月__日生まれ (____) 歳		
勤務先住所 勤務先名	〒 -		
部署		役職	
勤務先 TEL		勤務先 FAX	
自宅住所	〒 -	自宅 TEL	
		自宅 FAX	
メールアドレス			

継続研修期間 : 平成 年 月 1 日 ~ 平成 年 3 月 31 日

- ※1 臨床栄養師、管理栄養士、栄養士以外の資格をご記入下さい。
- ※ 上段の申込書及び下段の受講票の枠内に記入し、切り離さずに双方に写真を貼付の上、学会に郵送で申込みください。
- ※ 記載内容に変更があった場合には、変更後の内容を記載し、再度ご提出ください。
- ※ 次回の更新登録時には、この臨床栄養師継続研修申込書・受講票も更新しますので、再度ご提出ください。

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

団体名	
団体長名	

臨床栄養師継続研修受講者名簿

実施日	平成 年 月 日	会 場					受講者数	人
実施内容		講師名	講義名・演習・症例検討会				実施時間	
	①							
	②							
	③							
	④							
	会員番号	氏 名	①	②	③	④	合計	備考
1			H	H	H	H	H	
2			H	H	H	H	H	
3			H	H	H	H	H	
4			H	H	H	H	H	
5			H	H	H	H	H	
6			H	H	H	H	H	
7			H	H	H	H	H	
8			H	H	H	H	H	
9			H	H	H	H	H	
10			H	H	H	H	H	
11			H	H	H	H	H	
12			H	H	H	H	H	
13			H	H	H	H	H	
14			H	H	H	H	H	
15			H	H	H	H	H	
16			H	H	H	H	H	
17			H	H	H	H	H	

殿

平成 年 月 日
 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
 理事長 印

臨床栄養師継続研修認定時間履修証明書

貴殿は、臨床栄養師として、臨床栄養師継続研修規則第3条に規定する継続研修を下記のように履修されたことを証明いたします。

記

(1) 継続研修 履修時間	時間
(2) 履修した 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(3) 履 修 し た 継 続 研 修 の 内 訳	①	医療・医療保険制度	
	②	コミュニケーション	
	③	栄養アセスメント・栄養ケア計画 (症例検討等)	
	④	特定保健用食品・保健機能食品・病 者用食品	
	⑤	経腸・静脈栄養法	
	⑥	栄養教育	
	⑦	栄養政策と栄養士活動	
	⑧	マネジメント(経営)	
	⑨	調査、研究	
	⑩	その他 臨床栄養師の資質の涵養 に関する科目	
	(計)		

殿

平成 年 月 日

臨床栄養師継続研修受託団体

団体名 _____

団体長名 _____ 印

臨床栄養師継続研修認定時間履修証明書

貴殿は、臨床栄養師として、臨床栄養師継続研修規則第3条に規定する継続研修を下記のように履修されたことを証明いたします。

記

(1) 継続研修 履修時間	時間
(2) 履修した 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(3) 履 修 し た 継 続 研 修 の 内 訳	①	医療・医療保険制度	
	②	コミュニケーション	
	③	栄養アセスメント・栄養ケア計画 (症例検討等)	
	④	特定保健用食品・保健機能食品・病 者用食品	
	⑤	経腸・静脈栄養法	
	⑥	栄養教育	
	⑦	栄養政策と栄養士活動	
	⑧	マネジメント(経営)	
	⑨	調査、研究	
	⑩	その他 臨床栄養師の資質の涵養 に関する科目	
	(計)		

24 臨床栄養師海外研修書類様式細則

(目 的)

第1条 この細則は、臨床栄養師海外研修規則（以下「規則」という。）第5条に規定する書類等の様式およびその内容について、必要事項を定める。

(内 容)

第2条 規則第2条第1項に規定する学会および認定講座受託団体および継続研修受託団体は、次表の書類等はその内容に従い用いるものとする。

書類等の名称	様式番号	発行者	発行時期	保管者	内 容
臨床栄養師海外研修実施申請書	第(海)－01号	B	実施2か月以前	A	規則第2条第1項に基づき海外研修の委託を申請する
臨床栄養師海外研修実施委託書	第(海)－02号	A	法人第1期期末、1回のみ	B	規則第2条第1項に基づき海外研修の委託を証する
臨床栄養師海外研修実施計画書	第(海)－03号 (学会用)	A	その期の始まる前に毎回	A	その年度の海外研修の次のような実施概要 ①期 日 ②場 所 ③人 員 数 ④実施内容 ⑤そ の 他
	第(海)－04号 (団体用)	B		A	
臨床栄養師海外研修講師経歴書	第(海)－05号	B		A	
臨床栄養師海外研修申込書	第(海)－06号 (学会用)	C		A	
臨床栄養師海外研修受講票	第(海)－07号	A		C	
臨床栄養師海外研修実施報告書 (受講者名簿)	第(海)－08号	B	研修終了後遅滞なく毎回	A	海外研修受託団体が、その期において実施した海外研修の履修者個人別の時間数等を報告する
臨床栄養師海外研修認定時間履修証明書	第(海)－09号 (学会用)	A	研修終了後遅滞なく毎回	C	海外研修履修者全員（個人別）に学会および団体から証明を通知する
	第(海)－10号 (団体用)	B			

(注) 符号は、次のような内容を示す。

A……学会

B……規則第2条第1項但書に規定する海外研修受託団体

C……海外研修を履修する個人

付 則

- 1 この細則は、平成20年4月1日より施行する。

第(海)ー01号(団体用)
申請書No. _____

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

提出日 平成 年 月 日

団体名 _____

印

団体長名 _____

臨床栄養師海外研修実施申請書

臨床栄養師継続研修規則第2条第1項但書に規定する臨床栄養師海外研修の実施を、
下記のとおり申請します。

記

(1) 実施年月日 平成 年 月 日

(2) 実施場所 _____

(3) 実施時間 _____ 時間

(4) 別紙資料 ① 臨床栄養師海外研修実施計画書(様式第(海)ー04号)
② 臨床栄養師海外研修講師経歴書(様式第(海)ー05号)

殿

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 印

臨床栄養師海外研修実施委託書

臨床栄養師継続研修規則第2条第1項但書に基づき、臨床栄養師認定審査会で貴団体の海外研修計画を審査した結果、適格と認めましたので、臨床栄養師の海外研修の実施を委託いたします。

臨床栄養師海外研修実施計画書

団 体 名		カリキュラム 委員会	委員長	印		
提 出 日	平成 年 月 日	研修委員会	委員長	印		
実 施 概 要	海 外 研 修 科 目 等				月日	
	科目	内 容	受講予定者 (人)	講師名	場 所	(時間)
その他特記事項						

臨床栄養師海外研修実施計画書

団 体 名		カリキュラム 委員会	委員長	印	
提 出 日	平成 年 月 日	研修委員会	委員長	印	
実 施 概 要	海 外 研 修 科 目 等				
	科目	内 容	受講予定者 (人)	講師名	場 所
その他特記事項					

臨床栄養師海外研修講師経歴書

提出日 平成 年 月 日

団体名

--

(既に認定講座講師・継続研修講師としての実績を有する場合は提出不要)

講座名			
講師経歴	講師名	フカナ	生年月日 年 月 日 (歳)
	現職		
	最終学歴		
	主な経歴		
	講師歴 および 学会等 発表歴		
	専門分野		
	著書		
	論文		

臨床栄養師海外研修申込書(願書)

受講番号		
継続研修の種別	1. 学会主催 2. 継続研修受託団体主催	(写真貼付) 上半身 4×3cm
フリガナ		
氏名		
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日 生まれ () 歳	
連絡先住所 自宅・勤務先	〒 -	
TEL		最終学歴
FAX		
公的資格		

海外研修の受講希望者は、上段の申込書および下段の受講票の太枠内に記入し、切り離さずに双方に写真を貼付のうえ、振込済の郵便振替払込金受領証のコピーを同封して学会に郵送で申し込みをしてください。

なお、お振り込みの際には通信欄に「海外研修」と記入願います。

郵便振替口座番号：

加入者名：一般社団法人 日本健康・栄養システム学会

臨床栄養師海外研修受講票

受講番号		
継続研修の種別	1. 学会主催 2. 継続研修受託団体主催	(写真貼付) 上半身 4×3cm
フリガナ		
氏名		
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日 生まれ () 歳	
連絡先住所 自宅・勤務先	〒 -	

※連絡先が勤務先の場合は、必ず勤務先名をご記入願います。

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

団体名	
団体長名	

臨床栄養師海外研修受講者名簿

実施日	平成 年 月 日	会場					受講者数	人
実施内容		講師名	内容				実施時間	
	①							
	②							
	③							
	④							
	会員番号	氏名	①	②	③	④	合計	備考
1			H	H	H	H	H	
2			H	H	H	H	H	
3			H	H	H	H	H	
4			H	H	H	H	H	
5			H	H	H	H	H	
6			H	H	H	H	H	
7			H	H	H	H	H	
8			H	H	H	H	H	
9			H	H	H	H	H	
10			H	H	H	H	H	
11			H	H	H	H	H	
12			H	H	H	H	H	
13			H	H	H	H	H	
14			H	H	H	H	H	
15			H	H	H	H	H	
16			H	H	H	H	H	
17			H	H	H	H	H	

殿

平成 年 月 日
 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
 理事長 印

臨床栄養師海外研修認定時間履修証明書

貴殿は、臨床栄養師として、臨床栄養師継続研修規則第3条に規定する海外研修を下記のように履修されたことを証明いたします。

記

(1) 海外研修 履修時間	時間
(2) 履修した 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

履修した 海外 研修 の内 訳	①	医療・医療保険制度	
	②	コミュニケーション	
	③	栄養アセスメント・栄養ケア計画 (症例検討等)	
	④	特定保健用食品・保健機能食品・病 者用食品	
	⑤	経腸・静脈栄養法	
	⑥	栄養教育	
	⑦	栄養政策と栄養士活動	
	⑧	マネジメント(経営)	
	⑨	調査、研究	
	⑩	その他 臨床栄養師の資質の涵養 に関する科目	
	(計)		

殿

平成 年 月 日

臨床栄養師海外研修受託団体

団体名 _____

団体長名 _____ 印

臨床栄養師海外研修認定時間履修証明書

貴殿は、臨床栄養師として、臨床栄養師継続研修規則第3条に規定する海外研修を下記のように履修されたことを証明いたします。

記

(1) 継続研修 履修時間	時間
(2) 履修した 期間	年 月 日から 年 月 日まで

(3) 履 修 し た 継 続 研 修 の 内 訳	①	医療・医療保険制度	
	②	コミュニケーション	
	③	栄養アセスメント・栄養ケア計画 (症例検討等)	
	④	特定保健用食品・保健機能食品・病 者用食品	
	⑤	経腸・静脈栄養法	
	⑥	栄養教育	
	⑦	栄養政策と栄養士活動	
	⑧	マネジメント(経営)	
	⑨	調査、研究	
	⑩	その他 臨床栄養師の資質の涵養 に関する科目	
	(計)		

25 臨床栄養師登録手続書類様式細則

(目 的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定登録に関する規則（以下「規則」という）第12条に規定する書類等の様式およびその内容について、必要事項を定める。

(内 容)

第2条 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会（以下「学会」という）、および臨床栄養師は、次表の書類等をその内容に従い用いるものとする。

[図表]

書類等の名称	様式番号	発行者等	発行時期	保管等	内 容
臨床栄養師 認定登録申請書	第(登)-01号	B	認定通知書の受理後、 直ちに ただし次の例外あり	A	自己に設定された資格の種類に従って登録を申請する
臨床栄養師 認定登録延期申請書	第(登)-02号	B	認定通知書の受理後、 直ちに 諸般の事情のため	A	規則第6条第1項により登録を延期申請する
臨床栄養師 認定登録延期申請の 承認通知書	第(登)-03号	A	理事会審議の都度	B	登録延期申請の承認を通知する
臨床栄養師 認定登録延期申請の 却下通知書	第(登)-04号	A	理事会審議の都度	B	登録延期申請の却下を通知する
臨床栄養師となる資格を有する者名簿	第(登)-05号	A	理事会審議の都度	A	臨床栄養師認定登録に関する規則第2条に規定する者の氏名等を名簿に記載する
臨床栄養師認定登録名簿	第(登)-06号	A	理事会審議の都度	A	登録手続の完了した臨床栄養師の氏名等を登録簿に記載する
臨床栄養師 認定登録名簿登録通知書	第(登)-07号	A	登録簿記載の都度	B	登録手続の完了した臨床栄養師の氏名等を登録簿に記載されたことを通知する

臨床栄養師 認定登録更新申請書	第(登)-08号	B	登録更新書類の提出 期限まで	A	臨床栄養師の登録更新を申請する
臨床栄養師継続研修 履修義務猶予申請書	第(登)-09号	B	事案の発生の都度	A	特殊の事案の発生により継続研修の 履修義務猶予を申請する
臨床栄養師継続研修 履修義務猶予申請の 承認通知書	第(登)-10号	A	理事会審議の都度	B	同上の事案等を審議した結果、履修 義務猶予の承認を通知する
臨床栄養師継続研修 履修義務猶予申請の 却下通知書	第(登)-11号	A	理事会審議の都度	B	様式 第(登)-12号を審議した結果、 履修義務猶予の申請を却下通知する
臨床栄養師となる資 格を有する者名簿記 載事項変更届	第(登)-12号	B		A	
臨床栄養師認定登録 簿記載事項変更届	第(登)-13号	B		A	
臨床栄養師となる資 格を有する者名簿記 載事項変更通知書	第(登)-14号	A		B	
臨床栄養師登録名簿 記載事項変更通知書	第(登)-15号	A		B	

(注) ①発行者等欄の符号は、次のような内容を示す。

A…… 学会

B…… 臨床栄養師

付 則

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 27 年 3 月に改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

臨床栄養師認定登録申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

氏 名 _____ 印

臨床栄養師認定登録に関する規則第3条第1項に基づき臨床栄養師の資格登録を申請します。

記

1. 本 籍 地 _____
〒 _____
2. 住 所 _____

3. 電話番号 _____ () _____ FAX _____ () _____
4. 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 満 _____ 歳 男 ・ 女
代表者名 _____
5. 勤務先名 _____
〒 _____
6. 勤務先所在地 _____

7. 連絡先 _____ () _____ FAX _____ () _____
8. 既取得資格 _____
9. 会員番号 _____
10. メールアドレス _____

第(登)ー02号

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

住所 _____

電話 _____

臨床栄養師認定登録延期申請書

臨床栄養師認定登録に関する規則第6条第1項に基づき、臨床栄養師認定登録の延期を申請します。

記

(1)会員番号	(番号) 第 _____ 号
(2)認 定	(_____ 年 _____ 月 _____ 日) (番号) 第 _____ 号
(3)延期申請 の理由	
(4)勤務先	名称
	所在地 〒 _____
(5)申請予定	_____ 年 _____ 月 _____ 日までに登録申請を予定します

(注) (5)の申請予定日は、延期申請日から3年が限度となります。

殿

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 印

臨床栄養師認定登録延期申請の承認通知書

貴殿から、平成 年 月 日付でありました、臨床栄養師認定登録の延期申請につき、審議の結果、「承認」と決定しましたので通知いたします。

ただし、平成 年 月 日までに登録を申請して下さい。

殿

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理 事 長 印

臨床栄養師認定登録延期申請の却下通知書

貴殿から、平成 年 月 日付でありました、臨床栄養師認定登録の延期申請につき、
審議の結果、「却下」と決定しましたので通知いたします。

殿

平成 年 月 日

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 印

臨床栄養師認定登録名簿登録通知書

貴殿を、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会臨床栄養師認定登録名簿に、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

氏名 _____

登録番号 _____

登録年月日 _____

なお、臨床栄養師継続研修規則第9条により、これより5年間に100時間の継続研修を履修することとする。臨床栄養師継続研修認定時間履修証明書を添えて、臨床栄養師認定登録更新申請書を認定登録更新時に提出するものとする。

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

氏 名 _____ 印

住 所 _____

電 話 _____

会員番号 第 号(年 月 日)

臨床栄養師認定登録更新申請書

臨床栄養師認定登録に関する規則第7条に基づき、臨床栄養師認定登録の更新を申請します。

記

(1)登 録	(番号) 第 号
(2)資 格	臨 床 栄 養 師

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

住所 _____

資格 臨床栄養師

登録番号 第 _____ 号(年 月 日)

会員番号 第 _____ 号(年 月 日)

臨床栄養師継続研修履修義務猶予申請書

臨床栄養師認定登録に関する規則第9条第1項に基づき、継続研修の履修義務の猶予を申請します。

記

(1) 特別事案の発生	(期間)	
	(事案)	
(2) 継続研修猶予の内容	期 間	継続研修時間 (単位)
	年 4 月から 年 3 月まで	単位
	年 4 月から 年 3 月まで	単位
	年 4 月から 年 3 月まで	単位

(注) 特別事案の発生を示す、次の書類 (コピー) を添付します。

 殿

平成 年 月 日
 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
 理事長 印

臨床栄養師継続研修履修義務猶予申請の承認通知書

貴殿から、平成 年 月 日付で提出された臨床栄養師継続研修履修義務猶予申請書を審議した結果、次のように「承認」しましたので通知します。

記

	期 間		継続研修時間 (単位)
	(1) 継続研修猶予の内容	年 4 月から	年 3 月まで
年 4 月から		年 3 月まで	単位
年 4 月から		年 3 月まで	単位
(2) 臨床栄養師となる資格を有する者名簿への移記	年 月 日から 年 月 日まで		

(注)

- 臨床栄養師認定登録に関する規則第9条第3項ただし書により、学会から交付された次の証票等は一時的に寄託していただくことになっています。
 ①臨床栄養師証票、②臨床栄養師章、③会員証、④資格認定証
- 臨床栄養師認定登録に関する規則第9条第3項により、貴殿を臨床栄養師認定登録名簿から一旦抹消し、「臨床栄養師となる資格を有する者名簿」に移記いたします。

殿

平成 年 月 日
一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 印

臨床栄養師継続研修履修義務猶予申請の却下通知書

貴殿から、平成 年 月 日付で提出された継続研修履修義務猶予申請書を審議した結果、
「却下」と決定しましたので通知いたします。

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

氏 名 _____ 印

住 所 _____

会員番号 第 号 入会期日 年 月 日

臨床栄養師となる資格を有する者名簿

記載事項変更届

臨床栄養師資格認定・登録関係名簿等取扱細則第8条の臨床栄養師となる資格を有する者名簿の記載事項に、平成 年 月 日、下記のように変更が生じたので、同名簿の記載事項を変更していただきたくお届けいたします。

記

項 目	従来に記載事項	新しい記載事項
(1)氏 名		
(2)住 所		
(3)電 話 ファックス番号		
(4)登録予定年月日		
(5)備 考		

- (注) 1. 変更のない箇所は、同左とする。
2. 添付の書類 従前の資格認定証

一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 殿

平成 年 月 日

氏 名 _____ 印

住 所 _____

登録番号 第 号 登録年月日 年 月 日

会員番号 第 号 入会期日 年 月 日

臨床栄養師認定登録名簿記載事項変更届

臨床栄養師資格認定・登録関係名簿等取扱細則第9条の臨床栄養師認定登録名簿の記載事項に、平成 年 月 日、下記のように変更が生じたので、登録名簿の記載事項を変更していただきたくお届けします。

記

項 目	従来に記載事項	新しい記載事項
(1)所 属		
(2)氏 名		
(3)所 属 住 所		
(4)所 属 電 話 ファックス番号		
(5)自 宅 住 所		
(6)自 宅 電 話 ファックス番号		
(7)備 考		

(注) 1. 変更のない箇所は、同左とする。

2. 添付の書類 従前の臨床栄養師証票

殿

平成 年 月 日
 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
 理事長 印

臨床栄養師となる資格を有する者名簿記載事項変更通知書

貴殿は、当学会の 臨床栄養師となる資格を有する者として当該名簿に記載されておりますが、平成 年 月 日付で 臨床栄養師となる資格を有する者名簿の記載事項を、下記のように変更しましたので通知します。

記

項 目	従来の記載事項	新しい記載事項

殿

平成 年 月 日
一般社団法人 日本健康・栄養システム学会
理事長 印

臨床栄養師登録名簿記載事項変更通知書

貴殿は、当学会認定の臨床栄養師として臨床栄養師認定登録名簿に登録されておりますが、平成 年 月 日付で登録名簿の記載事項を、下記のように変更しましたので通知します。

記

項 目	従来の記載事項	新しい記載事項

【注】資格認定証の変更（再交付）は、第13条2の規定費用に基づき行いますので、従来のものを学会事務局に郵送して下さい。

26 臨床栄養師資格認定・登録関係名簿等取扱細則

(目 的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定講座細則第8条第2項に規定する認定講座履修者、臨床栄養師認定登録に関する規則第2条に規定する臨床栄養師となる資格を有する者、および同規則第3条第1項に規定する認定登録臨床栄養師の名簿および登録名簿の記載事項、記載事項の変更、その他の手続について、必要な事項を定める。

(名簿等への記載・登録)

第2条 前条に規定する者は、それぞれ次の名簿等に記載もしくは登録される。

- (1) 臨床栄養師認定講座受講者 : 臨床栄養師認定講座実施報告書(様式第(認)ー09号)
- (2) 臨床栄養師認定講座修了者 : 臨床栄養師認定講座実施報告書(様式第(認)ー09号)
- (3) 臨床栄養師臨床研修履修者 : 臨床研修実施報告書(様式第(臨)ー10号)
- (4) 臨床栄養師臨床研修修了者 : 臨床研修実施報告書(様式第(臨)ー10号)
- (5) 臨床栄養師となる資格を有する者 :
臨床栄養師となる資格を有する者名簿(様式第(登)ー05号)
- (6) 認定登録臨床栄養師 : 臨床栄養師登録名簿(様式第(登)ー06号)

(登録所在地)

第3条 前条により記載もしくは登録される者の登録所在地は、自宅住所とする。

(臨床栄養師認定講座実施報告書)

第4条 臨床栄養師認定講座実施報告書(様式第(認)ー09号)には、臨床栄養師認定講座受講者について、個人ごとに氏名、会員番号、認定講座受講時間数等を記載する。

(臨床栄養師認定講座実施報告書(受講・修了者名簿))

第5条 臨床栄養師認定講座実施報告書(受講・修了者名簿)(様式第(認)ー09号)には、臨床栄養師認定講座履修者について、個人ごとに氏名、会員番号、履修期間、認定講座主催者名等を記載する。

(臨床研修実施報告書)

第6条 臨床研修実施者報告書(様式第(臨)ー10号)には、臨床栄養師臨床研修実施者について、個人ごとに会員番号、氏名、研修時間数等を記載する。

(臨床研修実施報告書(履修・修了者名簿))

第7条 臨床研修実施報告書(履修・修了者名簿)(様式第(臨)ー10号)には、臨床栄養師臨床研修履修修了者について、個人ごとに氏名、会員番号、臨床研修主催者名等を記載する。

(臨床栄養師となる資格を有する者名簿)

第8条 臨床栄養師となる資格を有する者名簿（様式第（登）－05号）は、登録に関する規則第2条第1項の規定による者の氏名、認定年月日、住所、電話およびFAX番号等を記載する。

（臨床栄養師認定登録名簿）

第9条 臨床栄養師認定登録名簿（様式第（登）－06号）には、臨床栄養師認定登録に関する規則第3条第1項の規定による認定登録を行った者について登録番号、登録年月日、有効期限、氏名、入会年月日、会員番号、認定年月日、住所、電話およびFAX番号等を記載する。

（記載時期等）

第10条 第8条および第9条の規定による名簿への記載および登録簿への登録は、その都度行うものとする。

（名簿等の記載事項の変更）

第11条 第8条および第9条の規定によるそれぞれの名簿等に記載された者は、その記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、次の書類により学会事務局に届出なければならない。

- (1) 臨床栄養師となる資格を有する者名簿の記載事項に変更が生じたとき
臨床栄養師となる資格を有する者名簿記載事項変更届 様式第（登）－12号
なお、この場合第（登）－01号（認定登録申請書）の変更届は省略する。
- (2) 臨床栄養師登録名簿の記載事項に変更が生じたとき
臨床栄養師認定登録名簿記載事項変更届 様式第（登）－13号
なお、この場合第（登）01号（認定登録申請書）の変更届は省略する。

（学会からの変更）

第12条 会員番号、認定番号等、学会の事務上の都合等により名簿または登録簿の記載事項に変更が生じたときは、学会事務局は当該会員に次の書類により通知し、記載事項を変更するものとする。

- (1) 第8条に規定する名簿の記載事項に変更が生じたとき
名簿記載事項変更通知書 様式第（登）－14号
- (2) 第9条に規定する登録簿の記載事項に変更が生じたとき
登録簿記載事項変更通知書 様式第（登）－15号
なお、この場合前号の変更通知は省略する。

（証 書）

第13条 第11条および前条の規定による変更が、資格認定証、臨床栄養師証票の記載事項の変更を伴う場合は、それらの証書等の再交付を遅滞なく行うものとする。

2 前項の証書のうち、臨床栄養師証票の再交付にあたっては、前条に規定する学会からの変更の場合を除き、学会事務局は臨床栄養師資格認定等費用細則第9条により費用を徴収できるものとする。

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

27 臨床栄養師証票等細則

(目 的)

第1条 この細則は、臨床栄養師認定登録に関する規則第3条第3項に規定する臨床栄養師の証票等の様式およびその取扱いについて、必要事項を定める。

(証 票 等)

第2条 認定登録された臨床栄養師に交付される証票等は、次のとおりとする。

- (1) 臨床栄養師証票 (様式第(証)ー01号)
- (2) 臨床栄養師章 (様式第(証)ー02号)

(禁 止)

第3条 臨床栄養師の証票等は、他に貸与もしくは使用させてはならない。

(再 交 付)

第4条 臨床栄養師が証票等の盗難・遺失等にあった場合には、遅滞なく学会事務局に届け出るとともに、再交付を求めることができる。ただし、臨床栄養師証票および臨床栄養師章については、実費を負担する。

(費 用 等)

第5条 臨床栄養師証票等にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

臨床栄養師証票

臨床栄養師認定証	
登録番号	第 号
氏名	
会員番号	
生年月日	年 月 日
有効期限	
発行年月	
一般社団法人 日本健康・栄養システム学会	

臨床栄養師章



28. 臨床栄養師研修（基礎・応用）規則

（目的）

第1条 この規則は、日本健康・栄養システム学会(以下「学会」という。)会則(以下「会則」という。)第3条第4号に規定する本学会の事業として行う臨床栄養師研修(基礎・応用)の基本的事項を定める。

（臨床栄養師研修（基礎・応用）の目的）

第2条 臨床栄養師研修(基礎・応用)は、医療・福祉における「食えること」を支援するための栄養ケア・マネジメントの質を確保するために、臨床栄養師の基盤となる管理栄養士の知識・技術の向上を目的とする。

2 1 項における臨床栄養師研修(基礎)は、医療・福祉における臨床業務経験 1 年未満の管理栄養士レベルを対象とし、臨床栄養、アセスメントや栄養ケアの手順、チームの役割、栄養ケア・マネジメント、介護予防栄養改善などの栄養相談の基本となる知識、技術の向上を目的とする。

3 1 項における臨床栄養師研修(応用)は、医療・福祉における臨床業務経験 1 年以上の管理栄養士レベル(第2条2項の基礎を修了した管理栄養士)を対象とし、摂食・嚥下障害、認知症、エンド・オブ・ライフ等の臨床栄養、アセスメントや栄養ケアの手順、チームの取り組み、利用者・家族教育などの知識・技術の向上を目的とする。

4 1 項は、臨床栄養師研修の一環に位置づけて行うものであり、第2条2項の基礎を修了後は第2条3項の応用へと継続し、第2条3項の応用修了後には、臨床栄養師の資格認定をめざす。

（臨床栄養師研修の内容）

第3条 臨床栄養師研修(基礎・応用)は、其々講座(30時間)と臨床研修(70時間)からなり、以下の内容から構成される。

1 臨床栄養師研修(基礎)は、以下の内容から構成される。

- ① 医療・福祉制度、ケアマネジメント
- ② 栄養ケア・マネジメント関連制度とチームの役割
- ③ 栄養ケア・マネジメントの運営の基礎(施設・居宅)
- ④ 栄養アセスメント・栄養ケア計画の基礎(栄養マネジメント加算、栄養改善加算)
- ⑤ 特定保健用食品、保健機能食品、病者用食品の活用
- ⑥ 栄養教育・コミュニケーションの基礎
- ⑦ 症例検討(低栄養、介護予防)
- ⑧ 給食経営管理の基本

2 臨床栄養師研修(応用)は、以下の内容から構成される。

- ① 根拠に基づいた栄養ケアプロセス
- ② 栄養ケア・マネジメントの評価と継続的品質改善活動
- ③ 摂食嚥下障害、認知症、エンド・オブ・ライフ等の困難事例のためのアセスメントと栄養ケア計画
- ④ 困難事例への栄養補助食品の効果的活用法
- ⑤ 経腸・静脈栄養法から経口移行・経口維持の取り組み
- ⑥ 退院(退所)における栄養教育と支援体制

- ⑦ 在宅栄養ケア・マネジメント
- ⑧ 地域栄養活動
- ⑨ 症例検討(摂食嚥下障害、認知症、エンド・オブ・ライフ等の困難症例を含む)

(臨床栄養師研修(基礎・応用)の科目)

第4条 第3条1項1号から8号までの内容を含む基礎講座科目(30時間)は、次の科目とする(別表1ab参照)。

- ① 倫理とチーム活動
- ② 栄養ケア・マネジメントの運営(基礎)
- ③ 栄養アセスメント・栄養ケア計画(基礎)
- ④ 特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討(基礎)
- ⑤ 経腸・静脈栄養法(基礎)
- ⑥ 栄養教育(低栄養状態、カウンセリングコミュニケーション)(基礎)
- ⑦ 栄養教育の基礎(基礎)
- ⑧ 症例検討と発表
- ⑨ 制度と臨床栄養活動
- ⑩ 給食経営管理(基礎)

2 第3条2項1号から9号までの内容を含む応用講座科目(30時間)は、次の科目とする(別表1参照)。

- ① 科学的根拠に基づいた栄養ケア・マネジメント
- ② 栄養ケア・マネジメントの運営(応用)
- ③ 栄養アセスメント・栄養ケア計画(応用)
- ④ 特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討(応用)
- ⑤ 経腸・静脈栄養法(応用)
- ⑥ 栄養教育(低栄養状態、カウンセリングコミュニケーション)(応用)
- ⑦ 症例検討と発表
- ⑧ 退院(所)計画・指導
- ⑨ 在宅栄養ケア・マネジメント
- ⑩ 地域栄養活動

3 第4条第1号1項から10項、第2号1項から10項の科目については、臨床栄養師研修カリキュラム委員会が具体的なカリキュラムを作成する。科目と達成目標と実施、評価指針については、別表2に示す。

4 臨床研修(基礎、70時間)は、第4条第1号第1項倫理とチーム活動、3項栄養アセスメント・栄養ケア計画(基礎)、6項栄養教育(低栄養状態、カウンセリングコミュニケーション)(基礎)、7項栄養教育の基礎(基礎)、8項症例検討と発表、10項給食経営管理(基礎)を含み、臨床栄養師研修受託施設において行うものとする。

5 臨床研修(応用70時間)は、第4条2号1項栄養ケア・マネジメントの運営、2項栄養アセスメント・栄養ケア計画(応用)、4項特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討、4項経腸・静脈栄養法、6項栄養教育(低栄養状態、カウンセリングコミュニケーション)(応用)、7項症例検討と発表、8項退院(所)計画・指導、9項在宅栄養ケア・マネジメント、10項地域栄養活動等を含み、臨床栄養師研修受託施設において行うものとする。

(履修相当)

第5条 第4条に規定する臨床栄養師研修基礎・応用の講座科目、臨床研修時間は、10. 臨床栄養師認定研修履修相当細則第2条に相当させることができる。

(義務)

第6条 臨床栄養師研修(基礎・応用)修了書申請者は、第4条に規定する科目等を研修内容とする講座及び臨床研修を予め履修しなければならない。

(臨床研修マニュアル)

第7条 臨床研修は、臨床研修マニュアルに基づいて行われる。臨床研修マニュアルは臨床研修マニュアル作成のための手引きに基づいて、上記第4条4, 5項を含んで、各研修施設において、監督責任者のもとに実施の可能性、具体的を重視して作成し、臨床栄養師研修委員会、臨床栄養師施設研修委員会による審査を受けるものとする。

(評価)

第8条 講座受講者の評価は、各科目の担当講師が当たり、履修すべき科目ごとに掲げた目標の達成度を「可」「不可」によって判定し、総合判定が「不可」と判定された者は、修了が認められない。

2 臨床研修履修生(以下「研修生」という)の評価には、監督責任者が当たり、履修すべき科目ごとに掲げた目標の達成度を「A」優 85%以上、「B」良 70-84%、「C」可 60-69%、「D」不可 59%未満として判定後、臨床研修履修の総合達成度を「A」～「D」によって判定し、総合達成度が「D」と判定された者は臨床研修の修了が認められない。

(総合達成度が「D」の解釈について)

- ◆ 総合達成度が「D」となった場合、領域の全時間を再履修しなければならない。
- ◆ 総合達成度が「D」となった場合、監督責任者は、研修領域の中で行動や技術が未熟、または改善する項目を掲げ、その項目の再履修を必要とする時間を決定し、研修生に提示する。

(欠席)

第9条 講座欠席者は、研修委員会に届出(任意の用紙)を行い、承認場合されたには、指定課題のレポート提出をもって出席とみなす。

2 臨床研修欠席者は、研修施設の監督責任者に届出(任意の用紙)を行い、研修期間を延長することができる。

(広報)

第10条 学会は、第3条に掲げる講座及び臨床研修受託施設が実施する臨床研修の期日、場所等の概況を広報する。

(臨床研修受託施設要件)

第11条 臨床研修受託施設は、次の要件を具備しなければならない。

- ① 臨床栄養師研修受託施設の認定を受けていること。
 - ② 臨床栄養師研修(基礎・応用)の受け入れを承諾していること。
- 2 臨床研修受託施設は、臨床研修施設要件を満たさなくなった場合においては、認定の継続が認められないものとする。また臨床研修受託施設認定取り消し届け(様式第(臨)－11号)を学会に提出する。
 - 3 臨床研修受託施設は、前項の臨床研修施設要件に変更があった場合においては、すみやかに研修受託施設認定変更届け(様式第(臨)－17号)を学会に提出する。
 - 4 臨床研修マニュアルの再評価を臨床栄養師施設研修委員会より求められた場合においては、速やかに提出しなければならない。

(臨床研修受託施設認定)

第12条 臨床研修受託施設として認定の場合に、認定証を交付する。

(受託研修)

- 第13条 講座及び臨床研修受託施設は、学会から受託した臨床研修を誠実に実行し、学会が示したレベルを下回らないようにしなければならない。
- 2 前項の臨床研修を実施するため、講座及び臨床研修受託施設は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。
 - 3 臨床栄養師研修委員会は、講座及び臨床研修受託施設の臨床研修が実行され、レベルを下回っていないことを1年毎に確認しなければならない。

(学会書類等)

- 第14条 学会は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて書類等により必要な措置を講じなければならない。
- 2 学会は、すべての研修生の履修結果を、講座及び臨床研修実施報告書(履修・修了者名簿)(様式第(臨)－10号及び(認)－12号)に記載する。
 - 3 前項の結果は、臨床栄養師研修委員会および理事会に報告する。

(履修通算)

第15条 臨床栄養師研修(基礎・応用)の履修について、講座及び臨床研修受託施設相互の履修通算を認める。

(履修期間)

第16条 講座及び臨床研修履修は最長を3年間とし1年経過後は1年毎に臨床栄養師研修委員会に延長の届出(任意用紙)を行い、臨床栄養師研修委員会の承認をえなければならない。

(臨床研修のマッチングシステム)

- 第17条 臨床研修における臨床研修希望者の研修施設選定を支援するために、学会は、臨床研修受託施設の概要、連絡先、募集人数、研修プログラム、募集条件などの情報提供システムを整備するものとする。
- 2 前項の事業を推進するため、学会は、次のとおり臨床研修マッチング支援事業を実施する。

- ① 臨床研修希望者は、臨床研修施設履修(基礎・応用)希望順位票(様式第(臨)－04号)を学会に

提出する。

② 臨床研修希望者は、研修希望施設が定める選考手続きを受ける。

③ 臨床研修施設は、臨床研修(基礎・応用)履修者採用希望順位票(様式第(臨)－05号)を学会に提出する。

④ 学会(臨床栄養師研修委員会)は、臨床研修希望者と臨床研修受託施設の研修プログラムの審査(マッチング)を実施し、臨床研修希望者および臨床研修受託施設に対して決定事項を臨床研修履修施設決定通知書(様式第(臨)－06号)および臨床研修(基礎・応用)履修者決定通知書(様式第(臨)－07号)にて、それぞれ通知する。

(担 当)

第 18 条 臨床研修受託施設が学会から受託する臨床研修の審査は、臨床栄養師研修委員会が実施する。

(書類様式)

第 19 条 臨床研修に必要な書類等の様式については、臨床栄養師臨床研修書類様式細則を別に定める。

(修了審査会)

第 20 条 臨床栄養師研修委員会は、臨床栄養師研修(基礎・応用)修了のための条件の検討および修了の判定を行なう。

(臨床栄養師(基礎・応用)研修修了証の交付)

第 21 条 第18条1項による修了の判定を受けた者には、速やかに次の事項を記載した修了証が理事長から交付される。

1. 氏名、生年月日
2. 研修修了者番号
3. 交付日

(臨床栄養師研修応用修了者の臨床栄養師認定要件)

第 22 条 臨床栄養師研修基礎修了者は講座 30 時間、臨床研修 70 時間を、応用修了者は、基礎を含めた講座 60 時間、臨床研修 140 時間を臨床栄養師研修時間に相当することができる。

(臨床栄養師研修(基礎・応用)小委員会等)

第 23 条 臨床栄養師研修(基礎・応用)に係る事業を円滑に推進するために、臨床栄養師研修(基礎・応用)小委員会を設ける。

(能力の維持向上)

第 24 条 基礎修了者は、応用へ継続し、応用修了者は学会が定める臨床栄養師研修を継続し、さらに継続研修を受講しなければならない。

2 臨床栄養師研修として履修すべき研修科目・時間の一部に相当する履修要件については、臨床栄養師研修履修相当細則を別に定める。

(中断・延期)

第25条 臨床研修施設決定後において臨床研修を中断、あるいは延期する場合には、臨床栄養師研修(基礎・応用)研修延期申請書 第(臨)－13号を提出する。延期期間は、3年間有効とする。

(名簿への記載・登録)

第26条 臨床栄養師研修基礎及び応用修了者は名簿に以下の事項を記載し登録される。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ② 履修期間
- ③ 修了証書番号
- ④ 勤務先・所属及び住所
- ⑤ 自宅住所
- ⑥ 連絡先電話・FAX・メール

(費用等)

第27条 臨床栄養師研修基礎及び応用研修、修了証発行、登録にかかる費用等については臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成27年3月に改正され、平成27年4月1日から施行する。

29. 栄養ケアチーム研修規則

(目的)

第1条 この規則は、日本健康・栄養システム学会(以下「学会」という。)会則(以下「会則」という。)第3条第4号に規定する本学会の事業として行う栄養ケアチーム研修規則の基本的事項を定める。

(栄養ケアチーム研修の目的)

第2条 栄養ケアチーム研修は、医療・福祉における「食ること」を支援するための栄養ケアマネジメントの質を確保し、向上するために栄養ケアに関わる医師、歯科医師、看護師、保健師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、歯科衛生士、介護支援専門員、介護職、栄養士、調理師、地域包括支援センター職員等がチームの一員としての支援・協働能力を学習することを目的とする。

2. 第2条1項は、臨床栄養師研修の一環に位置づけて行うものである。

(栄養ケアチーム研修の内容)

第3条 栄養ケアチーム研修は、講座(30時間)と臨床研修(10時間)からなり、以下の内容から構成される。

- ① 栄養ケア・マネジメント関連制度とチームの役割
- ② 臨床栄養
- ③ 栄養アセスメント・栄養ケア計画の基礎
- ④ 栄養アセスメント・栄養ケア計画の応用
- ⑤ 特定保健用食品、保健機能食品、病者用食品の活用
- ⑥ 栄養教育・コミュニケーションの基礎
- ⑦ 症例検討(低栄養、介護予防)
- ⑧ 在宅栄養ケア・マネジメント

(栄養ケアチーム研修の科目)

第4条第3条1項から8項までの内容を含む講座科目(30時間)は、次の科目とする。

- ① 倫理とチーム活動
- ② 栄養アセスメント・栄養ケア計画(基礎)
- ③ 栄養アセスメント・栄養ケア計画(応用)
- ④ 特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討(基礎)
- ⑤ 栄養教育(低栄養状態、カウンセリングコミュニケーション)(基礎)
- ⑥ 症例検討と発表
- ⑦ 在宅栄養ケア・マネジメント
- ⑧ 特別講義 臨床栄養

2 第4条第1項第1号から第8号の科目については、臨床栄養師研修カリキュラム委員会が具体的なカリキュラムを作成する。科目と達成目標、実施、評価指針については、別表1abに示す。

3. 臨床研修(10時間)は、上記第1項2号、3号栄養アセスメント・栄養ケア計画、5号栄養教育、6号症例検討と発表を含むものとする。

(義務)

第5条 栄養ケアチーム研修修了書申請者は、前条に規定する科目等を研修内容とする講座及び臨床研修を予め履修しなければならない。

(臨床研修マニュアル)

第6条 臨床研修は、臨床研修マニュアルに基づいて行われる。臨床研修マニュアルは臨床研修マニュアル作成のための手引きに基づいて、上記第4条3項を含んで、各研修施設において、監督責任者のもとに実施の可能性、具体的を重視して作成し、臨床栄養師研修委員会、臨床栄養師施設研修委員会による審査をうけるものとする。

(評価)

第7条 講座受講者の評価は、各科目の担当講師が当たり、履修すべき科目ごとに掲げた目標の達成度を「可」「不可」によって判定し、総合判定が「不可」と判定された者は、修了が認められない。

2. 臨床研修履修生（以下「研修生」という）の評価には、監督責任者が当たり、履修すべき科目ごとに掲げた目標の達成度を「可」「不可」によって判定し、総合判定が「不可」と判定された者は、修了が認められない。

(欠席)

第8条 講座欠席者は、研修委員会に届出（任意の用紙）を行い、承認された場合には、指定課題のレポート提出をもって出席とみなす。

2. 臨床研修欠席者は、研修施設の監督責任者に届出（任意の用紙）を行い、研修期間を延長することができる。

(広報)

第9条 学会は、第3条に掲げる講座及び臨床研修受託施設が実施する臨床研修の期日、場所等の概況を広報する。

(臨床研修受託施設要件)

第10条 臨床研修受託施設は、次の要件を具備しなければならない。

① 臨床栄養師研修受託施設の認定を受けていること。

② 栄養ケアチーム研修の実施を承諾していること。

2 臨床研修受託施設は、臨床研修施設要件を満たさなくなった場合においては、認定の継続が認められないものとする。また臨床研修受託施設認定取り消し届け（様式第（臨）－11号）を学会に提出する。

3 臨床研修受託施設は、前項の臨床研修施設要件に変更があった場合においては、すみやかに研修受託施設認定変更届け（様式第（臨）－17号）を学会に提出する。

4 臨床研修マニュアルの再評価を臨床栄養師施設研修委員会より求められた場合においては、速やかに提出しなければならない。

(臨床研修受託施設認定)

第 11 条 臨床研修受託施設として認定の場合に、認定証を交付する。

(受託研修)

第 12 条 講座及び臨床研修受託施設は、学会から受託した臨床研修を誠実に実行し、学会が示したレベルを下回らないようにしなければならない。

2 前項の臨床研修を実施するため、講座及び臨床研修受託施設は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。

3 臨床栄養師研修委員会は、講座及び臨床研修受託施設の臨床研修が実行され、レベルを下回っていないことを 1 年毎に確認しなければならない。

(学会書類等)

第 13 条 学会は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて書類等により必要な措置を講じなければならない。

2 学会は、すべての研修生の履修結果を、講座及び臨床研修実施報告書（履修・修了者名簿）（様式第（臨）－10 号）に記載する。

3 前項の結果は、臨床栄養師研修委員会および理事会に報告する。

(履修通算)

第 14 条 臨床研修の履修について、講座及び臨床研修受託施設相互の履修通算を認めない。

(履修期間)

第 15 条 講座及び臨床研修履修は最長を 3 年間とし 1 年経過後は 1 年毎に臨床栄養師研修委員会に延長の届出（任意用紙）を行い、臨床栄養師研修委員会の承認をえなければならない。

(臨床研修のマッチングシステム)

第 16 条 臨床研修における臨床研修希望者の研修施設選定を支援するために、学会は、臨床研修受託施設の概要、連絡先、募集人数、研修プログラム、募集条件などの情報提供システムを整備するものとする。

2 前項の事業を推進するため、学会は、次のとおり臨床栄養師マッチング支援事業を実施する。

① 臨床研修希望者は、臨床研修施設履修希望順位票（様式第（臨）－04 号）を学会に提出する。

② 臨床研修希望者は、研修希望施設が定める選考手続き（面接、試験）を受ける。

③ 臨床研修施設は、臨床研修履修者採用希望順位票（様式第（臨）－05 号）を学会に提出する。

④ 学会（臨床栄養師研修委員会）は、臨床研修希望者と臨床研修受託施設の研修プログラムの審査（マッチング）を実施し、臨床研修希望者および臨床研修受託施設に対して決定事項を臨床研修履修施設決定通知書（様式第（臨）－06 号）および臨床研修履修者決定通知書（様式第（臨）－07 号）にて、それぞれ通知する。

(担 当)

第 17 条 臨床研修受託施設が学会から受託する臨床研修の審査は、臨床栄養師研修委員会が実施する。

(書類様式)

第 18 条 臨床研修に必要な書類等の様式については、臨床栄養師臨床研修書類様式細則を別に定める。

(中断・延期)

第 19 条 臨床研修施設決定後において臨床研修を中断、あるいは延期する場合には、栄養ケアチーム研修延期申請書 第(臨)－13 号を提出する。延期期間は、3年間有効とする。

(名簿への記載・登録)

第 20 条 栄養ケアチーム研修修了者は名簿に以下の事項を記載し登録される。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 履修期間
- ④ 修了証書番号
- ⑤ 勤務先・所属及び住所
- ⑥ 自宅住所
- ⑦ 連絡先電話・FAX・メール

(費用等)

第 21 条 研修、修了証発行、登録にかかる費用等については臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 27 年 3 月に改正され、平成 27 年 4 月から施行する。

30. 栄養サポートチーム研修規則

(目的)

第1条 この規則は、日本健康・栄養システム学会（以下「学会」という。）会則（以下「会則」という。）第3条第4号に規定する本学会の事業として行う栄養サポートチーム研修の基本的事項を定める。

(栄養サポートチーム研修の目的)

第2条 栄養サポートチーム研修は、診療報酬栄養サポートチーム加算の施設基準である専従者となる看護師、薬剤師、管理栄養士等を育成することを目的としており、臨床栄養師研修の一環に位置づけて行うものである。

(栄養サポートチーム研修の内容)

第3条 栄養サポートチーム研修の講座（30時間）と臨床研修（10時間）の内容は次のとおりとする。

- ① 栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）
- ② 栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導
- ③ 経静脈栄養剤の側管投与方法・薬剤配合変化の指摘
- ④ 経静脈輸液適正調剤法の取得
- ⑤ 経静脈栄養のプランニング・モニタリング
- ⑥ 経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導
- ⑦ 経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング
- ⑧ 簡易懸濁法の実施と有用性の理解
- ⑨ 栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応
- ⑩ 栄養療法に関する問題点・リスクの抽出
- ⑪ 栄養管理についての患者・家族への説明・指導
- ⑫ 在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導

(栄養サポートチーム研修の科目)

第4条 第3条1項から12項までの内容を含む講座科目（30時間）は、次の科目とする。

- ① 倫理とチーム活動
- ② 科学的論拠に基づいた栄養ケア・マネジメント活動
- ③ 栄養アセスメント・栄養ケア計画
- ④ 特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討
- ⑤ 経腸・静脈栄養法
- ⑥ 退院（所）計画・指導
- ⑦ 在宅栄養ケア・マネジメント

2 第1項第1号から第7号の科目については、臨床栄養師研修カリキュラム委員会が具体的なカリキュラムを作成する。科目と達成目標、実施、評価指針については、別表1abに示す。

3. 臨床研修（10 時間）は、上記第 1 項 3 号栄養アセスメント・栄養ケア計画、5 号経腸・静脈栄養法、6 号退院（所）計画・指導を含むものとする。

（義 務）

第 5 条 栄養サポートチーム研修修了書申請者は、前条に規定する科目等を研修内容とする講座及び臨床研修を予め履修しなければならない。

（臨床研修マニュアル）

第 6 条 臨床研修は、臨床研修マニュアルに基づいて行われる。臨床研修マニュアルは臨床研修マニュアル作成のための手引きに基づいて、上記第 4 条 3 項を含んで、各研修施設において、監督責任者のもとに実施の可能性、具体的を重視して作成し、臨床栄養師研修委員会、臨床栄養師施設研修委員会による審査をうけるものとする。

（評 価）

第 7 条 講座受講者の評価は、各科目の担当講師が当たり、履修すべき科目ごとに掲げた目標の達成度を「可」「不可」によって判定し、総合判定が「不可」と判定された者は、修了が認められない。

2. 臨床研修履修生（以下「研修生」という）の評価には、監督責任者が当たり、履修すべき科目ごとに掲げた目標の達成度を「可」「不可」によって判定し、総合判定が「不可」と判定された者は、修了が認められない。

（欠 席）

第 8 条 講座欠席者は、研修委員会に届出（任意の用紙）を行い、承認場合されたには、指定課題のレポート提出をもって出席とみなす。

2. 臨床研修欠席者は、研修施設の監督責任者に届出（任意の用紙）を行い、研修期間を延長することができる。

（広 報）

第 9 条 学会は、第 3 条に掲げる講座及び臨床研修受託施設が実施する臨床研修の期日、場所等の概況を広報する。

（臨床研修受託施設要件）

第 10 条 臨床研修受託施設は、次の要件を具備しなければならない。

① 臨床栄養師研修受託施設の認定を受けている一般病院、療養型病院等であること。

② 栄養サポートチーム研修の実施を承諾していること。

2 臨床研修受託施設は、臨床研修施設要件を満たさなくなった場合においては、認定の継続が認められないものとする。また臨床研修受託施設認定取り消し届け（様式第（臨）－11 号）を学会に提出する。

3 臨床研修受託施設は、前項の臨床研修施設要件に変更があった場合においては、すみやかに研修受託施設認定変更届け（様式第（臨）－17 号）を学会に提出する。

4 臨床研修マニュアルの再評価を臨床栄養師施設研修委員会より求められた場合においては、速や

かに提出しなければならない。

(臨床研修受託施設認定)

第 11 条 臨床研修受託施設として認定の場合に、認定証を交付する。

(受託研修)

第 12 条 講座及び臨床研修受託施設は、学会から受託した臨床研修を誠実に実行し、学会が示したレベルを下回らないようにしなければならない。

2 前項の臨床研修を実施するため、講座及び臨床研修受託施設は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。

3. 臨床栄養師研修委員会は、講座及び臨床研修受託施設の臨床研修が実行され、レベルを下回っていないことを 1 年毎に確認しなければならない。

(学会書類等)

第 13 条 学会は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて書類等により必要な措置を講じなければならない。

2 学会は、すべての研修生の履修結果を、講座及び臨床研修実施報告書（履修・修了者名簿）（様式第（臨）－10 号）に記載する。

3 前項の結果は、臨床栄養師研修委員会及び理事会に報告する。

(履修通算)

第 14 条 栄養サポートチーム臨床研修の履修について、講座及び臨床研修受託施設相互の履修通算を認めない。

(履修期間)

第 15 条 講座及び臨床研修履修は最長を 3 年間とし 1 年経過後は 1 年毎に臨床栄養師研修委員会に延長の届出（任意用紙）を行い、臨床栄養師研修委員会の承認をえなければならない。

(臨床研修のマッチングシステム)

第 16 条 臨床栄養師臨床研修における臨床研修希望者の研修施設選定を支援するために、学会は、臨床研修受託施設の概要、連絡先、募集人数、研修プログラム、募集条件などの情報提供システムを整備するものとする。

2 前項の事業を推進するため、学会は、次のとおり臨床栄養師マッチング支援事業を実施する。

臨床研修希望者は、臨床研修施設履修希望順位票（様式第（臨）－04 号）を学会に提出する。

臨床研修希望者は、研修希望施設が定める選考手続き（面接、試験）を受ける。

臨床研修施設は、臨床研修履修者採用希望順位票（様式第（臨）－05 号）を学会に提出する。

学会（臨床栄養師研修委員会）は、臨床研修希望者と臨床研修受託施設の研修プログラムの審査（マッチング）を実施し、臨床研修希望者および臨床研修受託施設に対して決定事項を臨床研修履修施設決定通知書（様式第（臨）－06 号）および臨床研修履修者決定通知書（様式第（臨）－07 号）にて、それぞれ通知する。

(担 当)

第 17 条 臨床研修受託施設が学会から受託する臨床研修の審査は、臨床栄養師研修委員会が実施する。

(書類様式)

第 18 条 臨床研修に必要な書類等の様式については、臨床栄養師臨床研修書類様式細則を別に定める。

(修了審査会)

第 19 条 臨床栄養師研修委員会は、栄養サポートチーム研修修了のための条件の検討および修了の判定を行なう。

(栄養サポートチーム研修修了証)

第 20 条 理事長は修了の判定を受けた者には修了書を発行する。
修了手続については、栄養サポートチーム研修修了手続細則を別に定める。

(栄養サポートチーム研修委員会等)

第 21 条 栄養サポートチーム研修に係る事業を円滑に推進するために、栄養サポート研修委員会を設ける。

(中断・延期)

第 22 条 臨床研修施設決定後において臨床研修を中断、あるいは延期する場合には、栄養サポートチーム研修延期申請書 第（臨）－13 号を提出する。延期期間は、3 年間有効とする。

(名簿への記載・登録)

第 23 条 栄養サポートチーム研修修了者は名簿に以下の事項を記載し登録される。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 履修期間
- ④ 修了証書番号
- ⑤ 勤務先・所属及び住所
- ⑥ 自宅住所
- ⑦ 連絡先電話・FAX・メール

(費用等)

第 24 条 研修、修了証発行、登録にかかる費用等については臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 27 年 3 月に改定され、平成 27 年 4 月より施行する。

31. 臨床栄養師資格認定等費用細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第10条、臨床栄養師認定講座実施細則第14条、臨床栄養師臨床研修実施細則第18条、臨床栄養師認定試験実施細則第9条、臨床栄養師認定研修履修相当細則第5条、大学院生臨床栄養師認定研修履修細則第7条、臨床栄養師認定論文審査実施細則第11条、臨床栄養師継続研修規則第12条、臨床栄養師認定登録に関する規則第13条、臨床栄養師証票等細則第5条、臨床栄養師研修基礎・応用規則第27条、栄養ケアチーム研修規則第21条、及び栄養サポートチーム研修規則第24条に規定する費用等について、その金額を定める。

(認定講座にかかる費用等)

第2条 臨床栄養師認定講座実施細則第14条に規定する費用等は、次のとおりとする。

- ① 受講料 80,000円
- ② テキスト代 30,000円

(臨床研修にかかる費用等)

第3条 臨床栄養師臨床研修実施細則第18条に規定する費用等は、次のとおりとする。

- ① 臨床研修料 (履修相当を差し引いた時間数×200円) + 手数料 10,000円

(認定試験にかかる費用等)

第4条 臨床栄養師認定試験細則第9条に規定する費用等は、次のとおりとする。

- ① 受験料 13,000円

(認定研修履修相当にかかる費用等)

第5条 臨床栄養師認定研修履修相当細則第5条、大学院生臨床栄養師認定研修履修細則第7条に規定する費用等は、次のとおりとする。

大学院生、神奈川県立保健福祉大学実践教育センター栄養ケア・マネジメント課程修了者、臨床栄養師研修基礎あるいは応用修了者、基礎及び応用修了者、臨床栄養師研修の一環である栄養サポートチーム研修修了者、の認定講座費用のみを別額とする。

- ① 大学院生 (相当科目を認定されている大学院において)、神奈川県立保健福祉大学実践教育センター栄養ケア・マネジメント課程修了者
受講料 16,000円
テキスト代 20,000円
- ② 臨床栄養師研修基礎あるいは応用修了者
受講料 50,000円
テキスト代 20,000円
- ③ 臨床栄養師研修基礎及び応用修了者
受講料 20,000円

- テキスト代 20,000 円
- ④ 栄養サポートチーム研修修了者
- 受講料 50,000 円
- テキスト代 20,000 円

(認定論文審査にかかる費用等)

第 6 条 臨床栄養師認定論文審査実施細則第 11 条に規定する費用等は、次のとおりとする。

- ① 論文指導料 5,000 円
- ② 論文審査料 15,000 円

(継続研修にかかる費用等)

第 7 条 臨床栄養師継続研修規則第 12 条に規定する費用等は、次のとおりとする。

- ① 継続研修料 1,400 円 (1 時間あたり)

(認定登録にかかる費用等)

第 8 条 臨床栄養師認定登録に関する規則第 13 条に規定する費用等は、次のとおりとする。

- ① 認定登録料 50,000 円 (章含む)
- ② 登録更新料 5,000 円

(臨床栄養師証票等にかかる費用等)

第 9 条 臨床栄養師証票等細則第 5 条に規定する費用等は、次のとおりとする。

- ① 証票交付料 15,000 円
- ② 証票再交付料 15,000 円
- ③ 章再交付料 15,000 円

(臨床栄養師研修 基礎・応用研修にかかる費用)

第 10 条 臨床栄養師研修 (基礎・応用) 規則第 27 条にかかる費用等は、次のとおりとする。

- ① 臨床栄養師基礎研修料 (教材費、マッチング費、臨床研修費 70 時間を含む) 110,000 円
- ② 臨床栄養師応用研修料 (教材費、マッチング費、臨床研修費 70 時間を含む) 110,000 円

(栄養ケアチーム研修にかかる費用)

第 11 条 栄養ケアチーム研修規則第 21 条にかかる費用を、次のとおりとする。

- ① 栄養ケアチーム研修料 (教材費、マッチング費、臨床研修費 10 時間を含む) 50,000 円

(栄養サポートチーム研修にかかる費用)

第 12 条 栄養サポートチーム研修第 25 条にかかる費用を、次のとおりとする。

- ① 栄養サポートチーム研修料 (教材費、マッチング費、臨床研修費 10 時間を含む) 50,000 円

付 則

1. この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
2. この細則は、平成 22 年 6 月に改定し、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
3. この細則は、平成 27 年 3 月に改定され、平成 27 年 4 月より施行する。

臨床栄養師資格認定・登録にかかる費用一覧

	料金の種別	料 金	備 考
学 会	入会費 年会費	5,000円 7,000円	
認定講座	受講料 テキスト代	80,000円 30,000円	①大学院生(科目相当時間が承認されている場合)、 神奈川県立保健福祉大学実践教育センター栄養ケ ア・マネジメント課程修了者 受講料 16,000円 テキスト代 20,000円 ②臨床栄養師研修基礎あるいは応用修了者 受講料 50,000円 テキスト代 20,000円 ③臨床栄養師研修基礎及び応用修了者 受講料 20,000円 テキスト代 20,000円 ④栄養サポートチーム研修修了者 受講料 50,000円 テキスト代 20,000円
臨床研修	臨床研修料	200円×研修時間 +手数料10,000円	
認定試験 (年1回)	受験料	13,000円	
認定論文審査	論文指導料 論文審査料	5,000円 15,000円	
資格登録	認定登録料 (章含む)	50,000円	
登録更新	登録更新料	5,000円	
継続研修	継続研修料	1,400円/h	

	料金の種別	料 金	備 考
証票	証票交付料	15,000円	
	再交付料	15,000円	
章	章再交付料	15,000円	
臨床栄養師研 修	基礎	110,000円	備考：其々講座30時間、テキスト代、臨床研修70時間、マッチング費用を含める
	応用	110,000円	
栄養ケアチー ム研修		50,000円	備考：講座30時間、テキスト代、臨床研修10時間、マッチング費用を含める
栄養サポート 研修		50,000円	備考：講座30時間、テキスト代、臨床研修10時間、マッチング費用を含める

32 NCMリーダー認定規則

(目的)

第1条 この総則は、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の認定する栄養ケア・マネジメントリーダー（以下NCMリーダーとする）について、基本的事項を定める。

(NCMリーダーの定義)

第2条 NCMリーダーとは、本学会の目的である栄養ケア・マネジメントの構築とその推進のできる管理栄養士のことである。

(NCMリーダーの資質)

第3条 NCMリーダーが備えるべき資質は以下のとおりとする。

1. 信頼される。
2. 理念を持っている。
3. ゴールと目標が明確に設定できる。
4. 目標を達成するためのシステム設計ができる。
5. 実行ができる。
6. コミュニケーションができる。
7. 人材育成ができる。
8. 調査、研究ができる。

(委員会の設置)

第4条 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会内に資格認定委員会および研修委員会を設置する。委員は、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会会員の中から理事長が任命する。

(認定受験資格の条件)

第5条 認定受験資格は、以下6つの条件を満たした者とする。

1. 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の会員の管理栄養士
2. 栄養関連領域において3年以上の経験のある者、あるいは、4年生大学卒業と同等以上の学力を有する医療従事者で、かつ栄養関係業務に3年以上の経験がある者のうち、理事長の許可する者（履歴書提出）
3. 本人が栄養部門の管理職であるか、直属の管理職の推薦する者
4. 施設長が推薦する者（③と重複する場合は提出不要）
5. 経歴、業績、自己推薦状を提出できる者
6. 集中研修（全2回）に参加できる者

(NCMリーダーの特化した業務)

第6条 NCMリーダーは、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の臨床栄養師の資格認定、登録に必要な臨床研修の監督責任者として研修生の指導にあたることができる。

(NCMリーダー研修実施期間)

第7条 NCMリーダー研修事業の実施期間は、平成14年度より開始し、平成17年年度をもって終了とする。

(細則への委任)

第8条 NCMリーダーの認定、資格認定審査、研修受講申請、研修受講資格などに関して必要な事項は、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会NCMリーダー認定細則でこれを定める。

付則

1. この規則は、平成14年4月1日から施行する。
2. この規則の適用は、平成21年3月31日をもって棄却する。
3. この規則は、平成17年8月23日に一部改定された。

33 NCMリーダー認定細則

(目的)

第1条 この総則は、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の認定する栄養ケア・マネジメントリーダー（以下NCMリーダーとする）について、詳細事項を定める。

(資格認定委員会)

第2条 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会は、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会資格認定委員会（以認定委員会）を設置する。認定委員会は、NCMリーダー資格認定審査を大会発表ならびに口頭試問、報告書ならびに研修委員会から報告されたNCMリーダー研修評価結果をもとに実施し、資格認定の可否の判定、第15条に定める資格認定の取り消しならびにNCMリーダー研修受講資格審査に関する業務を行う。

(研修委員会)

第3条 一般社団法人 日本健康・栄養システム学会は、研修委員会を設置する。研修委員会は、当該学会NCMリーダー研修事業ならびに各種団体から申請のあったNCMリーダー研修プログラムが指定基準を満たして実施されているかを審査し、指定に関する業務を行う。

(委員の選出および任期)

第4条 資格認定委員会、研修委員会の委員は、学会会員から理事長が任命する。任期は2年とし、再任を妨げない。各委員会委員長は、委員の互選によって選出する。

(NCMリーダー研修受講資格審査申請手続き)

第5条 NCMリーダー研修受講申請者は受講申請書、管理栄養士国家試験合格証、履歴書および所属施設長の推薦状を一般社団法人 日本健康・栄養システム学会に提出する。
認定委員会により、受講申請者に対して資格審査を行い、理事長が受講許可者に受講許可証を発行する。

(評価と認定証交付)

第6条 資格認定の総合的判定は、研修修了に必要な条件と単位を満たした上で、資格認定委員会により評価する。一定の評価を得られた場合には、理事長によりNCMリーダーと認定され、NCMリーダー認定証が交付される。

(研修プログラムの目的と達成目標)

第7条 NCMリーダー研修プログラムは栄養ケア・マネジメントを構築し、推進し、人材育成ができる者を育成することを目的とする。研修期間は1年間とし、NCM構築・運営のための問題分析と問題の明確化、問題解決、計画作成、評価、継続的業務改善活動、経過発表、成果発表などの実践的活動に取り組めることを達成目標にする。

(研修プログラムの必要要件)

第8条 研修プログラムには以下の要件を含まなければならない。

1. NCMリーダー研修プログラムは、NCM概論、NCM技術論、NCM経営論、NCM計画・運営論、NCM研究技術論などに相当する科目と科目内容によって構成されていること。
2. 講師は人間栄養学、臨床栄養、NCM、マネジメント、研究・調査などの専門家によって構成されていること。
3. 講義は指導者による一方的な講義ではなく、グループ討議やプレゼンテーション、文書作成など、コミュニケーション技法が取り入れられていること。

(NCMリーダー研修の修了証交付)

第9条 NCMリーダー資格認定に必要な単位数 35 単位と 2 回の集中研修の参加、指定された課題の提出、大会発表を実施した者は、NCMリーダー研修修了者と認められる。指定したNCMリーダー研修を修了した者に対しては、修了後速やかに次の事項を記載した研修修了証が理事長から交付される。

1. 氏名、管理栄養士登録番号、生年月日。
2. NCMリーダー研修の開始日および修了日。
3. 研修プログラム責任者名。

(NCMリーダー研修修了者の資格認定不合格者について)

第10条 NCMリーダー研修の修了証交付を受けている者であり、資格認定委員会においてNCMリーダーの資格認定がされなかった者については、継続研修後、再度、認定評価を受けることができる。なお、再度、認定評価が受けられる期間は、合否判定後3年間のみとする。

(NCMリーダー認定資格更新と継続研修)

第11条 NCMリーダーの資格認定有効期間は、認定時から3年間とし、3年間ごとに、資格の更新を実施する。資格の更新は、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会が指定した研修および講習を3年間に100時間履修しなければならない。

(特化した業務の制限)

第12条 NCMリーダーの認定を受けた者なければ、NCMリーダーの名称を用いて総則第6条の特化した業務を行うことはできない。

(臨床栄養師資格認定、登録の履修相当について)

第13条 NCMリーダーの認定を受けた者は、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の臨床栄養師の資格認定、登録に必要な認定講座の履修80時間を相当させることができる。

(NCMリーダー認定の欠格条項)

第14条 次に該当する者にはNCMリーダーの認定は行わないことがある。

1. 罰金以上の刑に処せられた者。

2. 前項に該当する者を除く他、第2条第1項目に規定する業務に関し、社会通念上著しく逸脱した行為があった者、又はそのおそれがある者。

(資格認定の取り消し)

第15条 NCMリーダーが第14条に該当するに至ったときは、理事長は当該NCMリーダーに対する認定を取り消し、あるいは、1年以内の期間を定めてNCMリーダーの名称の使用の停止を命じることができる。

付則

1. この規則は、平成14年4月1日から施行する。
2. この規則の適用は、平成21年3月31日をもって棄却する。
3. この規則は、平成17年8月23日に一部改定された。